

本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。
本大統領令は情報システムParagraph (https://online.zakon.kz/document/?doc_id=38490966#pos=2;-245)
よりダウンロードした露文資料に基づく。

カザフスタン共和国大統領令

2025年までのカザフスタン共和国発展戦略計画の承認

および

いくつかのカザフスタン共和国大統領令の失効の承認について

(2019年9月10日付改定を含む)

下記事項を決定する：

1. 2025年までのカザフスタン共和国発展戦略計画を承認する。
2. カザフスタン共和国政府、中央執行機関および地方執行機関、ならびにカザフスタン共和国大統領の直轄機関および管轄機関である国家機関に対し、自らの業務において2025年までのカザフスタン共和国発展戦略計画に従うとともに、同計画の実現に関して必要な施策を講じることを命じる。
3. 本大統領令の付属文書に従い、いくつかのカザフスタン共和国大統領令の失効を承認する。
4. 本大統領令の履行に対する監督は、カザフスタン共和国大統領府に委任する。
5. 本大統領令は、これに署名がなされた日より効力を発する。

カザフスタン共和国
大統領

N.ナザルバエフ

アスタナ、アコルダ大統領宮殿、2018年2月15日

第636号

2018年2月15日付
カザフスタン共和国大統領令
第636号により
承認

2025年までのカザフスタン共和国発展戦略計画

第1章 序文

第2章 現状と世界的傾向の分析

2.1. 2020年までの戦略計画実現の総括

2.2. カザフスタンの発展のための競争優位性および競争分野

2.3. 将来の展望と挑戦：世界的発展のメガトレンドおよびシナリオ

第3章 2025年までのカザフスタンの発展ビジョン、成長モデル、目標、ならびに最重要国家指標

第4章 最重要かつ革新的な変革：制度的改革

改革1. 新たな人的資本

改革2. 技術刷新およびデジタル化

改革3. 競争および競争能力を有するビジネス

改革4. 汚職のない法治国家

改革5. 地域強靱化および都市化

改革6. 社会意識の近代化

改革7. 変革の統率者としての国家部門

第5章 進化の道：「カザフスタン2050」戦略の実現における優先方針

政策1. マクロ経済政策の促進

政策2. 経済諸部門の競争能力

政策3. 金融市場の発展

政策4. 積極的な投資誘致

政策5. 高い生活の質の確保

政策6. 「グリーン」経済と環境保全

政策7. 積極的な対外経済政策

第6章 2025年までの戦略計画の実現に向けたアプローチ

第7章 最重要国家指標

第1章 序文

2025年までのカザフスタン共和国発展戦略計画（以下、「2025年までの戦略計画」）は、中期的スパンにおける国家計画システムの文書であり、2050年までのカザフスタンの長期的発展戦略の実現に向けて立案されたものである。

2025年までの戦略計画は、2017年初頭に国家元首が表明した第3次国家近代化プロセスを始動させ、経済の迅速な質的成長と、国内における生活の質の向上を目的とした課題を掲げるものである。

2025年までの戦略計画は、世界金融危機の影響を均一化すると同時に、多角化された、持続可能な経済成長への移行の加速をもたらした2020年までのカザフスタン共和国発展戦略計画（以下、「2020年までの戦略計画」）に代わるものとして採択された。2020年までの戦略計画の主たる課題とターゲット指標は達成されており、残る部分は国家プログラムおよび国家計画を介して実現されている。

新たな時代は我々に新たな挑戦を投げかけるものである。例えば、原料依存型経済モデルのメリットの縮小、世界経済における保護主義の増大、デジタル社会発展、技術パラダイムの転換といったものであるが、これらはすべて、世界で起きている大規模な変化に適応することを我が国に求めるものである。

2025年までの戦略計画の基盤には新たな経済成長モデルが据えられている。このモデルは、生産性および経済の複雑性の向上、人的資本の発展、競争の成長のもとにおける民間資本誘致の発展、民間部門のリーダーシップの発展、ならびに国内諸地域が持つ発展ポテンシャルの実現によって輸出志向型生産を促進することに礎を置くものである。新たな経済成長モデルは、先進30カ国による競争の場への途上における「中所得国の罫」の克服を可能とするものである。

2025年までの主たる目標は、経済協力開発機構（以下、「OECD」）加盟諸国の水準にまで福祉の向上をもたらす、経済の持続可能かつ質的な成長の達成である。

経済の質的成長は、ビジネスおよび人的資本の競争能力の向上、技術の近代化、制度環境の改善、ならびに自然に対する人間のネガティブな影響の最小化にその基礎を置くものでなければならない。この際、国連の持続可能な開発目標が重要な指針となる。

2025年までの戦略計画は、2025年までに我が国の経済および社会生活において実現されるべき7つの最重要システム改革と7つの優先的政策を核として打ち立てられたものである。また、先進30カ国への参入の途上における我が国の進歩を評価するため、最重要国家指標および国際指標が定められている。

第2章 現状と世界的傾向の分析

2.1. 2020年までの戦略計画実現の総括

2010年に採択された2020年までの戦略計画は、課題の履行を終え、2007～2009年の世界金融危機後に我が国の経済において生じた状況を安定へと導いた。2016年の実績によるとGDPは対2009年比で36.5%増となり、戦略的経済成長目標を期日前に達成した。

マクロ経済の安定も保たれた。2016年にはインフレ率が8.5%まで低下した。国家基金の資金も含め、我が国の外貨準備高は907億米ドルとなり、対GDP比で66.1%まで伸びた。

2010～2016年における中小企業主体の粗付加価値率は20.6%から26.8%に上昇した。活発な中小企業主体の数は倍増し、25万6,700人分の雇用が保持され、さらに8万1,100人分の雇用が創出された。

好適なビジネス環境の構築においては著明な改善が達成された。カザフスタンが「Doing Business-2018」ランキングにおける順位を17ランク上げ、2014～2017年の間36位となったことがその証左である。

非原料部門に対する国内外の投資は、投資総額の27.7%に増大した。GDPにおける直接外国投資の割合は15.3%に成長した。

安定した法的環境を築き上げるため、無償の法的支援提供システムの構築を目的とした法律が施行されたほか、裁判官の技能要件と選抜メカニズムの厳格化という問題の調整が図られた。また、新たな裁判官倫理法典、企業家法典、新たな刑法典および刑事訴訟法典が承認された。近年では、世界経済フォーラムの世界競争力指標のうち「裁判所の独立性」においてカザフスタンは順位を30ランク上げ、79位となった。

産業・イノベーション発展プログラム前半5年間は経済の多角化を加速したのちに完了し、つづく後半5年間の実現が継続されている。経済におけるエネルギー消費量は6年間でおよそ13.5%削減された。

農工複合体においては、「アグロビジネス」プログラムの一環として、農業主体への助成金が2倍に増額された。こうした施策によって、加工業の労働生産性は17.6%伸び、農業全体では2倍の成長となった。

大規模インフラ開発プログラム『ヌルルイ・ジョリ（明るい道）』の一環として、およそ1,600kmの自動車道が建設、再建されたほか、「ジェズカズガン～ベイネウ」間の鉄道路線および物流インフラの建設が完了した。幹線輸送回廊「西ヨーロッパ～中国西部」も開通した。

2020年までの戦略計画の最重要方針となったものの1つに、教育、科学、保健に対する投資があった。

就学前機関のネットワークを拡張した結果、3～6歳児の網羅率が85.8%に向上した。中等教育では、高いレベルの網羅率が認められた（98.1%）。国際数学・理科教育動向調

査（TIMSS）のランキングでは、初等教育の質においてカザフスタンは上位15カ国に入っている。「クアクアレリ・シモンズ」の世界大学ランキング（QS WUR）では、カザフスタンの8つの高等教育機関がランキングに入っており、うち2つの大学はトップ300、トップ400に入っている。

7年の間にカザフスタン国民の寿命は3年延び、2016年には72.4歳となった。妊産婦死亡率は対2009年比で3分の1に低下し、乳児死亡率も2分の1以下となった。

市民への社会支援を目的とした複合的な施策のおかげで、2009～2016年には所得が最低生活費を下回る人口の割合が8.2%から2.6%に減少した。失業率は過去数年横ばいで、5%前後となっている。

国際的な合意、安全保障、国際関係の安定性の確保にも特段の注意が払われた。信教の自由に対する権利の将来的な実現、ならびにカザフスタンに居住するあらゆる民族の文化・伝統の将来的な実現に好適な諸条件の構築に係る業務も実施された。民族間および宗教間の紛争について、効果的な予防・早期警告システムが構築された。

カザフスタンは国際諸関係における積極的な主体であり、世界的な政策にとって重要な意義を有する数々の決定の採択に参加している。

我が国は、ユーラシア経済連合（EEU）、世界貿易機構（WTO）といった地域的および世界的な経済システムへの積極的な統合を進めている。

一方、2014年からは世界的な過剰生産を伴う「新たな現実」を特徴とする時期が始まり、その結果、世界原油価格の大幅な下落が生じた。これは、我が国の持続可能な発展にとっての新たな課題であると同時に、リスクをもたらすものとなった。

2020年までの戦略計画が開始されて以降、国家元首は戦略『カザフスタン2050』、国家計画『5つの制度改革の実現に向けた100の具体的な歩み』、第3次カザフスタン近代化、社会意識の近代化といった、中期的展望における戦略的課題の実現に向けたアプローチの見直しを要するような、戦略的性質を有する非常に重要な治的文書を発動した。

第2.2項には2019年9月10日付カザフスタン共和国大統領令第151号に従い改定が加えられている

2.2. カザフスタンの発展のための競争優位性および競争分野

今日のカザフスタンは、経済、社会、制度面での発展における大きな前進を遂げた国家である。カザフスタンは中所得国として位置づけられており、購買力平価による国民1人当たりのGDPは2万5,331国際ドルとなっている。

経済成長

2010～2014年におけるGDP成長率は年間4.2～7.4%であった。2014年以降、世界経済においては急激な状況の変動が見られ、その結果、2015～2016年におけるカザフスタンの経

経済成長は年間1.1～1.2%まで減速した。2017年初頭以降、我が国の経済は4%前後という高度成長の軌道へと立ち戻った。これは、新たな発展状況に経済が適応したことを示すものである。

成長の安定性は、ビジネス活動と就労支援を目的とした国家基金の資金の活用を伴う反循環的なマクロ経済調整政策によって確保されたものである。2010年以降、年平均インフレ率は7.9%となっている。

経済構造においては2010年に比べて質的な変動が認められた。GDP構造に占めるサービス領域の割合は2010年の51.7%から57.8%に、加工産業の割合は11.3%から11.8%に成長した。また、急速な産業イノベーション発展国家プログラムの実現によって、加工産業の成長速度は採鉱業の成長速度を上回った。例えば、2010～2016年の間に、加工産業は平均4.4%の成長を遂げたのに対し、採鉱業の成長水準は1.1%にとどまった。輸出における加工商品の割合は、2010年の27.9%から、2016年には35.1%に成長した。品目の割合も777品目から877品目に増大した。

プログラム『ヌルリィ・ジョリ』の一環として、効率的な輸送・物流インフラが構築された。これは、我が国の輸出能力およびトランジット能力の発展を目指すものである。

2017～2021年の農業発展国家プログラムも進められている。これは、農業部門の競争能力の向上、農業協同組合への中小経営主体の幅広い誘致、農産物の輸出の増大、ならびに水資源および土地資源の効率的な利用を目的としたものである。

しかし、経済の多角化を目指して様々な施策が講じられたにもかかわらず、カザフスタンの経済複雑性指標は0.52となっている（比較のために：ロシアは0.21、マレーシアは1.08）。

様々な経済部門における労働生産性水準の後れが認められる。例えば、オーストラリア、カナダといった国々と比べると、農業での後れは12～15倍、採鉱業での後れは5～10倍、加工産業での後れは2～4倍となっている。生産性の成長を抑制する要因となっているのは、最新鋭の技術の浸透と発展が不十分であること、また、固定資本における老朽化と技術水準の低さが認められることが挙げられる。そしてこの結果、2007年にはGDP構造の30%であった総固定資本形成が2016年には23.3%に減少した。

自国の技術開発は、学術・研究業務および試験・設計業務の水準が低いいため制限されている。カザフスタンにおける学術・研究業務および試験・設計業務に対する支出はGDPの0.15%であるのに対し、ロシアでは1.2%、マレーシアでは1.3%、オーストラリアでは2.2%となっている。

金融面では、実体経済部門への融資を抑制する要因となっている喫緊の問題が残されている。銀行融資の規模も、借主のリスクが高いこと、ならびに銀行の資産の質が低いことから制限されている。銀行の貸借対照表に占める外貨の割合が非常に高いままであるため、テングによる融資提供能力の低下が生じているのである。また、代替的な融資源（有価証券市場、ベンチャー融資、ファクタリング、リース等）も未発達である。

2014～2016年における複数の財政刺激措置の結果、2017年には非石油部門の赤字が対GDP比で9%に、国家債務が同24.3%に増大したが、予算赤字全体はGDPの3%以下に、国家基金の資産はGDPの30%超に保持されたため、我が国の安定した財政状態は維持されている。

ビジネスおよび企業活動の発展

企業活動の発展を目的として、ビジネス気運の改善、許可システムの完全化、ビジネス創出手続きの簡素化、国家監督・監査業務の最適化に係る数々の極めて重要な施策が講じられた。

「Doing Business 2017」のランキングによると、カザフスタンは遂行した改革の数が最も多い国家として挙げられた。企業活動の促進および経済活動の活性化に関して予定されていた10の方向性のうち7つにおいて、我が国は48の改革を成し遂げた。

この結果、カザフスタンはベルギー、イタリア、イスラエル、ギリシャ、トルコといったOECD加盟諸国を追い越した。

カザフスタンはこの3年間、経済への国の参加比率を縮小する政策を積極的に推し進めている。民営化プログラムの一環として、2014～2017年に433の経営主体が売却された。「Yellow Pages Rule」の原則の履行によって、国が参加する経営主体の業種も652種から346種に縮小された。

国の機能を競争環境に移管する事業も開始された。これを目的として、2015年には法「自主規制について」が採択されたほか、市場準備度の分析の導入、制度メカニズムの構築が行われた。

しかし、政府は従来と同じく、金融資金と高度技能人材を手元に集め、市場において重要な役割を担っている（2016年のGDPにおける粗付加価値の比率は18.3%であった）。

中小企業主体の経済への寄与度も26.8%と比較的低くとどまっており、中規模企業の数も減少している。ビジネスの発展を依然として抑制している要因としては、融資へのアクセスの制限、ビジネス運営環境から見た地域間の大幅な乖離、ビジネスの拡大ではなく細分化に結びつく法令上の空白が挙げられる。

中小企業部門の輸出ポテンシャルを発展させるため、輸出推進措置一式が提供されている。しかし、大規模市場から離れていることが、物流コストの増大と、カザフスタン産製品の競争能力の低下を招いている。

社会政策

経済、および社会発展における数々の成果の結果、2017年11月時点での我が国の人口は、過去5年間で120万人増となる1,810万人となった。

我が国では統一国家保健システムが構築された。市民の健康保持を目的とした現行の施策の1つに、定期的なスクリーニング検査がある。悪性新生物の早期発見によって、2013

年には99.49人であった人口10万人当たりの腫瘍性疾患による死亡率が、2016年には88.79人に減少した。

しかし、保健分野への融資不足、ならびに地域間における資金分配の不平等が生じている。遠隔地では医療人員不足も認められ、都市と村落部では人員確保率に4倍の差が生じている。これは、医療サービスの品質、および高度医療支援の利用可能性に見られる動向を比較的脆弱なものとする要因となっている。

カザフスタンの教育システムは国際的な教育空間への統合を目指したものであり、ボローニャ・プロセスへの高等教育の移行、知的学校ネットワークおよび国際水準に合致する大学「ナザルバエフ大学」の構築がなされたほか、国際プログラム「ボラシャック」が推進されている。

また、生徒の学習到達度調査（PISA）によるカザフスタンの平均得点がOECD加盟諸国の同指標を10%下回っていることを考えると、中等教育の品質指標の向上も必要である。都市部と村落部では教育の質に差が残っており、これが、統一国家試験の平均得点における農村地域の学校の10%前後の後れとなって反映されている。

技術教育および専門教育システムにおいては、デュアル教育基準と国際基準が導入された。しかし、技術・専門教育システムは今日まで雇用者の需要をターゲットとしてきておらず、物資・技術基盤は老朽化している。また、教育プログラムの大半は国際教育基準に適合していない。

カザフスタンは、世界138カ国中の競争力指数では中等教育の質で68位、高等教育の質で63位、学校マネジメントでは100位、人材育成・開発では70位となっている。これは教育システム、ならびに新たな経済環境下における消費者と教育システムの関わり、ならびに労働市場を調整する社会・労働インフラに対し、深刻な課題を突きつけるものである。

その他の教育関連問題としては、OECD加盟諸国と比べた場合の、教職の地位の低さ、当該領域における賃金の相対的な低さ、教育システムへの資金投入不足が挙げられる。

社会領域においては、自営業者の割合が高く、就労人口の25%を占めること、ならびに農村地域においては非生産的な自営業者が存在するということが懸念の材料となっている。

年金給付領域においては、許容可能な額面における退職年金の給付を支援する目的で、インフレ率を上回るよう毎年スライド調整がなされている。しかし、積立年金システムでは、自営業者および非正規雇用者を完全には網羅できないという問題が依然として残っている。

生活の質に係る重要な指標に住宅の確保がある。住宅建設プログラムの実現によって、近年は毎年1,000万 m^2 前後の住宅が供給されている。現在、国民1人当たりの住宅供給率は21 m^2 であるが、これは東欧諸国の水準（25 m^2 ）に後れを取る数値である。

行政および法の優位性

行政システムの近代化は、国家プログラム『5つの制度改革実現に向けた100の具体的

ステップ』の一環として進められている。

2017年には、国家権力の各部門間における権限の再分配を目的とした憲法改正が行われた。議会の役割と、政府に対する議会の監督機能が強化された。国民に対する責任を負う「コンパクトな政府」が形成されつつある。機能とサービスの一部は、下部構造および競争環境へと移管された。

国家部門においては実力主義原則および国家公務員の新たな評価システムの導入が進められている。過去5年の間に国家機構の効率（世界銀行による世界ガバナンス指標、2015年）は25%成長した。一方、国家サービスの品質に対する国民の満足度は、2014～2015年の評価の総計によると、わずか2年の間に20%上昇した。

しかしながら、2015年には世界銀行の評価による国家機構の効率指標が100点中41点であったのに対し、先進30カ国の評点は75点であった。現行システムはイノベーションを奨励していないため、国家機関の業務改革が首尾よく行われたとしても、それはピンポイント的な性質を帯びるものとなり、広く普及はしない。結果ではなくプロセスに焦点をあてることを促す監督メカニズムが重視されているのである。

国家機関の報告義務、公開性、および透明性の強化を目的として、専門家による審議と公共意見の幅広い聴取が予定されている。業務効率に対する新たな監査・評価システム、ならびに市民誘致制度の導入が進められている。国家コーポレーション「市民のための政府」の設立と同時に、国民への国家サービス提供システムは全面的に近代化された。しかし、国民およびビジネス界の国家業務への参加率はいまだに低く、市民活動指標は100点中39点となっている。

法および司法制度の優位性を確保する目的で、司法システムの改革を実施した。事件の審理期間が半分に短縮され、簡易司法手続きや代替調整策を援用して解決される事件の数が増加している。裁判官の技能要件と選抜メカニズムが厳格化された。

2000年代初頭以降、一連の刑事犯罪要素の非犯罪化、刑事責任の緩和、非刑罰化、自由剥奪に代わる処罰形態の広い適用からなる刑事政策のヒューマニゼーションが進められている。2017年7月には、ビジネスに対する刑法上および法律上の圧力の軽減、刑事訴訟プロセスへの良心的な企業家の召喚の最小化を盛り込んだ法律が採択された。

2015～2025年におけるカザフスタン共和国の汚職防止戦略は、汚職行為予防策を優先事項に掲げた新たな汚職対策システムの基礎を築くものであった。法「汚職との闘いについて」が採択され、これによって予防制度が施行された。国連腐敗防止条約も批准した。カザフスタンはOECDのイスタンブール汚職防止行動計画に加盟し、19の助言のうち14について進歩を遂げた。汚職防止政策に信頼を寄せるカザフスタン国民の数は、2015年の60%から、2016年には73%に増加した。

こうしたポジティブな動向が見られるにもかかわらず、法の遵守水準はまだ十分とは言えない。例えば、2016年には世界銀行による法の優位性指標において、カザフスタンは100点中41点となった。一方、先進諸国の指標は75点を超えていた。「Transparency

International」による腐敗認識指数では、先進諸国の55点に対し、カザフスタンは100点中29点となった。

地域政策

地域政策は、諸地域の発展の均衡保持、経済成長拠点における労働資源および金融資源の地域的集中の促進、ならびに居住地に依存しない国民の就労率および生活の質の向上を目指したものである。

国家レベルにおいては、ヌルスルタン、アルマトイ、シムケント、アクトベといった大規模な都市的集積地域に経済成長拠点を有するマクロ地域が形成されつつある。

地域レベルにおいては、州の中心地およびセメイ市、トゥルケスタン市、単一産業都市（27カ所）、小規模都市（41カ所）、拠点村落（6,660カ所中314カ所）、ならびに国境地帯が成長拠点として定められた。管理下で都市化を推し進めるために、投資誘致、イノベーション発展、快適な都市環境、国内移民の管理に関する都市的集積地域の発展に特段の注意が払われている。単一産業都市および小規模都市の発展においては、経済の多角化と中小企業主体への支援を図る諸策の採択に重点が置かれている。

カザフスタンは、人口密度の低さ（1 km²当たり平均6.6人）と中等度の都市化レベル（ロシアの74%、マレーシアの77%に対し、55.5%）を特徴としているが、これは、社会サービスの提供とインフラ建設の価格を引き上げる要因となっている。

諸地域の社会・経済的発展における不均衡は、依然として大きな問題である。

域内総生産（GRP）で見ると、最も大きな割合を占めているのはアルマトイ市（20%超）、最も割合が低いのは北カザフスタン州（2%）である。GRPが最大の地域（アティラウ州）と最小の地域（南カザフスタン州）では、各地域の住民1人当りのGRPに7倍の差が生じている。

国家管理の各レベルの間において権限の集中緩和が行われた結果、機能の大半が、しかるべき人員数とともに段階的に地方レベルへと移管され、村落地域における行政機関が設立された。地方自治の発展は、様々な決定の採択プロセスに市民が参加する機会を拡大するものであった。また、地域直轄都市および集落（村落）地域における首長選挙が、地域（都市）議会による選出形式をもって実施された。国家予算には第4階層目が導入され、地方自治体予算の収入源が拡張された。

大多数の機能が地方レベルに移管されたことに伴い、諸地域における制度保障、人材保障、財源保障の強化が必要となっている。予算間諸関係と助成・削減の分配に係るシステムが十分なレベルではないため、これが、独力による域内資源の組織・発展、ならびに輸出ポテンシャルと課税基盤、投資誘致の成長へと諸地域を向かわせる刺激となっている。

対外経済の統合

カザフスタンは世界貿易システムへの統合を目的とした多面的な対外政策を首尾よく展

開している。

貿易開放度に係る最も重要な成果となったものに、カザフスタンのWTOへの加盟がある（2015年11月）。WTOへの加盟によって、我が国は対外市場におけるより好適な条件を手にしたほか、貿易紛争の調整と差別的措置の防止に係る一連の手段へのアクセスを手にすることとなった。

地域経済の統合の一環として、カザフスタンは関税同盟からユーラシア経済連合へとその歩を進めた。ユーラシア統合プロセスへの参加は、経済の多角化、非原料部門への投資誘致、販売市場の拡大を行う効果的な手段の1つとなっている。

ナショナル・アイデンティティ

社会意識の近代化における基本原則は、プログラムの文書「未来への指針：精神の復興」に記されている。

カザフスタンの競争優位性の中でも目を引くものとしては、団結と文化の多様性、顕著なナショナル・アイデンティティ、寛容、ならびに最も優れたもののみを受容した上での変化への適応能力が挙げられる。

カザフスタンの社会コンセンサスモデルおよび民族団結モデルは、世界でも非常に優れたものの1つとみなされている。我が国は国民の個人的安全保障および国家安全保障のレベルにおいて高い順位を占めている。カザフスタンの民族政策の長所としては、民族や信教に依存しない平等な市民の権利の実現、カザフスタンのアイデンティティの強化、市民原則における団結、諸民族の言語・伝統・文化の発展に必要な諸条件の構築と支援が挙げられる。

国家は、性別によるあらゆる差別を克服するためのジェンダー平等の達成と、あらゆる労働領域、社会領域、個人生活領域における男女の能力の完全な実現に必要な諸条件の構築に努めている。カザフスタンは、女性の権利と機会の拡大と保護に関する国連の基本文書に加盟している。

我が国の社会・政治的活動への市民の参加、ならびに政府と民間機関との協力体制を確保する目的において、法的・制度的諸条件が構築された。国家管理のあらゆるレベルにおいて国民評議会が機能している。また、非政府機関との協力のもとに実施される社会プロジェクトへの国家融資メカニズムも完全化されつつある。地方自治制度も発展を遂げている。

問題は、国民のイニシアティヴ水準が低いことである（国民へのアンケートによると、自らこれを負う国民は10%に過ぎなかった）。この社会アンケートによると、国民の30%が我が国の発展に積極的に参加する用意があり、若者世代ではこの割合が60%前後にのぼるといふ。

「グリーン」経済と環境

カザフスタンはエネルギー消費量の多い国家である。このため、現在、持続可能な長期的発展への移行に向けた歩みが必要とされている。

再生可能エネルギーおよび環境保全への移行という問題を複合的に解決する「グリーン」経済というコンセプトが推進されており、2050年までに、代替エネルギーおよび再生可能エネルギーの利用比率を50%に引き上げるという目標が課せられている。

カザフスタンはパリ協定に加盟しており、2030年までに温室効果ガスの排出量を15%削減するという貢献度を達成する義務を負っている。

再生可能エネルギー源の発展、省エネルギー、エネルギー効率性を目的とした法的メカニズムおよび経済メカニズムが構築された。2017年1月1日の時点で、我が国では再生可能エネルギーを使用している企業が約50社あり、その総発電量はおよそ300MWであった。これは、2016年に生産された電力の1%に相当する量であった。

中央制御給水システムへの国民のアクセス率は、都市部では82%から88%に、村落居住地点では42.5%から52.3%に増加した。

環境に関する問題、すなわち土壌劣化、水資源不足、都市部における高度な大気汚染、生活廃棄物の再利用といった問題は未解決のままである。

2.3. 将来の展望と挑戦：

世界的発展のメガトレンドおよびシナリオ

2025年までの戦略計画の立案にあたっては、100を超える世界的メガトレンドの研究を行い、世界的発展の複数のシナリオを作成した。世界的メガトレンドには、世界レベルですでに進行し、中期的展望においてカザフスタんに直接的な影響を及ぼしうる数々の傾向が含まれている。世界的発展のシナリオは、将来の不透明性を考慮したものであり、最も信頼性の高いシナリオを含むものである。しかしその一方で、我が国にとって重大な意味を持つ、2025年までの世界的変動における相矛盾するシナリオをも含むものである。

カザフスタンにとって喫緊の問題となる世界的メガトレンド

メガトレンドが有するあらゆる多様性に立脚したうえで、社会、技術、経済、環境、政策といった下記の5つの重大なグループが選択された：

社会的メガトレンド

先進諸国および新興諸国、ならびに大企業の大半は、人的資本の発展に投資した。教育への投資額は全世界で伸びている。この領域における国家投資は、2012年には34%増の4兆4,000億米ドルであったが、2016年には5兆9,000億米ドルとなった。教育を受けた人口の割合は、2050年までに現在の66%から77%に伸びる見通しであり、この際、高等教育を有する人口は事実上2倍に伸びると見込まれている。

新たな経済規範「知識経済」の構築も進められている。不確実な条件下で、創造的アプローチを要求される複雑な分析課題を遂行する能力を有する人々が、より多くの専門的メリットを得られるのである。先進諸国の就労構造においては、こうした人員はすでに25%以上いるが、新興諸国では同割合が8~17%にとどまっている。

世界はその歴史において初めて、いまだ市場に存在しない職業に就くべきスペシャリストを育成する必要に迫られている。そしてここから、汎用性の高い「21世紀のスキル」、つまり、批判的な思考、ビッグデータの取扱い、効率的なチームワーク、変化への迅速な適応といった能力の発展へと力点を移動させた新たな教育方針に関する問題が生じてくる。

また、教育モデルそのものも変化を遂げている。伝統的な教育システムはもはや知識を独占できるものではなく、デジタル技術を利用した自己学習の持つ意味が増大している。2015年には米国で、履修単位の総数におけるオンライン学習の割合が22%となった。これは、2005年には7%であったものである。過去20年の間に教育技術への民間投資額が急速に成長し、2010~2015年には前代未聞の32%に到達したのも、この点と関連したものであった。

都市化と移民は、世界規模で強まっている。新たな技術の導入と、いわゆる規模の効果が、国内および越境での移民の増大を招いているのである。特に、今日では越境移民の数が世界中で2倍以上に膨れ上がっている。1960年には8,000万人であったものが、2016年には2億5,000万人前後に成長したのだ。

国内では、都市への移民が見られる。例えば、1960年には都市人口の割合が34%であったのに対し、2015年には54%になっており、2050年には70%に増加すると見込まれている。この際、2030年までの人口増大が最大になると予測されるのは、メガポリスおよびその都市的集積地域においてである。メガポリスの数は、2012年の20カ所から、2025年には37カ所に増加する見込みである。都市は世界のGDPの70%超を担っており、新規雇用の創出においても同様の割合を占めている。

これらはすべて、居住・教育・就労場所の選択に複数の可能性を提供することの意義が大幅に増大したことを意味するものである。最も需要の高い職能を習得する権利をめぐる競争のレベルも、地域的なレベルから世界的レベルへと移行しつつある。

また、民族的寛容性も重要な役割を獲得している。2015年には、国際的な移民の数が2億4,400万人であったが、これは2000年の水準を41%上回る数字であった。

技術的メガトレンド

新たな技術は世界経済を変え、その結果、労働市場も変化する。モノのインターネット（IoT）、ロボット技術、ナノテクノロジー、自動輸送手段、3D印刷等の技術が積極的に導入されている。

世界で使用されているロボットの総数は2017年には160万台を上回った。この数は2年後には56%増の250万台に伸びると予想されている。ロボット化ソリューションの価格は

下降傾向にあり、ロボット溶接機のコストは2005年には18万2,000米ドルであったが、2014年には13万3,000米ドルとなった。事前評価によると、2025年にはさらに23%引き下げられ、10万3,000米ドルになると見込まれる。

ハイテクブーム追うように、世界の労働市場ではすでにグローバル規模における「スキルギャップ」が認められる。労働プロセスの自動化およびデジタル化によって、技能習熟度が低いか、もしくは中等度の人材に対する企業側からの需要が消失しつつある一方で、高度技能人材に対する需要は急激な増加の一途を辿っている。

その結果、世界では平均35%の雇用者が高度技能人材の募集に困難をきたしている。

様々な評価によると、ビジネスプロセスにおいて始まった自動化とデジタル化は、近い将来、現在存在する職業の9~50%を消失のリスクにさらすという。

世界経済フォーラムの評価によると、2020年までに710万人分の雇用が失われるという。現在すでに減少し始めている職業としては、アナリスト、会計士、法律家、トレーダー、人材スカウト、行政人員等が挙げられる。維持されている「伝統的な」職業の本質も大きく変化すると予測される。

技術の進歩は、テレワークおよび自営業に活発な発展の契機をもたらした。プラットフォーム・ソリューション（「Uber」、「Airbnb」等）の発展が、自営業の成長を促進する要因となった。ヨーロッパだけでも、プラットフォームを介した取引高が2025年までに20倍に伸び、このセグメントにおける就労率を最低でも17%成長させると見られている。

デジタルサービスは、デジタル集団の枠内における快適かつ低コストのソリューションの上に構築される共同利用経済の成長を促している。このような経済は莫大なポテンシャルを秘めており、2025年までに年間27%の成長を遂げると期待されている。

ビッグデータ活用部門は先に例を見ないほどの成長を呈している。2015年、この種の市場は1,250億米ドルに到達し、年間約10%の割合で成長を続けている。これは、他のソフト市場のおよそ倍の速さである。

2015年には技術分野のスタートアップ企業全体の46%がデータのクラウドコンピューティングと分析に携わっていた。ただし、ビッグデータの発展は、将来的展望と同時に、その安全な収集、保管、ならびに社会生活におけるデータ過剰の影響といった問題を掲げるものとなるであろう。

データ処理分野における最新技術の1つに、コンピューター教育（自己学習システム）、ならびに人工知能構築への第1歩となるニューラルネットワークの開発と導入がある。

経済メガトレンド

世界経済においては、WTO原則（環太平洋パートナーシップ、東アジア地域包括的経済連携）に不利益をもたらす貿易体制の地域限局化、「制裁戦争」、保護主義の強化といった複雑なプロセスが認められる。経済および権力の分散化、すなわちBrexit（イギリスのEU離脱）、米政策の新たな重点（「americanism, not globalism」）が生じている。ロシ

アにとっては原則的な競争である欧米との競争も激化している。しかも、市場および情報へのアクセスをもたらす技術と可動性の発展、越境による資本の流れ、および国際融資が、グローバル化というプロセスを客観的現象にしている。

また、大量生産からマス・カスタマイゼーションへの移行も進みつつある。大企業の間で連続的な「消費競争」が進んでおり、この競争においては、製品の品質、付加的サービス、顧客ニーズ重視の姿勢が決定的な役割を担っている。

サービス貿易も急激な成長を遂げている。サービスのデジタル化が一層進む一方で、伝統的な商品メーカーは、自社のオファーに様々なサービスを含めるようになってきている。

社会支援はすでに、国のみの責任範囲ではなくなっている。企業の社会的責任、非政府組織および非営利組織の事業が、社会支援の提供において特別な役割を担うようになってきている。例えば、米国では企業および個人が担う社会的支出総額の対GDP比率が11%にのぼっている。これは、国による支出19%に匹敵する数字である。

環境メガトレンド

クリーンな生産と再生可能エネルギー源への移行が継続されている。廃棄物の再利用、二酸化炭素出量割当規模の遵守に関しては、ビジネス界および行政府に対する圧力がさらに増しており、これがビジネス界による「グリーン」技術の探求、開発、導入を促進している。予測によると、世界のエネルギー経済における再生可能エネルギーの割合は2020年までに26%を上回るという（2013年は22%）。再生可能エネルギー源に対する世界的な投資も、2001年の610億米ドルから、2015年には3,010億米ドルに成長した。省エネに向けた投資総額における再生可能エネルギー源の割合もほぼ倍増し、10%から19%となった。

清浄な空気、ならびに清浄な飲用水へのアクセスといった基本的な生活条件の確保は、依然として重要な問題である。例えば、2025年には18億人が水資源の絶対的な不足を抱えた国家あるいは地域で暮らすことになり、世界人口の3分の2は給水体制が厳格化された環境に置かれることになるだろう。

有機農産物、ならびに環境配慮型農産物に対する需要の増大も認められる。その結果、2011～2015年だけでも有機農産物の栽培に当てられる農地面積が22%から36%に伸び、4,400万haに達した。環境配慮型農産物の世界市場は、2020年には2,000億～2,500億米ドルに達する見通しである。

疾患の予防、ならびに健康的なライフスタイルも広まっており、先進諸国の国民は、この目的により多くの時間と個人的資産を費やしている。

政治的メガトレンド

歴史的な大国「主要7カ国」（以下、「G7」）は「多極化した」世界の出現と、一連の新興国および影響力を有する諸連合の影響力の増大を目の当たりにした。

2012年以降、新興諸国のGDP（購買力平価）はG7諸国のGDPを上回っている。現在、

世界が抱える重大な問題の審議には、投票権を等しく有する巨大国家グループが参加している。例えば、自国の経済利益を満たし、国連内部の交渉における自国の地位の強化を狙いとした新興国連合として立ち現れた「77カ国グループ」（以下、「G77」）がそれである。2015年、G77の加盟国は134カ国にのぼった。

過激思想およびテロリズムに対しては様々な対策が講じられているにもかかわらず、世界におけるテロ攻撃や政治暴力のリスクは依然として高く、中でもアフリカ、中東、アフガニスタンでその傾向が強い。

近年、テロ攻撃は先進諸国においても発生している。

キリスト教諸国においても、イスラム教諸国の大部分においても、宗教的過激思想に対する恐怖が増大した。

サイバーテロの脅威も増大している。世界集団は、情報インフラのさらなる大規模な強化、ならびに政府と民間部門との間のより効率的な協力体制の構築に取り組む必要がある。国際セキュリティ市場は同分野に対する関心の高まりを反映し、2015年には1,050億米ドルと評価された。同市場は2021年には1,820億米ドルにのぼるとされており、年平均9.5%の計画的成長が見込まれている。

また、国民とのコミュニケーションチャンネル増やす政府が増えており、対話への国民の誘致、ならびに国民への投票権の提供を目的としたプラットフォームとして、デジタル情報チャンネルが活用されている。インターネットやソーシャルネットワークへのニュース情報の移行によるものも含め、マスメディアの役割の強化も認められており、これが情報の拡散速度を著しく速めるものとなっている。

世界的発展のシナリオとカザフスタンに対するその影響

2025年までの戦略計画には、今後の世界的出来事に関する3つのシナリオが含まれており、その各々において、カザフスタンが成功を遂げた現代的国家としての地位を保持しそれを強化していくために必要となる発展の道筋が策定されている。

シナリオ「ハイテクブームは、技術の躍進が世界における主要な競争メリットになることを想定したものである。

イノベーションへの投資の時期を逃さずに、首尾よくこれを導入した諸国では、経済のあらゆる部門で生産性の高度な成長速度が達成された。こうした条件下では、先進諸国の成長率は年平均で毎年2.5%、新興諸国の成長率は同4.7%になると見込まれる。

このシナリオの場合、カザフスタンは、生活必需品となるハイテク商品とハイテクサービスの大部分を輸入に頼り、この費用を天然資源で支払うことを余儀なくされる後進国グループに入らないよう、あらゆる部門の技術上の近代化を遅滞なく終えることが重要になる。

この際、固定資本および生産プロセスの刷新、労働力側における認識スキル・技術スキル・コンピテンシーの発展、高度技能を有するスペシャリストの誘致、サイバーセキュリティ

ティの確保が前景に押し出されることになるだろう。

このシナリオの場合、先進30カ国の競争市場への参入を2050年までに確保するために、カザフスタンは2025年までに年平均で5.0%というGDP成長率を達成する必要がある。

シナリオ「開かれた統一世界」は、自由化、自由貿易、世界統合を背景としたグローバル化プロセスの増強を想定したものである。新興諸国では、アジア諸国の役割の増大を伴う期待以上の成長が予想される。こうした好適な条件下では、先進諸国の成長率は年平均3.1%、新興諸国の成長率は同5.2%の速度になると見込まれる。

このシナリオでは、「新シルクロード」プロジェクトへのより深い統合をもって、国際的な統合プロセス、中でもユーラシア地域における統合プロセスへと積極的に参加することがカザフスタンにとって重要となる。学術・研究業務および試験・設計業務、ならびにイノベーションへの迅速かつ大規模な投資の実現、さらには国内競争の強化によって、カザフスタンは一層競争能力の高い製品・サービス市場を扱う世界市場への進出と、世界貿易高における自国の割合の拡大を果たすことが可能となるだろう。

外国投資の誘致、および好適なイメージの構築を実現するには、法の優位性の確保、経済の開放性の向上、持続可能な発展の達成を目標としたOECDの助言を迅速に実現することが必要である。

こうした条件の場合、カザフスタンは2025年までに年平均5.4%というGDP成長率を達成する必要がある。

シナリオ「分裂した世界」は、保護主義政策が広がり、その結果として全世界の成長速度が鈍化し、先進諸国の経済も失速することを想定したものである。世界貿易の大幅な落ち込みが予想される。政治面においては、ナショナリズム、民族間・宗教間紛争、移民制限を背景として、世界はより一層分断されるであろう。

このシナリオは先進諸国の年平均GDP成長率を1.2%まで、新興諸国のそれを2.7%まで落ち込ませるものである。

このシナリオの場合、原料輸出からの収益低下を補填するためにも、カザフスタンにとっては輸出商品・サービスの品目の拡大と世界市場におけるそれらの競争能力の向上が重要になる。また、社会的弱者層の保護を目的とした社会的優先方針に注力することも必要である。海外パートナーとの構造的関係を維持するには、主権的世俗国家としてのカザフスタンの国際的イメージを保持することが重要である。

こうした条件の場合、カザフスタンは2025年までに年平均で4%というGDP成長率を達成する必要がある。

上記の3つのシナリオのうち、最も可能性が高いものは「ハイテクブームであり、2025年までの戦略計画でもこのシナリオが優先方針として選択されている。

第3章 2025年までのカザフスタンの発展ビジョン、 成長モデル、目標、ならびに最重要国家指標

先進30カ国への途上で－第3次国家近代化の始動

2017年初頭、カザフスタン共和国大統領は第3次国家近代化の始動を表明した。同近代化政策の目標は経済成長の加速化および国民の生活の質の向上であり、これは、我が国が2050年までに自らのビジョンを実現し、先進30カ国の競争市場へ参入することを可能とするものである。

第3次近代化は次の3つの重要な刷新プロセス網羅したものである：

1つ目は経済の近代化であり、その基礎には民間部門の役割の強化のもとにおける技術の近代化、ならびに国家機関の効率性の大幅な向上が置かれるべきである。

2つ目は政治および制度の近代化であり、権力の分散化、大統領から議会および政府への権力の委譲、さらには国家管理制度の効率の向上を目標としたものである。

3つ目は社会意識の近代化であり、国民の開放性、実用主義、競争能力を向上させることを使命としたものである。

2025年までの戦略計画は、第1には、第3次近代化の目標の実現を可能とする新たな経済成長モデルの構築を目指したものである。同戦略計画の本質は、2025年までに実現することが最も重要であるシステム改革、ならびに戦略「カザフスタン2050」の一環として着手された優先的政策にある。そしてこれらは、継続する必要がある。

新たな経済成長モデル：生産性が高く、競争能力を有する輸出志向型経済

カザフスタン経済の根本に関わる変容は、原油価格が高騰していた時代に特徴的に見られた量的成長を優先することの否定、ならびに国家資本主義の役割の優勢を否定することの上に築かれた質的な経済成長という新たなモデルへの移行を必要とするものである。

これは、経済成長における3つの重要な要因、すなわち生産性および経済の複雑性の向上、コンピテンシーの発展、民間資本の誘致が前景に出てくることを意味するものである。主たる課題の一部となるものに、競争の奨励、民間ビジネスの主導的役割、成長を最大化する要因としての地域ポテンシャルの開拓がある。新たなモデルは、付加価値の高い輸出志向型経済の構築を目指すものとなるだろう。

生産性および経済の複雑性の向上は、諸企業および諸部門の機動的な効率の向上、ならびに我が国の生活におけるあらゆる経済的・政治的・社会的側面の技術刷新とデジタル化をもって実現されるものでなければならない。

技術の開発、移転、適合を目的とした応用研究およびイノベーションへの投資の促進によって、技術刷新のプロセスを連続的なものにすることが可能となる。

しかしこれは、常に改良が重ねられ、複雑化していく技術の中であって、各種のソリューションを探求、導入、活用するために必要なクリエイティブなスキルと認識能力を有す

る人材なくしては不可能なものである。

新たな経済成長モデルにおいては、競争と民間ビジネスの主導的役割の奨励に特別な位置づけがなされている。競争は、企業の生産性の成長、労働市場におけるコンピテンシーの発展、新規企業の立ち上げによる新たな雇用の創出といった事柄を実現するための刺激となるものである。総じて、競争環境の発展は、企業家および民間ビジネスのイニシアティブを成長させるものとなるであろう。

民間資本の誘致は必要な技術刷新とイノベーション発展を実現するための必須条件である。

経済成長を促すさらなる要因としては、地域ポテンシャルの開拓が挙げられる。地域の経済準備資金の誘致と人的資本の向上は、一方では地域の生産高を最大化し、消費市場を成長させることにつながり、また一方では諸地域の住民の生活の質の全体的な向上をもたらすものともなる。

国内の消費市場の規模がさほど大きくはないことを考えると、輸出志向は、成長しつつある商品およびサービスの販売市場の境界を広げ、世界的なバリューチェーンの構築をもたらすものとなるであろう。

インフラおよび物流上の制限を伴わないサービスの輸出は、我が国が外国市場から離れているという問題を解決するものとなる。

輸出市場における貿易は、海外メーカーとの競争によって、競争能力および複雑性の向上、ならびに輸出する製品・サービスの品目の多角化をもたらす刺激となるものである。

経済の質的成長の原動力

質的成長を確保するには、経済諸部門において新たな成長の原動力となるものを始動させる必要がある。基本的な経済部門およびサービス領域では、その技術と輸出志向性の向上に必要な改革を行うことが必須である。

1つ目の原動力となるべきものとしては、既存の経済諸部門の機動性の向上と生産・輸送・製品販売コストの低減、技術刷新・デジタル化への投資、「グリーン経済」への移行に必要な諸条件の構築をもって、既存の経済諸部門の生産性を向上することが挙げられる。

2つ目の原動力となるべきものとしては、輸出志向型商品・サービスの品目の多様化をもって、既存の諸部門における輸出目的での生産規模を成長させることが挙げられる。さらに、高付加価値商品・サービス、グローバルな供給ネットワークの構築、輸出の推進、ならびに経済取引への天然資源および土地資源の合理的な取り入れに焦点を当てていく必要がある。この結果、世界市場における我が国の地位は、輸出における主要な方向性のすべてにおいて強化されることになるだろう。

3つ目の原動力になるものとしては、供給ネットワークの構築、既存の諸部門の境界上におけるサービスの発展、技術系企業の現地化、技術の移転、およびイノベーションの商業化をもって実現されるべき生産性の高い部門の構築が挙げられる。これを実現すること

によって経済の多角化、地域における新たな競争優位性の創出がもたらされるはずである。

経済諸部門においてこのような新たな成長の原動力を首尾よく始動させるための重要な要因となるのは、民間投資の誘致・維持、および技術コンピテンシーの向上を効率的に行うシステムの構築である。

新たな経済成長モデルの5つの原則－2025年までの戦略計画の基礎となる最重要改革

新たな経済成長モデルへの移行は、現行の国家政策における根本的な改革を必要とするものである。こうした改革は戦略計画のイデオロギーをなすものであり、同計画における改革、目標、優先方針の基盤となるものである。

政府、中央国家機関、および地方執行機関は、数々の課題を遂行するにあたり、2025年までの戦略計画の基礎をなす下記の原則に従うものとする：

あらゆる場面における生産性と品質への志向：就労の確保と賃金の引き上げによる消費の促進から、商品・サービスの生産性・多角化・品質の発展による生産の促進へ；

国民、企業、諸部門における技術的な志向：教育における習得・記憶方法や、個々の部門における技術の活用方法から、人生のあらゆる段階におけるクリエイティブなスキルおよび認識能力の発展、ならびに技術の全面的な浸透と全般的なデジタル化へ；

成長促進要因としての競争：国および民間による独占または寡占の発展、輸入代替、外国人労働力誘致の制限から、諸部門の非独占化の奨励、輸出の推進、技術企業の現地化、才能あふれる人材の誘致へ；

民間部門の役割の優勢：プロジェクトの計画立案、実現、投資誘致、ならびに諸企業への直接支援に対する責任を負っていた国の役割の変革から、障壁の除去、民間投資および投資プロジェクト実現に対する共同責任の促進による、企業家のイニシアティブの発展に必要な体系的諸条件の構築へ；

地域の積極的なポジショニング、地域発展の均衡保持：中央集権的な計画立案と資源分配から、より一層の経済的自立、責任、地域間の競争・協業、地域ビジネスの成長および行政管理の質に対する国民の満足度の成長を実現するための諸条件の構築へ。

2025年までのカザフスタンのビジョンと目標

国民、ビジネス界の代表者、および国家部門の期待（アンケート結果による）によると、カザフスタンは、国民の生活レベルの向上と、先端技術およびスキルに基盤を置いた、競争能力を有する経済を備えた公開的かつ統一的な、公正な国家となるべきである。

2025年までのカザフスタン共和国の戦略目標は、OECD加盟諸国に匹敵する水準へと国民の生活水準を引き上げる経済の持続可能な質的成長の達成であり、これは、ビジネスおよび人的資本の競争能力の向上と、技術の近代化、制度環境の完全化、ならびに自然へのネガティブな影響を最小限に抑えることにその基盤を置いたものである。

カザフスタンはOECD加盟諸国に後れを取らない水準における社会・経済的および制度

的發展の達成と、その後のOECDへの加盟を目指している。

国連の持続可能な開発目標への適合、ならびに国家のあらゆる活動領域における最先端実績の導入とOECD基準の導入によって、先進30カ国への参入の途上におけるカザフスタンは進歩を遂げることが可能となる。

この目標の達成に見合った経済成長水準は年平均GDP成長率にして4.5～5.0%以上となるものであり、これによってカザフスタンは2025年までに国民1人当たりのGDPを4万6,100米ドル（購買力平価）に伸ばすことが可能となるだろう。

計画上の成長速度の確保は、目標を達成するための必須条件である。しかし、GDPは国民の生活の質や実際の福祉水準ならびに環境が被る損害を完全に反映できるものではない。

進歩と目標の達成度を評価する目的で、最重要国家指標が定められた。これは、国民の生活の質と経済成長の質を評価するものである。

こうして注いだ努力と全国規模での進歩を指標に基づいて評価することは、世界経済フォーラムの世界競争力指標における我が国の順位を2021年の46位から、2025年には40位へ、2050年には30位へと引き上げることになるだろう。

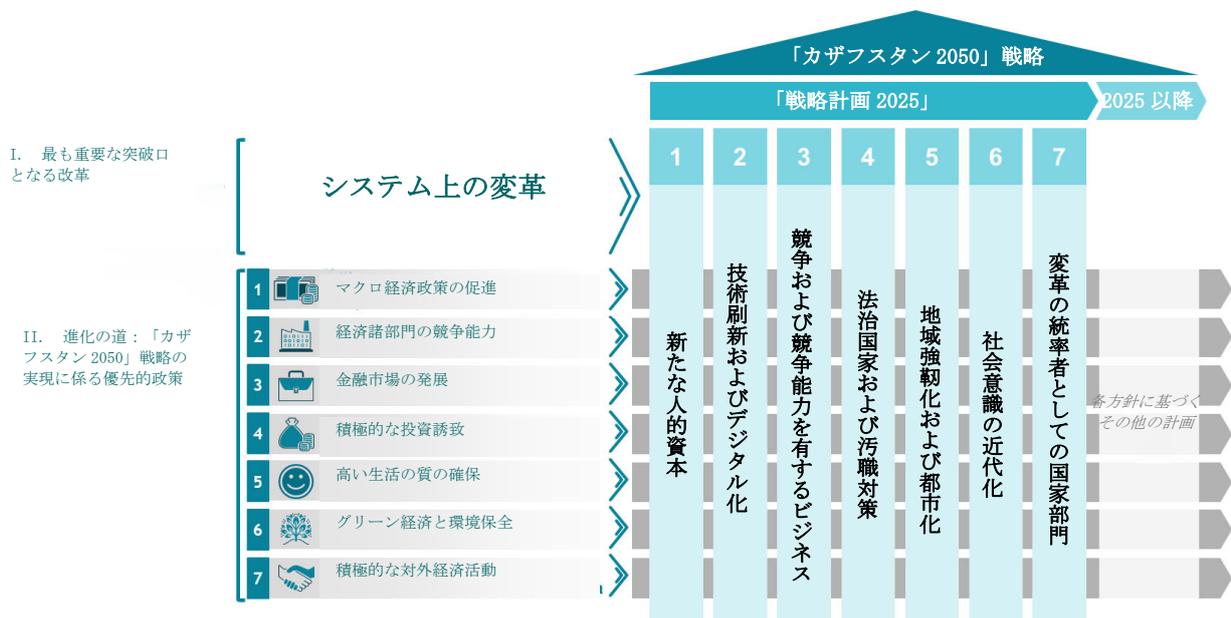
7×7計画－「カザフスタン2050」戦略の実現に係る7つのシステム改革と7つの優先的政策

2025年までの戦略計画は、2つの優先的發展方針を含むものであり、これらの目標は下記のシステム上の変革を実現するに向けられている：

システム改革－我が国の経済と社会生活において2025年までに実現されるべき7つの最も重要な、突破口となる改革；

優先的政策－戦略『カザフスタン2050』の優先方針にのっとって実現される方針。

図. 7つのシステム改革と7つの優先的政策の見取図



第4章には2019年9月10日付カザフスタン共和国大統領令 第151号に従い改定が加えられている

第4章 最重要かつ革新的な変革：制度的改革

改革1. 新たな人的資本

改革の本質：高度技能と21世紀に必要とされるスキルを有する人的資本の発展は優先的課題であり、カザフスタン経済の今後の成長はこの課題に左右されることとなる。新たな時代のコンピテンシーには、必要なスキルの絶え間ない教育と開発へと向けられた準備体制が含まれている。技術刷新とデジタル化は、自らの労働時間を効率的に使うことができ、かつ、技術と知識を応用する能力と、プロセスの完全化、イノベーションの実現を推し進める能力を有する有能な人材なしでは実現不可能なものである。

2025年までのカザフスタンにおける根本的な改革：

従来の教育プログラムから、機能的リテラシーの発展、ならびに短期的、中期的、長期的展望において労働市場が必要とする現代的スキルおよびコンピテンシーの形成へ；

カザフスタンの教育における地域重視から、国外市場におけるカザフスタンの教育の需要と競争能力の向上へ；

教員のモチベーションの低さから、最も地位の高い職業の1つとしての教員職へ；

形式的な教育システムから、人生のすべてにわたってのスキルおよびコンピテンシーの恒常的な向上へ；

生産性の如何に依存しない諸部門・諸地域への労働資源の集中から、部門間および地域間における労働資源の均衡の取れた分配へ。

今後の課題

人的資本の発展をもたらす最も重要な条件は、将来的な労働者に対する高度技能と、必要とされるスキルおよびコンピテンシーの教育である。

このために必要となるのは、新たな経済による人材への需要と人材育成システムをシンクロさせること、ならびに、すでに就労している労働者の再教育および技能向上の機会を確保することである。新たな経済による人材需要を見定める国家予測システムと国家技能システムの発展が、このプロセスの出発点となるであろう。

そしてこの論理的延長となるものに、教育システム全般の水準の向上がある。すなわち、教育プログラムは、国際基準をふまえたうえで、新たな経済の求めに応じて更新されるものであり、教育人員の育成と動機づけの質の向上を図る諸策が講じられる予定である。教育領域における改革は、民間ビジネスとのパートナーシップのもとに展開され、この際の実目標は、技術・デジタル上のコンピテンシーを有する高度技能人材に対する労働市場の需要の充足となる。

既存の労働資源が持つポテンシャルも、より効率的に活用すべきである。経済の近代化

と、それに随伴する企業間・部門間・居住地点間の労働力の移動は、より生産性の高い雇用場所への計画的かつ柔軟な移動に必要な諸条件の構築を必要とするものであり、これは、職業移動および労働市場インフラの発展によって実現されるものである。カザフスタン国民の就労促進に関する積極的な施策と、高度技能を有するスペシャリストの海外からの誘致もまた、経済への必要人材の供給を促進するものとなるだろう。

優先方針「経済成長の基盤としての教育」

教育システムは、あらゆるレベルにおけるアクセス性と包括性、ならびに労働市場が抱える当面の需要および今後の経済に応えることができる人材の育成を目指すものでなければならない。

課題「全面的かつ需要の高い教育の達成」

急速な技術の発展と経済成長は、新たな教育・育成方法の必要性を示すものである。教育プログラムは、専門的な部門スキル、ならびに複雑で複合的な課題をクリエイティブかつ革新的な方法で解決するスキル、さらには恒常的な自己啓発の意欲、チームワーク能力を有する人材育成を目標とするものでなければならない。

イニシアティブ1.1「教育のアクセス性と包括性の確保」

就学前教育は、小児における認識能力の発展と教育への関心を促進するための出発点となるものである。1～6歳児に対する就学前教育の網羅率を向上させる目的で、官民パートナーシップを活用した民間就学前機関ネットワークの開発を継続する。このため、地方予算および官民パートナーシップメカニズムの資金をもって、断続的な営業体制を、継続営業体制へと徐々に移行する。

研修コースを用いた人材育成も含め、労働技能に関する無償の技術・職業教育をあらゆる希望者が受けられるようにするメカニズムを拡張する。これは、労働技能の第一歩を無償で手にできる、若者向けの社会的エレベーターの構築をもたらすものである。研修コースを用いた人材育成は、技能を持たない若者を含め、貧困家庭の子ども、失業者、教育センターやカレッジをベースとして国家予算により自己学習に励む者、ならびに雇用者を含むすべての希望者を網羅するものとなる。

教育心理学的なインクルーシブ教育サポートの実現、専門部署の構築、必要とされる労働技能に関する中等・技術・専門・卒後教育プログラムの策定、ならびに教育スタッフの技能の向上を実施する。

特殊教育を要する者に関しては、あらゆるレベルの教育へのアクセスを確保するための業務を進めるほか、個人への融資の基準額の引き上げと、該当者への教育に関する政府発注を拡大する。

中等学校卒業生に対する有償高等教育機関への自由な進学の実現を目的として、入学試験の形態を選択する権利を提供する。

イニシアティブ1.2「あらゆるレベルの教育プログラムの内容の刷新」

子どもが初等教育を受ける準備を整えるため、就学前教育および初等教育にかかる教育プログラムの実現における連続性を構築する。また、健康、適切な食事、安全確保、ならびに幼少期からの認識スキル、社会スキル、自己学習スキルの教育を目的とした複合的な幼児教育システムを構築する。

幼児教育・養育に係る学術成果および最先端の実績に基づく効率的かつ新たな教育プログラムの導入を行う。また、両親に対する幼児教育・養育に関する情報面での啓蒙と知識の提供を行うプロジェクトを実現する。

学習者における機能的リテラシー、批判的思考、実生活における知識および能力の応用能力の構築を目的とした中等教育システムにおける内容の刷新を継続する。学習プログラムには、新たな技術、学術的イノベーション、物資の近代化、プログラミング、ロボット技術、初歩的技術教育の発展を目標としたSTEM教育の要素を加える。またこれを目的として、追加教育プログラム、学外行事、学術サークル、学外学習の組織化、子ども向けテクノパーク、ならびに必要なインフラと構成要素のすべてを備えた子どものテクノパークおよびビジネスインキュベーターのネットワークの構築が計画されている。上級学校では一連の学習科目の授業を英語で実施する。

12年教育への移行は、教員および両親による団体の承認と、同団体との幅広い審議の結果を見て実施する。

技術・職業教育システムにおいては、「国際技能競技大会（WorldSkills）」の国際要件、ロボット技術、デジタルスキル、多言語空間の教育を行う刷新された教育プログラムを導入していく。このプログラムは、雇用者の参加のもとに、新たな職業基準を基盤として立案されるものである。高等教育との連続性と、大学卒業後の教育を確保するため、技術・職業教育システムおよび中等卒後教育システムにおけるクレジットモジュール・テクノロジーへの移行を図る。

技術・職業教育システムにおける国際基準および職業基準に適合する教育プログラムの立案と承継は、主要なカレッジ、および諸企業との協力の元に設立されるコンピテンシーセンターにおいて推し進める。人材育成面の体系化を目的として、技術・職業教育のアウトライン作成業務を継続する。

技術・職業教育プログラムおよび高等教育プログラムの更新を目的として、雇用者の支援のもとに重要なプログラムの評価が行われ、その結果に基づき、最も需要が高い専門能力に関する教育プログラムリストの刷新が進められる予定である。

教育プログラムに対する恒常的なモニタリング、およびこれらのプログラムの効率性の評価（例：卒業生の賃金水準、就職が決まった卒業生の割合に関して）を実施する。この目的は、市場で最も需要の高いプログラムを選び取ることである。教育に関する政府発注の構造も、予測される人材需要、ならびにビジネス界の参加のもとに見極められる就労者数の部門間での予測移動数に基づいたデータを考慮したうえで再考する予定である。

学術研究機関と大学との協力体制の向上に係る業務（試験プロジェクトの一環）を継続する。同業務は、学生を研究業務へ、学術研究機関の専門・教員スタッフを大学での教鞭へと、それぞれ招聘するものである。これによって、学生に対する教育が持つ研究上および応用上の要素が向上することとなり、これは、学生をイノベーションおよび技術の開発・導入プロセスへと引き入れるものとなるであろう。

大学の学生に対しては、基本的な教育プログラムの期間に追加技能を取得する機会が提供されることになる。

イニシアティブ1.3「学問の自由と社会参加の向上」

中等教育の管理業務および財政業務に対する社会統制の実現を目的として、保護者会の権限の範囲を拡張する。保護者会は学校および幼稚園の内部運営における最も重要な機関の1つとなる。また、学校の自己評価手順も改良する。学校に対する国家監督は、教育領域の法令に従い実施することとなる。

教育機関の分散化政策と、学術面および管理面での独立性の向上に係る政策を継続する。

高等教育機関に対しては、教育プログラムの立案、人事、予算管理における独立性が付与される。大学では、雇用プロセス、就職活動のリハーサル、およびその後の就職へと向けた学生の準備を助ける職業訓練オフィスの業務が活性化される。

大学の効率性の評価は、教育プロセスおよび教育施設管理、労働市場における卒業生の需要、ならびに実施している研究活動の緊急性および商業化の品質に左右されるものとなる。また、卒業生および雇用者の評価に基づき、教育プログラムと大学のランキングを毎年実施する。これによって、教育の質と教育プログラムの競争能力の向上を図ることが可能となる。

高等教育機関の管理実践の優れた例としては、ナザルバエフ大学の実践例を用いる。

イニシアティブ1.4「官民パートナーシップの拡大と教育領域への民間投資の誘致」

あらゆるレベルの教育におけるパートナーシップの拡大と民間投資の誘致は、教育サービスの質の向上、公的教育主体への負荷の軽減、教育機関における定員不足の低減、民間教育サービスの発展をもたらす重要な手段である。

あらゆる方面に及ぶ都市の学校において、教育機関の支出に対する融資から、「学習者への資金提供」という原則に準拠した、学習者の人数によらない、学習者個人の教育にかかるコストへの融資への移行を盛り込んだ個人融資システムを導入する。

これは、教育機関と教育サービスの質との間の競争を高めるものとなる。この際、教育に関する発注は、所有形態の如何によらず個々の学校に対して行われるものとし、これによって民間学校ネットワークの拡大に向けた民間部門のモチベーションを高めるものとする。学校の衛生規則・基準、および建築基準・規則の見直しと、信託管理への移管問題の練り上げも予定されている。

生徒らをその関心別のサークルによって最大限に網羅する目的で、民間部門による追加教育を発展させる。

技術・職業教育システムにおいては、個人融資の基準額の見直しと、同システムにおける諸機関の信託管理への移管問題のさらなる検討を実施する。二元教育の一環として、生産現場からの技術・教員スタッフの誘致を促進する施策の見直しを実施する。この際、学生に対する教育および実地教育の提供に対する追加賃金という形式をとる。

民間資金の誘致の一環としては、大学と諸企業との協力が計画されている。企業側からのパートナーとしての寄与には、教育助成金の共同融資、研修の機会、実地指導システム、トレーニングおよび実習行事のための用地の提供が含まれる。

イニシアティブ1.5「教育のデジタル化」

プロセスに参加するすべての者の電子データバンク、学習者の電子プロフィール、必要となるデジタルサービスを含む、教育管理システムを構築する。

例えば、幼稚園への入園プロセスの自動化、中等教育への電子日誌の導入を実施する。教育管理システムを、国家機関の統一データベースへ統合する。また、局外のデジタルサービスを、ビッグデータ技術（ビッグデータ処理技術）を援用した教育へ統合する。

あらゆるレベルにおいて、デジタル教育コンテンツの構築や、オンライン教育・遠隔教育の手法の普及、ブロードバンドインターネットへの学校の接続、学校へのビデオ機器の配備を実施する。

中でも、オンライン技術やイノベーション技術を応用した電子教育素材および電子図書館を構築する予定である。教育プロセスでの利用を目的として、優れた教員による電子素材およびビデオ素材にオンラインでアクセスできるよう確保する。小規模学校の学習者向けとした専用の素材も作成する。

インターネットプラットフォームをベースとした「公開スクール」、「公開技術・職業教育」、「公開大学」の構築、電子教育コンテンツの作成、ならびに大学、技術・職業教育機関、学校の間における教育プログラムの統合をもって、遠隔教育へのアクセス性を高める。これは、「生涯教育」コンセプトの推進と、遠隔地および村落地域の学習者の教育環境の平等化に必要な諸条件を築くものとなる。

課題「教育スタッフのモチベーションと質の向上」

教育の質の向上は、最新の知識、技術、教育手法を身につけた、高度技能を有する教員がいなければ不可能である。将来的な教員の募集・育成、現在すでに教鞭をとっている教育スタッフの技能向上、教員職の地位の向上を目的としたアプローチを見直す必要がある。

イニシアティブ1.6「教育スタッフの地位とモチベーションの向上」

教員の賃金水準を、同職の内容および技能水準の刷新への移行を踏まえたうえで段階的に引き上げる。

さらに、典型的な教育プランを見直すことによって、教育スタッフにかかるノルマとしての負荷を軽減し、教育の質の向上、教員の職能育成水準・再教育水準の向上を実現するほか、教員による有償での追加教育サービスの提供環境を構築する。

イニシアティブ1.7「教員教育機関におけるプログラムの刷新」

教育スタッフの育成に係る学習プランおよび教育プログラムを刷新する。この目的は、デジタル技術や英語学習の適用をはじめとする新たな教育手法の導入である。刷新されたプランおよびプログラムに基づき、教育スタッフの技能向上に必要な研修を実施する。

イニシアティブ1.8「教員の技能向上および最先端の教育実績の普及」

カテゴリー間の乖離が拡大しつつある教員カテゴリーの新たなネットワークを、技能水準を考慮したうえで導入する。このカテゴリーは、職能育成度、コンピテンシー、個人的素質の水準を評価する国家職能認定試験の結果に基づき付与、証明されるものである。

教員および指導員への刺激策をはじめ、高度技能を有する教育スタッフという新たな世代の教育を目標として、教育機関における実習システムを再始動する。

地域の教育機関と最先端の教育機関（ナザルバエフ大学、経営経済戦略大学〔KIMEP〕、カザフ＝ブリティッシュ工科大学〔KBTU〕、ナザルバエフ教養学校等）の教育スタッフ間における知識の交換を継続する。教員スタッフのための国際交流プログラムの実施も予定されており、これにあたっては、最新の教育実践例およびデジタルスキル・技術スキルの習得、英語学習に特段の注意を払うものとする。

専門科目の教鞭を英語でとれる教員の育成と再教育に適切な水準および期間を確保する。また、デジタル技術を考慮に入れた教員技能向上研修コースの実現も予定されている。

教員の職業スキルの向上、最先端の教育機関の実績の承継を目的として、教育オンラインプラットフォームを構築する。この施策は、地域の教員が優れた教育素材を取得することを促すものである。

就学前機関における教育スタッフの質の面での構成の向上にも特段の注意を払う。大学およびカレッジにおける「就学前教育・養育」の専門にのっとった教育スタッフの育成に対する教育面での政府発注の段階的な拡大が計画されている。

技術・職業教育システムの教育スタッフおよび指導者の再教育を目的として、実務志向と専門的および個人的ポテンシャルの発展を盛り込んだ、技術教育スタッフの技能向上に係る新たなモデルを導入する。生産現場から招かれるスペシャリストによる教員スキルの習得にあたっては、「国際技能競技大会（WorldSkills）」の基準を活用する予定である。

イニシアティブ1.9「必要な教員人材の確保」

技能に習熟した教員スタッフを国内に充足する目的で、大学では教育学講座および教育学部を発展させる。あらゆる教育レベルにおける数学および自然科学教育の質の向上を図る。

労働人口が不足している地域への教員スタッフの補充を、社会プロジェクト「永遠の国家、若者－産業」の実現の一環として継続する。労働人口が不足している地域の大学のために、労働力過剰地域の若者の中から教育スタッフを育成する目的で行われる教育面での政府発注が毎年予定されている。また今後、プロジェクト実現の枠内における主たる焦点は、准博士号および博士号取得希望学生の育成に向けられる。

課題「グローバル環境への教育の統合」

海外市場への教育プログラムの進出は、英語の積極的な普及とともに、海外市場における我が国の教育の競争能力および需要の向上を促すものである。

イニシアティブ1.10「教育ハブの構築および教育サービス・製品の輸出の発展」

カザフスタンは中央アジアの教育ハブとなることを目指して邁進している。

国内の大学への外国人学生の誘致を推進する。これを目的として、各大学は世界的水準に適し、かつ世界基準に適合した現代的なインフラを達成するために必要なあらゆる諸条件を構築する。

海外パートナーとの幅広い協力体制、すなわち共同教育プログラムの導入、外国からの教員・トップマネージャー・学生の誘致、学術プロジェクトの実現、大学管理へのパートナーの参加、世界諸大学のキャンパスの開拓を予定している。また、海外（大学受験生誘致のポテンシャルが最も高い諸国）におけるフォーラム、展示会、カザフスタン教育デーの実施を継続する。

英語における教育プログラム数の拡大、英語を操るスペシャリストの育成に対する助成の件数の増大、専門教育スタッフの英語教育技能の向上、英語による教科書・教育方法複合素材の作成を実施する。

優先方針「新たな経済の要求へと向けた人材育成システムの方向づけ」

生産性の向上、技術刷新、諸企業および諸部門のデジタル化を行う能力を有する人材の、新たな経済への供給は、教育システムから技能に習熟した新たな人材を流入させる方法、ならびに現在勤務中のスタッフを教育する方法の両方を活用して実現する。

労働資源に対する将来的な経済需要の評価と予測を可能とするシステムの構築が予定されている。我が国の諸企業で現在就労している指導者および人材の再教育を視野に入れた「生涯教育」コンセプトの発展が達成されることになる。

課題「国家予測・技能認定システムの発展」

国家労働資源予測システムおよび国家技能認定システムを構築する。これらのシステムは、短期的、中期的、長期的スパンにおける労働市場の需給バランスを確保していくものとなる。

イニシアティヴ1.11「実地的な職業分類の維持」

労働市場のさまざまな要素と教育システムとの間の相互連携構築の基盤となるのは、国家職業分類（標準化された同種職業グループリスト）の定期的な更新である。これは労働市場を診断するメインツールとなるものである。同分類はまた、労働力に対する質的な要件を築くものでもある。

イニシアティヴ1.12「予測ツールの発展」

実地的な職業分類によって、労働市場の状態をリアルタイムベースで完全に記録することと、同市場の発展に関する詳細な予測を作成することが可能となる。

2025年までには、直近および長期的展望における人材に対する需要の判断を行う国家労働資源予測システムが機能する予定である。

イニシアティヴ1.13「職能基準の策定と実用化」

ビジネス界の直接参加のもとに、本質的な職能基準を新たに策定し、これを実用化する。同基準は、具体的な業種に対するビジネス界からの要求を測る基準になると同時に、ビジネス界からスペシャリストの育成に対して求められるある種の技術的課題となるものであり、あらゆる職業に関する知識、スキル、コンピテンシーを定める包括的な基準となる。

イニシアティヴ1.14「教育プログラムの立案、職能基準に基づく教育の成果の評価」

職能基準は、技術教育、職業教育、高等教育、卒後教育システムにおける教育プログラムおよび教育手法基盤の立案と刷新を行うための土台となるものであり、これは、新たな経済の要求に対し、教育内容や教育プロセスを適合させるための基本条件となるものでもある。

技術・職業教育および大学の卒業生、諸企業の被雇用者、ならびに労働市場のその他の潜在的参加者に対しては、自らが有する技能の相対的な水準を評価する機会を提供する。これは、当該の者たちのポテンシャルを評価する際の指針を雇用者に与えるものとなる。

課題「職員の技能向上面における企業支援」

技術の近代化は、労働市場に著明な変化をもたらすものである。この変化とは、一連の伝統的諸部門における労働資源に対する需要の低下、ならびに新たな部門における需要の伸びに由来するものである。経済に対しては、必要とされる人材を遅滞なく、かつ質を維持した状態で提供することを、また、あらゆる市民に対しては、業種を変更する機会を提供することを目的として、海外におけるものも含め、技能転換プログラムおよび技能向上プログラムへのアクセスを確保する。

イニシアティヴ1.15「技能転換プログラムの発展」

技術改革の始動に必要なスペシャリストの技能転換を目的として、既存の大学および技

術・職業教育機関では、労働者の再教育および技能向上を目指す研修コースが開設される。この研修コースは、仕事や学業と両立するのに都合の良いあらゆる形態、すなわち夜間教育や、生産活動の中断を伴うもの、伴わないもの、といった形態で提供される予定である。

現行の職業教育機関の他にも、企業や民間プロバイダによる学習センターという形で、教育インフラを追加する。オペレーターの競争市場の発展は、技能転換プログラムの規模の迅速な拡大と、労働資源に対する需要の変化に機動的に対応するためのメカニズムの構築を可能とするものである。企業と予算資金から行われる教育への共同融資は、学習過程で習得される知識の積極的な応用を促すインセンティブを生み出すものとなるであろう。

イニシアティブ1.16「海外における企業労働者の技能の向上」

企業の経営陣と技術スタッフ向けとして、海外における既存の人材育成プログラムを用い、業務効率の向上、技術管理、デジタル化に関するスキルの発展を目的とした短期研修の機会を提供する予定である。企業側からの教育への共同融資は、必要とされる知識の習得とカザフスタンにおけるその応用を促すインセンティブを生み出すものとなるであろう。企業に対しては、プログラムへの参加条件と参加の機会を広く通達する。

優先方針「生産的な就労の促進」

労働力移動の確保、ならびに生産性が低い部門の就労者、非正規就労者、ならびに失業者への支援の保持、労働市場インフラの完全化といった方法をもって、既存の労働資源の生産性の迅速な向上を引き続き促進する。

課題「職業移動の向上およびその他の積極的な就労促進策」

既存の労働資源の構造改革を目的とした施策一式の実現が計画されている。これは、生産性の高い就労、ならびに、より生産性の高い雇用のための労働資源の再分配を目的としたものである。これらの施策には、労働力の職業移動および地域移動の確保、企業活動支援、非正規雇用の正規化、ならびに労働市場における新たな機会の構築を目的としたその他の制度に関する諸問題を含めるものとする。

イニシアティブ1.17「企業の近代化およびデジタル化の結果、解雇対象となりうる労働者への支援」

地方執行機関は企業との協力のもとに、企業の近代化およびデジタル化の結果、解雇対象となりうる労働者への支援に関する調整合意済の政策を立案する。解雇対象となり得る労働者への就職斡旋を確保するため、新たな雇用の創出（大規模企業による長期発注の提供、ならびに需要のある製品の、地域中小企業における開発に対するその他の支援の提供を含む）、再教育、その他の就労支援策を盛り込んだ共同ロードマップの実現が予定されている。

イニシアティブ1.18「失業者および自営業者に対する短期職業教育」

失業者および自営業者に対し、労働市場で必要とされる職業スキルおよびコンピテンシーを習得する機会を提供する事業を継続する。労働市場で必要とされる職業に関する短期研修コースの活性化と実現を図る。これは、特に当該事業を必要とする度合いが高い国民グループ、すなわち若者（「すべての者に対する無償職業・技術教育」プロジェクトの一環として）、障害者、および高齢者（社会的教育プロジェクトの立案による）に対する包括性を中核に据えるものである。

イニシアティブ1.19「非正規労働者の業務の正規化」

非正規就労率を引き下げる目的で、複合的な一連の施策を実現する。この中には、簡素化した登録・管理・課税システムの導入、社会保障システムによる網羅、自営業者および農村地域の就労者を中核に据えた労働契約の「合法化」、「非正規」雇用者の責任の強化、予防策の拡張、「非良心的雇用者」リストの導入、国家機関情報システムにおける個人のステータスの具体化、情報提供・解説業務が含まれる。

イニシアティブ1.20「大衆起業活動の発展」

生産的な就労の向上における主たる方向性の1つに、大衆起業活動の発展がある。これを目的として全面的な施策が提供される予定であり、これには起業活動の基礎の教育、ならびに、都市および村落におけるマイクロクレジットの発展によるものをはじめ、サービス領域の拡大および村落における協業を視野に入れた起業イニシアティブの支援が含まれる。

イニシアティブ1.21「自発的再移住の促進」

労働力が過剰な州から人材が不足している州への自発的再移住にあたっての、労働資源の地域移動の促進を継続する。

アプローチは「経済成長地点」（都市的集積地域、大規模・中規模都市、大規模プロジェクトの割当地域、将来性の高い国境地域）にその基礎を置くものとし、これらの地点ごとに、その労働資源の需要に基づき、国内移民の地域割当とその後の差異化を設ける。

移住者に対しては、住居の借入れ（賃借）および公共料金の支払いに係る年間支出を補償する助成金の形で金融支援を提供する。当該の助成金は、中古市場における住宅の取得に充てることが許容される。また、住宅建設貯蓄システムを用いた住宅ローンの提供も検討していく。

移住者への就労斡旋を目的とした追加刺激策となるものとしては、地方執行機関による助成受給権を有する雇用者の誘致、移住者に対する起業活動の基礎の事前教育、同移住者に対する新規ビジネス構想の実現を目的とした国家助成金の給付、および野菜栽培、農業または商業目的のための土地区画の提供が挙げられる。

課題「効率的な人材派遣モデルの構築」

諸部門、居住地点、およびカテゴリー間における労働資源の移動の効率的な管理は、現在使用されているチャンネルと並列で接続される発展した労働市場インフラを使用して行われるものであり、国とビジネス界はこうしたインフラを介して、照会を寄せてきたあらゆる市民への支援策を提供する。

イニシアティブ1.22「電子職業安定所の導入」

オンラインポータルをベースとして、国家就労センター、民間業者、マスメディア、インターネットプラットフォームから得られたあらゆる欠員と求職者に関するデータの統合を目的とした統一デジタル就労斡旋プラットフォームを導入する。電子職業安定所は、幅広い地理的網羅率を有しつつもコストをかけずに電子フォーマットでの履歴書や欠員を検索する幅広い機会を提供するものとなる。市民向けの情報パッケージは、欠員や、付随する活用可能な国家支援策の詳細を含むものとする。この中には、一時的住居の取得の可否および条件、転居準備手順、技能習得の可否および推奨される学習拠点に関する詳細が含まれる。

オンラインポータルサービスは、オンラインによる職業オリエンテーション、需要が高い職業および学習コースに関する情報の市民への提供、労働市場に関する質の高い予測および分析といった補助的なサービスを幅広く備えたものとなる。

また、電子フォーマットによる雇用手帳を導入する。これによって、市民の正規就労に関する情報の取得と、オンラインによる労働者のプロフィール管理、および当該の者のコンピテンシーの証明が可能となる。

イニシアティブ1.23「職業安定センターの近代化」

国家職業安定センターの業務の変革を行う。照会を寄せてきた失業中の市民、および非生産的な自営業に従事している市民に対し、職業オリエンテーション、需要のある職業の教育、就労斡旋に関するサービスを提供し、この際、各々の求職者に対し、当該の者のスキルの診断と、その者の安定的かつ生産的な就労の確保を目指したピンポイントでの複合施策の立案に基づき、個人的な職能開発戦略を作成する。

国家職業安定センターは、雇用者に対しても積極的な協力体制を電子形式で導入する。デジタルチャンネルによるものをはじめとする欠員登録手順の簡素化によって、雇用者の基盤が大幅に拡大される。雇用者にとっては国家職業安定センターが、現代的なHRサービスとして機能することになる。

国家職業安定センターの業務においてはあらゆる手続きが最大限に自動化され、求職者および雇用者とのやり取りも「ワンストップ窓口」、ターゲティング、成果志向の原則に基づき構築される。この際、マルチチャンネル人材派遣システムの効率性は、就労促進サービスへのアクセスポイントの多様化、すなわち国家職業安定センター、ポータル「電子政

府egov」、村落居住区行政府、統一電子職業安定所をもって確保する。

イニシアティブ1.24「市民への就労斡旋事業への民間職業安定事業所の誘致」

市民への就労斡旋の機会を拡張する目的で、職業オリエンテーション、就労斡旋、人材の育成・再教育といった個々の国家サービスのアウトソーシングという方法による民間事業所の誘致を行う。民間事業所のサービスへの対価は、当該事業所による市民への就労斡旋および安定した就労の確保に連動させる。

これは、労働市場に人材派遣市場を築くものであり、市民の職業移動のチャンスとなる就労斡旋チャンネルを拡大し、競争によってサービス品質の向上をもたらすものとなる。

課題「海外からの高度技能人材の誘致に好適な諸条件の構築」

人材育成・再教育システムの変革における過渡期に生じる地方労働力のコンピテンシーの不足は、労働市場の根本的な自由化によって、高度技能スペシャリスト、すなわち海外で就労するカザフスタン人および外国人労働者のカザフスタンへの誘致面においては部分的に充足されるであろう。

イニシアティブ1.25「高度技能を有する外国人労働者の誘致に向けた刺激策の施行」

高度技能を有するスペシャリストの誘致に向けた特惠体制を構築し、外国人労働者のための技能別のビザのカテゴリー分類を実施する。高度技能人材に対しては、雇用枠や経済的妥当性のテストを廃止し、ビザ取得日数を短縮するとともに、国内滞在期間を延長し、各種書類の交付手続きを簡素化する。

高度技能を有する外国人労働者が我が国の優先的プロジェクトの実現に参加するには、当該プロジェクトの性質に応じて、3年を限度として即座に許可を交付する。カザフスタンで、特に教育、保健、加工産業といった領域で独立した長期的職業活動を計画している労働者のための技能適合性証明書も3年間有効とする。

アスタナ国際金融センター（以下、「AIFC」）の附属機関として、AIFC外国人居住者センターを開設し、ここで、ビザ・移民サービスおよび税制サービス、情報処理センターのサービス、国民サービスセンターおよび同センターの特殊センターのサービスだけでなく、住居探しや教育機関・医療機関探しへの支援に係るサービスに対する、「ワンストップ窓口」の原則に基づいた中央制御型アクセスの機会を提供する。

AIFC外国人居住者センターのサービスは、ヌルスルタンに居住するすべての外国人が、英語によるものも含めて利用することができる。

期待される成果

教育システムはあらゆるレベルの技能を有する労働資源の効率的な供給源になるだろう。これは、実際的な内容と、成果を实らせる教育プロセスをもって、我が国の雇用者の信頼と社会の承認を得るに値するものである。教育の質を示す指標も向上し、OECD生徒の学

習到達度調査（PISA）のデータで見た場合、2025年までに中等学校教育の質の評価は、数学で460点から480点へ、読解力で427点から450点へ、科学で456点から490点へ伸びる見通しである。

労働市場の諸制度が効率的に機能することによって、求職者は質の高い雇用を見つけることが可能となる。労働生産性の低い自営業者の割合は、2025年までに総自営業者数の13.6%から10%に下がると見込まれる。

高度技能を有する外国人スペシャリストの誘致は、短期間で労働市場の需要を満たすことになるだろう。

改革2. 技術刷新およびデジタル化

改革の本質：この改革は既存の諸部門と経済全体における労働生産性の向上、ならびにその複雑性の向上を目指すものである。デジタル経済を確実に形成することが不可欠である。

主たる成果となるものとしては、商品・サービスの生産コストの削減と、生産規模の拡大、諸部門の多角化、ならびに生産性の高い雇用の数の拡大が挙げられる。

2025年までのカザフスタンにおける根本的な改革：

莫大な資源の誘致による経済成長の促進から、より高い生産性とハイテクノロジーによる成長、ならびにデジタル技術の効率的な適用へ；

政府による保護と監督のもとにおける先端技術開発から、外国製技術の取り入れおよび適応、ならびに自国製技術の発展に必要な環境の構築へ。

今後の課題

この改革は、インダストリー4.0の要素を、調和を保ちながら取り入れた既存の生産の近代化、生産部門とサービス部門（プランニング、マーケティング、物流）を統合する情報プラットフォームの始動による労働生産性の向上といった課題に直面している。

優先方針「諸部門の技術刷新およびデジタル化」

技術の近代化は、既存の企業の生産性を高め、これらをより現代的、かつ外国市場での競争能力を有する企業にするものである。新たな技術、特にデジタル技術は、経済のあらゆる領域において、地方のスタートアップ企業ならびにカザフスタン領内に現地化した外国企業のいずれにおいても、生産性の高い新たな企業を出現させる基盤となるものである。

課題「次世代技術の発展」

産業のさらなる近代化における重要方針は、基本的な部門の技術刷新に係る複合的な一連の施策の実現であり、これにあたっては、第4次産業革命またはインダストリー4.0の要素を応用する。デジタルソリューションの導入によって、あらゆる資本資産の分野横断

的なデジタル化と、こうした資産のデジタル経済への統合に必要な基盤を構築することが可能となる。これは、大量生産から大量個別化への移行の基盤の構築、生産の柔軟性の向上、新製品開発に要する期間の短縮、論理的プロセスの加速化を促すものとなるだろう。部門の技術発展レベルを向上するには、下記を目標としたしかなるべき技術政策を見定め、これを実現することが必要である：

政府発注／買付によるものを含む新たな国産技術の開発と海外技術のローカライゼーションに対する需要の創出；

新たな技術の商業化および移転への財政支援；

技術の鑑定、コンサルティングサービス、事前に承認を得た技術ソリューションの、諸部門／部門における構築をはじめとする専門家によるサポート。

デジタル化を発展させるには、市場参加者側からのデジタル技術に対する需要を促進することが急務となる。また、デジタル技術の適用が最大限の収益をもたらすものとなり、これが当該技術の魅力を引き上げるものとなるような環境を構築する必要がある。

イニシアティブ2.1「技術プロセスの標準化」

OECDの基準に従った国家規格の定期的な更新、標準化分野における各部門の国家機関の業務の活性化、最新の規格を取得し技術上のコンピテンシーを向上させるよう諸企業に促す制度の拡大、認可取得済み試験所ネットワークの発展を実施する。

この業務の一環として、国家機関は、国際要件および新たな技術トレンドへの整合を目的として、諸部門における技術基準と規格の分析と更新を継続する。

イニシアティブ2.2「インダストリー4.0コンピテンシーセンターの創設」

地方および外国の工業企業との官民パートナーシップを基盤として、イノベーションソリューションのスケールアップ、自らの地位を確立したインダストリー4.0の技術の、我が国全土の生産者間における概説と普及、同技術の実地応用事例の伝達、必要な組織改革を目的としたコンピテンシーセンターを創設する。

イニシアティブ2.3「モデルとなるデジタルファクトリーの創設」

官民パートナーシップを基盤として、モデルとなるデジタルファクトリーを建設する。同ファクトリーはインダストリー4.0の技術の導入を予定しており、デジタル技術を生産に取り入れた際の効率性のデモンストレーションとして機能するほか、個々の事例を他の工業企業で再現することを可能にするものである。

イニシアティブ2.4「企業による設備刷新の促進」

生産の近代化に必要な設備刷新、生産およびマネジメント上のプロセスにおける新たなソリューションの買付と導入に企業が取り組むよう促す諸策を立案、実現する。これらの施策は、財政支援、非財政特典、情報支援等を含むものとなる可能性がある。

イニシアティヴ2.5「技術移転の促進」

企業との協力のもとに、諸部門の技術的課題と問題の特定、ならびに企業が自らの効率性を高めるための助力となりうる世界の技術に関する企業の認知度の向上に関する業務を実施する。企業側からの技術面での照会を国際的な技術移転ネットワークおよびその他の専門的なオンラインプラットフォームに掲載する。これらの分析、淘汰を含め、提案する技術ソリューションはカザフスタン企業とともに立案することになる。

ハイテク技術および先端技術を海外ならびに国際的な技術移転ネットワークへの参加をもって探し、取得するカザフスタン企業へ支援を提供する。

イニシアティヴ2.6「技術仲介業者の誘致」

我が国に最新技術を流入させる目的で、B2B（企業間）形態での技術ブローカーサービス市場促進策を立案する。技術ブローカーの課題は、企業診断の実施、協力および移転の形態に関するコンサルティングおよび教育、新規技術の導入に関する助言の提供、スペシャリストおよびパートナーの誘致である。

イニシアティヴ2.7「投資プロジェクトに係る必須技術鑑定の実施」

国家予算からの支援を受けた加工産業投資プロジェクトの技術鑑定に関する統一的アプローチ／実施基準を導入する。このアプローチ／基準は、廃れた技術の流通量の縮小、ならびに生産の収益性が低く、生産性が低い非効率的プロジェクトの数の縮小を目的としたものになる。

イニシアティヴ2.8「グリーン技術の発展」

新たな技術を選択し、これを導入するにあたっては、海外で認められた省エネ性能を有する「知的な（スマート）」技術、気候適性、経済効率であり、かつカザフスタンでの活用が可能となるものが優先方針となる。

電力生産においては、増大しつつある電力需要と老朽化した発電所の操業停止を踏まえたうえで、再生可能エネルギーを利用した施設を含む新たな電力供給源を導入する。

「グリーン技術」の導入に係る最重要ファクターになるものとしては、最新の規格の適用、エネルギー効率の向上、発電所の操業コストの低減が挙げられる。

これを目的として、国内外の十分な額の金融資源を動かし、必要な投資を支援するための金融サービスを構築する。

「グリーンプロジェクト」（中でも「グリーン」国債の発行）への融資を目的とした新たな制度を、AIFCを基盤として構築する。

技術移転に関するカザフスタンのイニシアティヴ、すなわちパートナーシッププログラム「グリーンブリッジ」を継続する。また、「グリーン技術」発展国際センターを構築するほか、エネルギー部門の変容、「グリーンビジネス」への移行、「グリーン技術」および優れた実践例の移転および適応、「グリーンファイナンス」の発展への支援を提供する

投資プロジェクトを創出する。

課題「デジタル化のためのインフラの発展と障壁の除去」

デジタル化を発展させるには、経済において遠隔通信へのアクセスとその品質を確保する必要がある。インターネット網羅率と処理能力を拡大するとともに、法令上および行政上の障壁を最小化する。

イニシアティブ2.9「情報コミュニケーションインフラの発展」

諸部門の技術刷新およびデジタル化に必要な諸条件の構築を目的として、安定的かつ利用しやすい安全なデジタルインフラの発展を継続する。デジタル不平等の軽減を目的として、将来的な村落居住地点1,249カ所に対し、インターネットへの高速アクセスを追加確保する。国民の95%がデジタルライブ配信を受信できるようにする。

イニシアティブ2.10「最新技術の発展を目的とした法令条件の確保」

最先端技術使用の標準化、知的所有権の保護といった、次世代技術の発展と経済のデジタル化の促進を可能とする法令改定を採択する。

イニシアティブ2.11「情報セキュリティの確保を目的としたインフラの構築」

インターネットのカザフスタンセグメントにおける情報セキュリティおよびサイバーセキュリティの侵害に由来するトラブルへの対応を目的とした調整を強化する。国家機関、および民間企業（例えば業界団体）とのパートナーシップの枠内において、必要な構造を構築もしくは強化する。カザフstanは、情報の送受信・保管に係る規格の決定について、サイバーセキュリティ問題に関する国際的プロセスへの参加国となるであろう。

悪意のあるコードの研究、情報セキュリティツールの研究を行うラボの整備、ならびに情報セキュリティ分野における試験所の創設を行う。

情報セキュリティ問題に関する市民の認知度を高める。情報コミュニケーション技術の安全な利用の基礎に関する学校教育を導入する。

課題「生産性が高い技術系企業の誘致」

生産性が高い技術系企業が今後の経済基盤となるべきである。このためには、自国のイノベーション企業の出現と発展、ならびに外国のハイテク企業の現地化に必要な諸条件を構築しなければならない。

イニシアティブ2.12「生産性が高い技術系企業の現地化」

多国籍企業およびハイテク企業とのピンポイント的な協力を確立し、これらの企業をカザフスタンへ誘致するための諸条件を構築する。OECD加盟諸国の実践を考慮したうえで注力する方向性の優先順位を決定するため、国際規格商業分類に適合しているハイテク製品リストの作成を予定している。

外国投資家に対しては、国家レベルおよび地域レベルにおけるあらゆる現行の投資支援策に関する情報への外国語でのアクセスを向上させる。この際、支援策の効率性の評価を実施し、その結果に基づいて最も効率性の低い施策の最適化と、国家機関の役割や部門内の開発制度の役割の境界設定および具体化が期待される。

カザフスタン領内における外国企業の現地化にあたっては、地元スタッフの教育に特に注意を払うこととなる。

イニシアティブ2.13「現地化企業との相互関係の確保」

管理効率を高めた経済特区および産業特区のインフラ建設を完了させる。官民パートナーシップに基づく産業特区およびテクノパークの建設メカニズムを発展させる。

経済特区および産業特区を規制する法令の完全化を実施する。経済特区および産業特区では、参加者のために技術ソリューションのテストと導入、技術プラットフォームの配置、ならびにコンピテンシーセンター、モデル生産、企業支援事業者の構築、さらにはコンサルティングサービスの提供に適した諸条件を構築する。

優先方針「新たな経済のための基盤の構築」

新たな経済の発展は、経済に必要な新たな技術の供給を可能とする絶え間ないイノベーションプロセスを要するものである。このためには、イノベーションへの需要を形成するための諸条件を構築しなければならない。

この際、応用研究はビジネス界からの緊急の需要に応えるものでなければならず、また、基礎研究の成果は、新たな技術の開発基盤とならなければならない。我が国の学術集団の国際化も、世界的研究環境への参入を伴う形で実現しなければならない。

課題「デジタルコンピテンシーを有する人材の開発」

デジタル化を普及するには、スペシャリストと管理者の両方を経済に供給する必要がある。必要なスキルとコンピテンシーを迅速に発展させる目的で、初歩的レベルのスペシャリストの大半の再教育を、国内外の国際センターおよび機関において実施する予定である。

国民に対してデジタル技術を使用することのメリットを教え、同技術の使用に国民を順応させ、デジタル技術に対する国民からの需要を確保することも重要である。これは、デジタル製品とデジタルソリューションに対する需要の伸びを加速化するものとなるだろう。

イニシアティブ2.14「経済諸部門への情報コミュニケーション分野における専門人材の供給」

現在、非常に重要な課題の1つに、人工知能、「ビッグデータ」分野における知識を有する情報コミュニケーションスペシャリストを個々の経済部門向けに育成するということがある。

大企業との協力のもとに、カレッジおよび大学において、海外の大学や国際企業を誘致

したうえで新たなITスペシャリスト教育プログラムを立案する。また、当該の方向性における大学院生のための助成の数も拡大する予定である。

イニシアティブ2.15「市民によるデジタル技術利用の促進」

教育のあらゆる段階、すなわち初等教育から専門教育に至るまでにおいて、すべての層の国民に対する基礎的および実践的なデジタルスキルの教育と、電子フォーマットによる国家サービスおよびその他のサービスの取得に関する教育に係るプロセスを実現する。中小企業の代表者に対しては特段の注意を払い、デジタルリテラシーの向上および生産性の向上を目的として、これらの者に対しては特惠条件下における情報コミュニケーション技術サービスの基本的なパッケージ構成を決定する。このイニシアティブは、日常生活および職業生活においてデジタル技術が持つあらゆる可能性を駆使したデジタル社会およびクリエイティブな社会を形成するための指針となるものである。

課題「イノベーションの促進」

長期的な技術発展には、カザフスタン企業が新たなソリューションやスペシャリストを海外から輸入するだけでなく、世界で広く用いられているソリューションを我が国の市場の特性に適応させることを目的としたものも含め、自らの技術開発を構築する事が必要である。このためには、イノベーションの商業化、およびイノベーション事業への企業の参加促進を目的とした全面的なイノベーションエコシステムが必要である。これは、新たなデジタル技術への投資を簡素化し、かつ魅力的なものにすることを目的としたものである。この課題を実現した際、最も重要な成果となるものの1つに、国内における技術系スタートアップ企業の認知度の高まりと数の拡大がある。

イニシアティブ2.16「イノベーションエコシステムの発展およびイノベーションビジネスの育成」

我が国のイノベーション企業（スタートアップ企業）の立ち上げを促進する目的で、イノベーションエコシステムの発展を継続する。また、ビジネスモデルの構想からスケールアップに至るまでの統一政策と全サイクルを形作ることを目指し、イノベーションシステムの主たる参加者間におけるつながり、情報交換、協力を拡張する。

生産的なイノベーション、急速に需要が高まっているイノベーターの規模の確保、技術の商業化および移転の可能性を促進する目的で、国内の大規模総合大学における技術移転・商業化オフィスネットワークを発展させる。これは、技術のポテンシャルの向上と制度的可能性の向上を目的としたものである。

初期段階におけるプロジェクトの推進を目的として、技術関連ビジネスを、民間投資誘致能力を有するレベルまで引き上げることを課題としたビジネスインキュベーション・ビジネスインキュベーターシステムを発展させる。ビジネスインキュベーターは、大学との協力におけるものも含め、コンサルティングサービスと指導サービスの幅広い選択肢をス

スタートアップ企業に提供する。起業に取り組むビジネスマンに対しては、教育からビジネスプランおよびビジネスプロジェクトの実現に至るまでのすべての行程が用意されることになる。

ビジネスインキュベーターへの直接的支援、ならびに産業イノベーションプログラムの実現におけるレジデントへの支援の両方を視野に入れた民間のビジネスインキュベーションの発展プロセスもスタートする。

ハイテクスタートアップ企業に対しては、既存の生産を基盤としたものを含め、試験設計業務、試験サンプル・試作品・実用新案の開発、自社製品の小規模ロット生産に使用する生産活動用敷地という形でのサービス支援が提供される。緊急に必要性が生じているハイテクビジネスの規模を拡大する目的で、カザフスタンにおける技術・イノベーション分野への、より才能あふれるスペシャリストの誘致支援も継続される。パートナーネットワークは、米国、ヨーロッパ、CIS諸国およびアジアにおける主要なインキュベーターおよび基金を網羅したものとなる。

イニシアティブ2.17「イノベーションプロジェクトおよびイノベーション企業への融資システムの発展」

イノベーションプロジェクトおよびスタートアップ企業への融資は、高いリスクを伴う独立したビジネス領域であり、法令上および政策上の特別な支援を必要とするものである。このため、イノベーションプロジェクトおよびスタートアップ企業への複合的融資システムの導入は、イノベーション助成金という形での国家支援の提供、ならびに民間のハンズオフ型融資の誘致に必要な諸条件の構築を含むものとして実現していく。

イノベーション助成金への国家融資システムの完全化を図る。イノベーションプロジェクトへの国家支援の効率性評価に対するアプローチを変更するほか、世界の優れた実践例に基づき、ベンチャー投資市場参加者の積極性の促進と当該部門への民間資本の誘致、投資家と企業家との相互協力メカニズムの完全化を目標とした民間ベンチャー基金運営に係る効率的なシステムを導入する。

民間のハンズオフ型融資の誘致、ならびに創立後間もない企業およびイノベーターのためのスタートアップ環境の構築を目的として、EXPO 2017のインフラを基盤とした国際技術ハブ「Astana International Smart Technologies Hub」を創設する。同ハブは、一方ではスタートアップ企業への投資に関心を寄せるベンチャー投資家、ビジネスエンジェル、民間投資基金およびその他の投資家の誘致、また一方では自らの構想を商業化するための資金を求めるスタートアップ企業やイノベーターの全世界からの誘致を目的としたユニークな場となる。

前記のハブを効率的に機能させ、その全参加者間の相互協力を図るため、支援制度の見極めが行われるほか、技術インフラ、シード投資基金、構想の交換や投資家との面談のための社会インフラの構築を図る。また、構想の練り上げやテストの面でスタートアップ企

業やイノベーターのパートナーとなるナザルバエフ大学附属テクノパークとの相互協力を確立する。

イニシアティブ2.18「企業のイノベーション事業刺激策の構築」

イノベーション製品とサービスの開発、新たな技術の導入に対する企業の関心を高めるための刺激策を構築する。企業に対しては学術・研究業務および試験・設計業務とイノベーションへの長期投資における展望とメリットを盛り込んだ諸条件を法令レベルで確保する。学術・研究業務および試験・設計業務の定義の見直し、同業務への支出の課税所得からの控除システムの簡素化、イノベーションが首尾よく運ばなかった際の控除に関する規定の見直し、対象となる支出（学術・研究業務および試験・設計業務を主たる事業としていない企業における同業務への支出）の一覧の見直しの点における、税関連法令の改定を実施する。

準国営部門においては、イノベーション事業の推進に対する指導者層の動機づけシステムを強化する。

課題「学術研究システムの発展」

既存の学術研究システムの方向づけを、技術刷新の積極的支援へと変更する。

学術研究プロジェクトおよび学術業務および／または科学技術業務の成果の商業化に対する助成金の提供に際し、政府は共同融資メカニズムを介した生産者との連携へと学術の方向づけを変更する。

イニシアティブ2.19「人的資本の重点化および若手研究者への支援」

若手研究者への支援は、助成による融資に係る入札の一環として、あるいは大学および研究機関内部において、直接実施する。あらゆる段階における若手研究者への積極的支援は、PhDおよび研修に対する助成金の数の拡大、若手研究者グループ向けの研究助成金の割当て、国内プロジェクトへの実現に対する外国人研究者の誘致をもって実施する。

学術研究への若手の積極的な誘致を目的として、若手研究者の団体を構築する。また学術研究の一般化と若手研究者の数の増強を目的として、地域学術フォーラムを実施するほか、ポピュラーサイエンス誌の刊行、研究職のイメージに関する最大限の宣伝活動を実施する。

イニシアティブ2.20「我が国の学術研究の、国際学術空間への統合。応用科学研究の英語への段階的な移行」

我が国にとって重要な意義を有する国際プログラムおよびプロジェクトへの、我が国の研究者の参加比率を引き上げる。カザフ語および英語での寄稿を必須とするポピュラーサイエンス誌3～4誌、もしくはインターネット刊行物を発展させることによる、世界的な学術空間への我が国の学術研究の統合に係る業務を継続する。

英語によるものを含め我が国の学術研究誌を1～2誌以上刊行し、大規模な学術基盤としてインデックス化する：

「Helmholtz Association」（ドイツ）、「カーネギー研究所」（米、ワシントン）、「国際原子力機関（IAEA）」といった機関の国際プロジェクトへの参加者としての地位の取得；

世界的大企業との研究プロジェクトの共同実現；

「Scopus」、「Elsevier」、「Euromonitor」といった国際的データベースへのアクセスの確保；

イスラム協力機構の学術基金の発展；

若手研究者の教育と、中国国家自然科学基金、EU学術センターのプロジェクトへの同研究者らの参加。

カザフスタンは国際学術機関の本部誘致数を最大とする地域学術ハブとなるはずである。

イニシアティブ2.21「学術評判の再スタート」

今日、カザフスタンでは評判効果が機能しておらず、その代わりに官僚化された、形式的かつアカデミズムと相容れない監督制度が機能している。この状況を打開するため、研究者の業務の効率性を評価する科学計量学的指標を導入する。

イニシアティブ2.22「快適な学術発展環境。持続的な学術発展」

学術研究への融資を2025年までに1%まで拡大するという、高等科学技術委員会承認による計画を実行に移す。これに際しては、予算外資金（民間部門）と科学イノベーションプロジェクト予算からの共同融資でその50%以上を維持するという必須要件を導入する。結果として、応用研究への融資総額に占める民間からの融資の割合を7%から50%に引き上げることが計画されている。

学術開発の市場への進出、学術研究へのビジネス界の参加を目的として、我が国における開発の商業化を手掛ける企業家に対する税制特典および特惠条件を予定している。

学術研究に対する3年間の予算融資（3年契約の締結）への移行に関するものも含め、学術開発成果の品質と競争能力に影響を及ぼす既存のメカニズムとプロセスの完全化に関する体系的な問題を解決する。これは、学術プロセスの連続性の確保、官僚および行政による障壁の低減、学術業務および／または科学技術業務の成果の商業化に関する国家予算プログラム実現の効率性の向上をもたらすものである。

基本的な融資の額は、学術研究機関および同集団の成果を示す指標に連動させる。大学および研究所は優れた研究人材を獲得するため競争することになり、また、十分なインフラの確保への動機づけを得ることになる。

基本的な融資とならんで、学術研究機関のインフラ開発に対しても助成金の誘致による支援が提供される。助成金を多く誘致できればできるほど、大学または学術研究機関のイ

ンフラに割ける割合も多くなる。

ランク付けの得点に基づいた学術プロジェクトへの融資に関する国家学術会議の決定の採択手続きをより透明性の高い、公のものとする。

知識および技術の商業化管理システムと、「基礎研究～応用研究～学術業務および／または科学技術業務の成果の商業化」に及ぶすべての段階をサポートする株式会社「学術基金」を基盤とした統一調整センターとの統一システムを構築する。

現代的な学術研究インフラ、すなわち主要大学に付属するエンジニアリングセンター、ならびに冶金、石油ガス化学、農業、バイオテクノロジーおよびIT技術等における重要な技術発展の方向性に基づいた国立研究センター（試験所）を構築する。

イニシアティブ2.23「ハイテク産業における学術開発の需要」

プロジェクトの実現にあたっては、地域の大規模工業企業およびシステム構築企業との学術協力の調整業務を継続する。

共同融資原則における助成の実現は、生産コンソーシアムの数の拡大をもって実施する。

イニシアティブ2.24「学術研究ビジネスプロセスのデジタル化」

国家支援策、プロジェクトおよびプログラム、これらの執行者および成果、学術研究インフラに関する情報、物資・技術基盤に関する情報をはじめとする、時代の要請に即した科学技術情報を盛り込んだ国家学術情報システムを導入する。同システムは、学術研究部門、地域、学術開発機関の見地からみた学術研究の発展に係るオンライン分析と予測、科学技術業務の成果および論文に対する、著作権を保護した上でのオンラインアクセスの提供、科学技術上の発展に係るレポート、統計、分析およびその他の指標のオンラインによるリアルタイムでの生成、助成もしくは特定目的プログラムとしての融資申請の完全な自動化、国家研究開発プロジェクトのリアルタイム管理、科学技術情報システムのモバイルサービスを可能とするものである。

期待される成果

イノベーション開発およびハイテク開発に係るイニシアティブの実現は、経済における付加価値の創出とコストの削減に係る大幅なポテンシャルを有するものであり、2025年までの我が国の年平均GDP成長率を4.5～5%に引き上げることを可能とするものである。さらに、成長の1.7～2.2%はデジタル化によって確保されるであろう。

この際、学術・研究業務および試験・設計業務への支出はGDPの1%に伸びる見通しである。

プログラム実現の重要な成果となるものとしては、国際的なデジタル化指標（国連情報コミュニケーション技術発展指標）における上位30カ国へのカザフスタンの参入の加速化があり、2022年にはこれを達成し、さらに2025年には上位25カ国への参入が実現されるであろう。

改革3. 競争および競争能力を有するビジネス

改革の本質：発展の新たな段階においては、民間ビジネスが経済成長と新たな雇用創出の主な原動力になる必要がある。一方、競争は、商品およびサービスの生産性と品質の向上をもたらす刺激を作り出すものとなる。

この改革は国および国による独占の役割の縮小、ビジネス運営に対する障壁の低減、民間企業、中でも中規模企業の成長の促進を目的としたものである。

2025年までのカザフスタンにおける根本的な変革：

脱国有化プログラムの対象が制限された状態から、官民パートナーシップ制度によるものを含めたプログラム対象の拡大へ；

リストに基づく国有資産の売却に係る「量的な」課題から、民営化プログラムの企業選択と成功度合いの評価に係る構造システムへ；

民間ビジネスに対する行政管理が強く、障壁が存在する状態から、行政管理の業務の縮小と簡素化、ならびに行政管理水準の低減および障壁の数の削減へ；

裁定取引の可能性を伴う税制から、企業および投資の成長の促進につながる、予測可能な税制へ；

輸出対象商品・サービスの品目が制限された状態から、当該商品・サービスの構造の多角化へ。

今後の課題

経済において政府が担っている役割を部分的に引き下げ、市場参加者全てに対する平等な条件を構築することにより、現在の政府の役割を変革することが極めて重要である。これは、目標と対象の明確な定義を伴うものも含めた効率的かつ熟考された民営化プロセス、競争環境への国家機関の機能の移管、および官民パートナーシップ制度の利用の拡大によって可能となるものである。

ビジネスの立ち上げ、運営、閉鎖の負担軽減、優れた実践例および部門標準の推進、ならびにあらゆるビジネス経営主体のための質の高い非金融支援（コンサルティングサービスおよび情報提供サービスを含む）の確保に係る業務を継続する。

競争能力の向上に必要な原動力となるものとしては、企業の国内ビジネスプロセスの最適化がある。特に他部門へのサービスまたは中間産物を提供する企業、例えば他のあらゆる部門の競争力に対し相乗効果を発揮する自然独占事業サービスを提供する企業の国内ビジネスプロセスの最適化である。

民間ビジネスの成長を自然に継続させていくものとしては、非金融支援策および輸出志向型サービス推進策によるものも含め、民間ビジネスの国際市場への展開が挙げられる。

優先方針「経済における政府の役割の変革」

5つの制度改革の一環として、国有財産の割合をOECD加盟諸国の水準（GDPの15%まで）に引き下げるという目標が定められた。この目標は、ビジネス空間の開放とビジネスの自己発展、ならびに国内における健全な競争の構築を目指したものである。

将来的な民営化、官民パートナーシップ制度の発展、国が参加する法人の業種の縮小、規制緩和、行政障壁および圧力の低減は、競争経済の形成と民間ビジネスの発展を助けるものとなるであろう。

課題「民営化プログラムの効率性の向上」

政府は、競争環境の構築が可能な経済部門から身を引く。この際、我が国の戦略的発展や国家安全保障の目標、経済への国の妥当な参加期限、部門内における競争度合い、企業の投資誘致能力、社会的意義、企業経営効率等を考慮していく。

この課題の一環としては、民営化プログラムへのアプローチの見直し、手続きの簡素化、競争環境への資産移管として活用できる方法の拡大が予定されている。

民営化は民間ビジネス（「Yellow Pages」の原則）のための「事業領域の整頓」、既存の予算支出の削減、民営化対象とならない国営企業および準国営企業の業務効率の向上を行うものでなければならない。

イニシアティブ3.1「民営化プロセスの原則および基準の決定」

国営企業、準国営企業・事業体を民営化・解体・統合プログラムへ含める際の明確な基準、ならびに両当事者の利益を踏まえた実施原則を定める。

国営部門の企業・事業体で互いに事業が重なっているもの、ならびに成功を収めている商業企業または「余計な」機能を手掛けている企業を明らかにする目的で、しかるべき関数解析を実施する。

企業の民営化（民間の手への移管）を行う場合には、新たな所有者が達成すべき予算効率指標を定めなければならない。

国営企業が担っている機能を市場へ移管する妥当性がない場合には、統合、行政支出の削減、管理プロセス・技術プロセスのデジタル化をもって、その効率性を最大限に高める必要がある。

民営化における規制改革と障壁の除去に関する業務を常に実施する。

イニシアティブ3.2「開かれた、透明性のある民営化の実施」

民営化は、優れた世界的実践例、ならびに透明性、公開性、あらゆる投資家グループに対する公正な諸関係に従い、公的監視のもとに実施する。

取引の計画、手続き、期日、対象、指標、構造や、取引の売却前準備および遂行、取引成果および対象の新しい所有者／オペレーターに関する重要性の高い情報を、一元化されたウェブサイトにかザフ語、ロシア語、英語（必要に応じて他の言語）で掲載する。

潜在的投資家および社会に対し、民営化の進捗と結果について定期的に通達する。

この施策は、政府に対する社会の信頼の強化を促進するとともに、国有財産、国営企業の資産を、特定の集団の利益のために悪意をもって再分配することを阻止するものとなる。

課題「民間部門による官民パートナーシップ制度の利用に好適な諸条件の構築」

この課題の一環としては、官民パートナーシップ手続きの簡素化に係る業務を実施するとともに、民間投資活用の制度化の拡張が図られる。

イニシアティブ3.3「官民パートナーシップの手続きとメカニズムの簡素化」

世界の優れた実践例を取り入れた官民パートナーシップの手続きとメカニズムの簡素化に係る業務を継続する。プロジェクトの評価および選抜に係る基準化されたメカニズムの導入、文書の調整合意および契約締結に係る段階と期日の最適化を実施する。官民パートナーシッププロジェクトの為替リスクに対する融資メカニズムおよび助成メカニズムを完全化する。全体として、規制環境の透明性と予測性の向上、ならびに官民パートナーシップの実現に関する予算関連、税関連の法令の改善を目的とした法令完全化プロセスを継続する。

イニシアティブ3.4「官民パートナーシップに用いる制度と同パートナーシップへのアプローチの拡大」

固定資産の構築および／または再建を要求せずに民間部門を誘致することを可能とするサービス提供契約をもって、社会領域における官民パートナーシップ制度の利用を拡大する。また、官民パートナーシップ制度を適用する対象の選択に対するプログラムアプローチを実現する。

課題「機能の移管と規制の最適化」

国の機能の競争環境への移管は、諸部門における最も効率的な業務運営をもたらすものであり、また、国家サービスの提供の質の向上、ならびに民間部門の発展の促進につながるものである。

規制、特に監督・監査機能は、民間部門の業務の快適性と負担軽減を実現する目的で、最大限に簡素化し、透明性と予測可能性とを併せ持つものとしていく。

イニシアティブ3.5「国から競争環境への機能の移管」

自主規制機関への移管も含め、政府の個々の機能を競争環境へ移管する。競争環境への移管対象となる国家機関の機能の選択は、国家機能登録簿の作成と、その毎年の照合をもって実施する。

競争環境への移管対象としては、国家機関の規制機能および実現機能を検討することとなるが、この際、戦略的機能、国家安全保障問題に係る機能、および移管対象とならない

その他の機能は除外する。移管決定の採択は、市場の準備度合いに関する客観的かつ独立的な分析の結果に基づいてのみ実施する。不適切な履行があった場合に備え、政府への機能返還メカニズムを確立する。

第1波の一環としては、自主規制機関に対する監督機能は国家機関に残したままとしたうえで、環境監査および評価業務分野での一連の機能を自主規制機関に移管を行う。非政府組織による社会問題解決を目的とした社会プログラムおよびプロジェクトに関する機能の実現を視野に入れる。

また、このイニシアティブは、準国営部門の企業が提供する一連のサービスを、民営化、アウトソーシング、およびその他のメカニズムをもって民間部門への移管措置の概念も盛り込んでいる。この際、基準化と規制を目的として、国民およびビジネスに関するものとして保持される個々の機能のうち、国家予算から融資を受けている機能に関しては、国家サービスに分類するものとする。

イニシアティブ3.6「準国営部門経営主体および自然独占経営主体が提供するサービスに対する許可システムの完全化」

準国営部門経営主体および自然独占経営主体が提供するサービスに対しての、当該経営主体側からの許可規制を段階的に改革していく。準国営部門経営主体および自然独占経営主体が許可基準を定めることができるサービスを網羅したリストを法的に承認するほか、透明性を備えた均一な許可交付手続き、部門関連法令における規定および技能要件を制定していく。

イニシアティブ3.7「国家監督・監査の縮小」

国家監督・監査機能の修正を継続する。この目的は、国家機関による監督・監査機能のうち、国家および消費者の安全保障を脅かさない機能で、かつ重複が認められる機能をなくすことである。監督機関による民間ビジネスの監査の回数と所要期間の縮小を継続するほか、監督機関による監査に係る書類の量と時間を削減する形で、監査手続きそのものも簡素化する。

監査は統一電子プラットフォームで行うものとする。これは、国家監督・監査の透明性の確保につながるものであるとともに、監査対象となる企業家を選び出す際のリスク管理システムの自動化をもたらすものでもある。

国家機関の方向性を、現行の違法行為摘発・処罰政策から、違法行為の予防・防止政策へと転換させる「予防的監督」制度を導入する。

イニシアティブ3.8「報告および情報提供に対する要件の縮小」

報告および情報提供に対する要件を体系化し、その重複を解消する。デジタル化によるものも含め、情報の収集と提供に関連する企業経営主体の支出を削減する。2024年までに、

報告および情報提供に対する要件を50%縮小する予定である。

優先方針「民間ビジネスの成長の促進」

新たな経済成長モデルの一環として、我が国におけるビジネス運営環境のさらなる改善、融資へのアクセス拡大ならびに商品・サービスの質の向上が必要である。

課題「競争能力を有する企業の発展」

この課題の一環として、企業家への非金融支援によるビジネス成長に必要な諸条件の提供と改善に関する業務を実施する。

イニシアティブ3.9「ビジネスへのサービスと支援を目的とした『ワンストップ窓口』の構築」

国家支援策への企業家のアクセスの負担を軽減する目的で、国家データベースおよび情報システムと統合され、かつ、「ワンストップ窓口」の原則に基づいた国家支援制度の電子フォーマットによる提供を視野に入れたデジタルプラットフォームを構築する。

ビジネス向けに提供される許可および行政管理に係る性質を有する国家サービスは、国営会社「市民のための政府」が、Webポータル「電子政府」、および移動通信網の端末装置を用いて提供する。

開発制度によってビジネス向けに提供されるサービスは、1つの電子リソース上に完全に体系化し、秩序立てる。

イニシアティブ3.10「非金融支援策による企業家網羅率の拡大」

企業家のポテンシャルおよびコンピテンシーの向上と、ビジネス関係の拡大を目的として、サービス支援策による企業家の網羅率を拡大し、非金融的なビジネス支援制度の完全化を図る。「ビジネスロードマップ2020」プログラムの一環としての、教育プログラムの参加者、同参加者らの選抜手続き、指導者および実地指導の水準に対するモニタリングを実施する。これによって、同プログラムの主な不備、問題を明らかにすることが可能となる。また、プログラムへの参加枠を拡大する。

コンピテンシーセンターとなるべき企業家支援センターでは、ビジネスの支援と発展、コンサルティングに関する現行のあらゆる国家プログラムに関する包括的な情報、ならびにビジネストレーナーの誘致を伴う教育プログラムを提供する。

イニシアティブ3.11「ビジネス運営環境の改善」

世界銀行グループの「Doing Business」ランキングにおける我が国の順位の上昇を目的とした業務を継続する。後れを取っている分野、特に、サービスおよび商品の輸出に要する時間とコスト（越境検査および税関検査、書類の作成）の削減、電力供給システムへの接続に必要な手続き数の削減、信用取引の保護レベル、信用リストおよび信用調査機関に

よる網羅率の向上、税務報告書の作成および提出ならびに納税（または控除）、免税に費やされる時間の削減が認められる分野での改善を達成する。

実務上は第1に、諸地域におけるビジネス環境の改善に主力を注ぐ。

イニシアティブ3.12「中規模ビジネスの成長奨励を目的とした税制の調和」

企業の成長促進と規模の拡張、中規模ビジネスの発展と、特にサービス領域におけるビジネスの困難な状況からの脱却を狙いとした税制条件の構築を目的とした税関連法令の完全化を今後も継続する。

イニシアティブ3.13「農業部門における自営業者による組合設立の促進」

個人経営農家の地位の調整を目的とした規範的・法的基盤の刷新を行う。農業協同組合への自営業者の最大限の参加と、協同組合による農産物収穫高の将来的な拡大を目的とした諸条件の構築と国家支援の提供を継続する。これによって自営業者は、自己所有資産を管理する独立性を保持した経済活動に共同参加という形で生産物の販売を確保できるようになる。

課題「融資リスクの低減および融資へのアクセスの確保」

融資に対する民間企業のアクセスを拡大するには、融資提供者および投資家のリスクを低減する目的で、民間企業の支払い能力と透明性のレベルを引き上げることが必要である。この課題の一環として、企業の閉鎖手続きの簡素化、企業におけるコーポレートガバナンスの強化、信用格付機関の権限と責任の向上、融資決定採択プロセスの完全化を実施する。

イニシアティブ3.14「企業の閉鎖手続きの簡素化」

非活動的および効率性の低い企業の割合を削減するため、手続きの透明性と簡素さの向上、ならびに手続き期限の短縮をもって、法人の閉鎖システムを簡素化する。法人の破産手続きを今後完全化していくための展望を検討するとともに、自然人の破産手続きを導入する。

イニシアティブ3.15「コーポレートガバナンス水準の向上」

透明性レベルの向上とリスク管理システムの完全化を目的としたコーポレートガバナンスシステムのさらなる完全化を継続する。

債務者および紙幣発行者の財務状況に関するデータの透明性と利用性の向上を目的とした全面的業務を実施する。

信用情報の作成と信用情報報告書の提供に関する問題についての、信用調査機関と銀行機関との協力体制を強化し、情報提供業者のリストとサービス範囲の拡大に関する問題をさらに練り、優れた国際実践例に従って債務者の信用能力評価制度を完全化する。

サービスリストの拡大をもって現地の格付機関により幅広い権限付与についての問題を

徹底的に検討する。また、ランキング評価を得るための方法論の刷新を行うほか、格付機関の業務に対する規制、監督、監査メカニズムの導入の余地の検討、ならびに自らが下すランキング評価に対する当該機関の重責化を実施する。

信頼性を欠く情報に対する料とライセンス取り消しシステムによるものをはじめ、監査業務に対する規制強化の余地を検討する。

イニシアティブ3.16「代替的な資金提供源へのアクセスの確保」

Private equity、ファクトリング、マイクロクレジット、ベンチャー基金等の非銀行融資制度の発展を目的とした規範的法的基盤の刷新が予定されている。マイクロクレジット機関のためのより安価な資金誘致を目的とした、Apex機関の構築に関する施策を立案する。

課題「製品およびサービスの質の向上の促進」

この課題の一環としては、国際水準への国家規格の整合、ならびに認証インフラの発展をもって、製品およびサービスの質を向上させるための刺激策が予定されている。

イニシアティブ3.17「国際規格に対する国家規格の調和の迅速化」

国際規格と国家規格との調和プロセスを加速化する。輸出志向部門向けの規格は、中核をなす外国市場のしかるべき規格に整合させる。その他の製品およびサービスに関しては、必要とされる品質水準に基づいて国際規格を選択していく。

イニシアティブ3.18「製品およびサービスの品質管理の強化」

商品およびサービスの品質と安全性に対する管理システムの発展と強化に関する体系的な施策を立案し、採択する。

商品およびサービスの安全性と品質の向上を目的として、消費者の権利保護に係る制度と手段の強化を狙いとした施策を講じる。こうした施策には、市場参加者の責任を問うことを目的として、必須要件の不履行の判断、ならびに国民の生命および健康に対する脅威の判断を行う能力の強化によるものを含めるものとする。

新たな品質試験所、試験センターおよび認証センターの構築、ならびに既存のこれらの施設の拡張および設備改良を目的とした刺激策を創出する。これには、大学の既存の実権基盤をベースとしたものを含めるものとする。

優先方針「労働生産性の成長を妨げる障壁の除去」

技術面での近代化とデジタル化の他に、生産性の成長を促す重要な要因となるものとして、企業の業務効率の向上がある。この効率は、自社の事業（生産プロセス、資材の買付・配送プロセス、管理プロセス）の改善、ならびに資源（電力、水、ガスを含む）、物流、製品販売にかかるコストの削減によって高めることが可能である。

課題「企業の取引効率の向上」

あらゆる経済部門において、労働生産性の向上を目的とした制度上の施策と現行プログラムによる網羅率を拡大することが必要である。

イニシアティブ3.19「事業効率向上刺激策の網羅率の拡大と最適化」

あらゆる部門における生産性の向上を目的とした刺激策の部門網羅率を拡大する。

この際の支援メカニズムは、各々の部門における生産性の成長を抑制する具体的な障壁に応じて部門間で多角化する。

現行の施策から非効率的かつ不要な施策を除外し、当該の施策の代わりに、労働生産性の成長を促進する新たなメカニズムを立案する。これは例えば、供給エリアが州外まで拡張した場合における商品メーカーの輸送コストの削減、仲介業者を減らし、それによって最終製品価格を引き下げるための電子商取引プラットフォームの構築といったメカニズムである。

技術プロセス、ツール、ならびに生産性の成長がもたらしうる潜在的な成果に関する知識を向上させる目的で、企業的首脳陣および所有者の知識・コンピテンシー水準の向上を図る業務を活性化させる。

イニシアティブ3.20「業務効率の向上をもたらす手段に関する情報の、ビジネス界への積極的な提供」

国家企業家会議所は、業務効率・生産性の向上、省エネ効率の向上をもたらすツールや技術に関する情報の、ビジネス界に対する積極的な提供業務を定期的実施していく。業務効率および省エネ効率の向上をもたらす技術の概括、ツールの詳細、優れた実践例、人材の技能向上方法、輸出市場における業務に必要な情報を定期的に刊行する。

イニシアティブ3.21「生産性の向上に係る施策の立案とステータスのモニタリングを行う対話型プラットフォームの構築」

ビジネス界、銀行、国家機関が参加する官民パートナーシップベースの対話型プラットフォームを恒常的に運営していく。このプラットフォームは、競争力評議会の一環として機能する可能性がある。リーダーシップは国家企業家会議所に割り当てられる。

課題「自然独占の業務効率の向上」

自然独占の業務効率の向上は、あらゆる部門における製品およびサービスの原価の引き下げをもたらすものになる。上限料金システムの他に、イノベーション技術の導入を目標とした料金形成を促す方法を導入する。

イニシアティブ3.22「電力・容量卸売市場モデルの導入」

電力生産セグメントが抱える諸問題の解決を目的として、電力・容量卸売市場モデル

(ターゲットモデル)を立案し、導入する。同モデルは上限料金システムに代わるものとなる。ターゲットモデルの枠内において、競争能力を有する価格形成を伴う電力・容量市場の機能を検討する。ターゲットモデルへの移行は2019年以降の予定である。

電力料金、ならびに容量料金(既存の容量、新たなモデル化された容量)は、電力生産部門の投資誘致能力を確保できるような形で形成する必要がある。特に、電力料金は電力生産者のあらゆる正当な支出を完全に網羅し、固定利益を確保するものでなければならず、また、容量価格は生産者の投資支出をカバーするものでなければならない。

イニシアティブ3.23「長期的料金規制システムの実際化」

電力生産部門の効率的な発展、同部門の技術刷新、近代化、再建、新規資産の建設を目的として、料金形成アプローチを完全化する。

優れた世界的実践例に基づき、電力生産事業者においては中央制御型の電力取引モデルへの段階的な移行を実施するほか、電力生産コストの試算をはじめ、電力生産事業者の料金承認・変更に関する資料の公開アクセスへの掲載を義務とすることによって料金形成の透明性を確保するメカニズムを導入する。

自然独占主体に対しては、提供するサービスの品質・安定性および当該主体の事業の効率性の基準を導入する。同基準の達成は、承認される料金水準を左右する。

イニシアティブ3.24「電力生産部門における競争の強化、および参加者の団結」

電力供給の向上と電力コストの最適化を目的として、電力生産部門における構造改革、地域的な送電網企業の規模の拡大を促進するメカニズムと要件の導入を実施する。

既存の電力生産事業者の間における競争の発展を目的として、電力容量の買付けを、中央制御型取引における統一買主が行うようにする。

自然独占主体および公共部門のインフラへの技術的接続のための要件に係る包括的リストを定める。同リストは「ワンストップ窓口」の原則に基づくサービスの提供へと、これらの主体のサービスを段階的に移行させるものである。

イニシアティブ3.25「幹線鉄道網の料金形成システムの完全化、および国家規制下から管理サービスの分離」

新たな革新的アプローチを導入する。このアプローチは、幹線鉄道網サービスにおける最適な料金規制モデルの形成、サービス提供から生じる支出と収入の構造化と均衡化、ならびに提供するサービスのしかるべき品質の確保をもたらすものである。幹線鉄道網サービスに対する料金規制は政府の運営下に残るが、車輛の管理サービスは国家監督のもとから分離する。

課題「輸送・物流および商取引インフラの発展」

カザフスタンのトランジット輸送ポテンシャルの実現、ならびに経済成長の支援は、輸

送・物流システムに対し、中核をなす国際輸送回廊への積極的な統合を要求するものである。輸送領域におけるサービスの品質は、最大限のレベルまで引き上げる必要があるとともに、貨物輸送の最適化と配送に要する期間・価格の低減にその基礎を置くものでなければならない。これが、トランジット輸送の主たる方針の発展の確保、既存の輸送インフラにおける「ボトルネック」の解消、ならびにその輸送能力の拡大を可能とするのである。

経済の個々の部門（特に農業）に数多くの仲介業者がいるために生じるコストの削減を目的として、卸売・分配拠点および電子商取引を発展させるための諸条件を構築する。

イニシアティブ3.26「自動車道路の品質の向上、沿道サービスの発展」

共和国直轄および地方直轄の自動車道路網の状態の改善を目的として、保全、修繕、再建への融資額の拡大、ならびに道路修繕事業の網羅率の拡張を実施する。この際、保全および修繕に費やす支出の効率性を向上させる目的で、損傷のない道路の保全に係る新たな契約形態を導入する。これはすなわち、直接的な成果を狙いとしたものである。この契約の他と異なる主たる特徴は、業務規模の量的算定を道路状況の質的指標へと移行することである。これにあたって、請負業者は業務遂行の期間と技術を独自に決定する権利を有する。

自動車道路網（特に地方直轄道路）の品質の向上を評価する目的で、割当てられた予算資金の活用効率と、自動車道路の建設および保全に係る相対的費用の削減に重きを置いた明確な基準と質的指標を立案する。

沿道サービスを発展させるため、国際的意義および共和国的意義を有する自動車道路沿線におけるサービス施設の建設業務を遂行する。施設の一部は、ネットワークビジネス構造を誘致したうえで、複合サービス施設として建設、改築、もしくは補充していく。この際、民間部門の関心を高めるために、国際的意義および共和国的意義を有する自動車道路沿線における将来性の高いサービス施設の配置図を承認するとともに、建設中または設計中のサービス施設への公共サービスの引き込みに対する地方執行機関による許可書類発行手続き簡素化の可否を検討する。

イニシアティブ3.27「国際輸送回廊の輸送能力の向上」

トランジット貨物輸送の定期的なポテンシャル分析に基づき、また、「ボトルネック」の解消という原則に立脚し、輸送インフラの能力の拡張を実施する。例えば、アルマトイ市のバイパス鉄道路線、ドスティク～モイウイントイ間第2鉄道路線の建設、ジャルイク～ジェズカズガン間およびクズイルオルダ～シャルカル間の鉄道区画の近代化をはじめとする国際回廊の輸送能力の拡大がそれである。さらに、車両、特にダブルスタックカーの補充、ならびに貨物自動車の車両数の更新が予定されている。

通関地点の効率の向上を目的として、「ワンストップ窓口」の原則に基づき稼働する、基準化された通関申告書の提出・発行に係る電子システムである「統一通過チャンネル」を

導入する。リスク志向型の貨物検査システムを導入し、検査にあたっての国家職員の業務の調整を図っていく。カザフ側通過地点のインフラを、複合的な統一ソリューションを基盤として刷新する。

イニシアティブ3.28「電子商取引の発展」

電子商取引に対する規制、消費者と企業家との相互関係の明確な規定、ならびにインターネット上における消費者の権利保護を完全化する。特に、解説を交えた情報提供業務と、銀行カードによる安全なオンライン決済の利便性の向上をもって、非現金決済における既存の制限を除去する。

優先方針「輸出の推進とその多角化」

国内市場の規模が限られている中であって、国外の変化に対しても安定性を保つ経済へと向かう路線は、加工産業とサービス領域を輸出志向に方向転換させることを必要とするものである。将来性の高い輸出バスケットは、カザフスタンの将来性ある販売市場の需要と相対的メリットに基づいて判断していく。

課題「輸出業者に対する金融支援策および非金融支援策の拡大」

国外市場における業務にあたり、輸出業者は料金および料金以外の側面における障壁の存在、商取引インフラの欠如、不十分な実績、ならびに需要、販売ルート、法的環境の特徴に関する情報不足といった一連の困難に直面している。この課題の一環としては、こうした困難の克服と、輸出業者への支援の提供に関する施策を実現する。

イニシアティブ3.29「輸出業者のための諸制度の調整、および『統一窓口』の構築」

輸出業者が支援を受ける際のプロセスの重複の回避、ならびにプロセスの透明性の確保を目的として、輸出サポートを提供する事業体調整のための役割の明確な境界設定を行うとともに、当該事業体の調整メカニズムを構築する。

さらに、カザフスタンにおける輸出支援に対するあらゆるサービスを統合する統一オンラインプラットフォームを構築する。このプラットフォームを基盤として、許可書類取得サービス、支援策提供サービス、輸送・物流サービス、および輸出業者へのコンサルティングを目的とした追加サービスをはじめとする、複合的電子サービスを実現していく。同プラットフォームインフラは、関係する国家機関および開発研究所がその後利用するため、基準化された書式の書類を、統一通過チャンネルを介して輸出業者に1回のみ提供することを可能にする。

イニシアティブ3.30「外国市場における料金面および非料金面での障壁の除去」

国家機関および企業家団体の尽力の調整のもとに、取引上の紛争の解決、国外における取引障壁の除去を実施する。民間部門の課題となるのは、外国市場へのアクセス条件の悪

化に関する情報の提供である。国外における取引障壁を除去する目的で、政府は特惠条件での取引に関する協定の数およびユーラシア経済連合加盟国における自由貿易圏の数の拡大、国外における取引障壁の除去に関する調整合意済みの複合的施策の立案、新たな販売市場への進出に由来する輸出コストの削減を目的とした施策の立案を実施する。

イニシアティブ3.31「外国市場への輸出推進に係る統一オペレーター代表機関の発展」

常時機能し、高い輸出利益を伴う優先的国家におけるカザフスタンのビジネス界の利益を保護すること、ならびに輸出業者のための取引パートナーの発掘、商業上の交渉実施に際する支援を行うことを目的とした代表機関ネットワークを構築する。代表機関はさらに、プロモーション事業、外国市場における需要と販売ルートに関する情報の収集に関する支援を提供するほか、カザフスタンの対外経済活動参加者に対し、自国産製品の輸出障壁の克服面における支援を提供する。

イニシアティブ3.32「輸出推進に係る金融施策の発展」

輸出推進に係る金融支援策の効率の向上、あらゆる規模の企業（大規模、中規模、小規模）の大半に対する支援策への平等なアクセスの確保、ならびに輸出業者の申請書審査期間の短縮および手続きの縮小を目的とした施策を講じる。

融資の誘致規模の拡大を目的として、先進諸国レベルに到達するよう輸出を支援する施策を講じる。輸出推進に係る統一オペレーターの発展は、同オペレーターの財政安定レベルの向上、ならびに世界の金融機関および輸出・信用取次機関サイドからの信頼度の向上を目的としたものとする。これによって、必要な長期的金融資源の誘致が可能となり、WTOの枠内で定められている制限を考慮した場合であってもクレジットおよび保険の価格を大幅に引き下げることができるようになる。

課題「輸出志向型サービスの発展」

サービス輸出を発展させるため障壁を除去し、莫大な輸出ポテンシャルを備えたサービスの、外国市場における推進を確保する。該当するサービスとしては、医療観光および教育観光の領域におけるサービスを含む観光サービス、金融サービス、ビジネスサービス、トランジット輸送サービス、宇宙サービスが挙げられる。

イニシアティブ3.33「観光部門の発展に必要な諸条件の構築」

法令を完全化し、道路、道路沿線、公共、およびその他のインフラ、さらには特別自然保護区および林業エリアにおけるものも含めたレジャー施設、観光ルートの発展を目的とした施策を講じる。

イニシアティブ3.34「外国人観光客の誘致を目的とした情報・広告キャンペーンの始動」

カザフスタンとその観光施設に関する情報を掲載したWebポータルを実現し、これを保

持していく。観光推進に係る広告・マーケティング計画、ならびに国家的および民族的な観光ブランドを立案する。最優先諸国を対象として、個別の情報・広告戦略を立案する。

イニシアティブ3.35「出入国管理手続きおよびビザ発給手続きの簡素化」

入国ビザ発給および招聘状作成のための書類提出プロセス、ならびに国家機関の決定を含む情報の取得プロセスを簡素化する目的で、ビザ・出入国インターネットポータル完全化、オンラインによるビザ発給手続きの導入、認定渡航同意ビザ（ADS）発給システムの完全化を実施する。ビザ・出入国体制の一元化による、国境を越えた移動のプロセスを簡素化する。「72時間のビザなしトランジット」体制の導入対象となる優先国家を定める。

イニシアティブ3.36「医療観光の発展」

近隣諸国および遠方諸国からの医療観光の誘致を目的として、幅広いハイテクサービスの提供に必要な現代的設備を備えたクラスターにおける、主要な医療センター、療養・保養機関を基盤とした質の高い最先端の医療サービスおよび健康増進サービス構築を実現する。

医療観光領域における主要な参加者となるのは、第1には国際的な認可を受けたカザフスタンの医療機関である。患者優先型サービスの発展、ならびにおもてなし原則、医療サービス提供者側の動機づけシステムの導入を目的とした業務を継続する。

世界的な医療観光関連の企業および団体とのパートナーシップを発展させ、カザフスタンの医療観光ブランドを世界市場において推進していく。

イニシアティブ3.37「金融サービスおよびビジネスサービスの発展」

AIFCの領域内において、英国法と主な金融センターの基準に基づく特別な法制、ならびに、外国投資、海外金融機関、および高度技能人材の我が国への誘致を目的とした独立した規制、特恵税制、さらには簡素化したビザ体制および労働体制を機能させる。最先端の海外企業の現地化、および金融および投資領域における人的資本の拡大は、輸出成長に対する副次的効果を潜在的に有するものとなる。

イニシアティブ3.38「カザフスタンの回廊およびトランジットサービスの推進」

海外諸国におけるカザフスタンの輸送サービスの推進に関する恒常的な業務を開始する。海外の貨物発送業者との連携をもって、鉄道トランジット輸送にあたっての、帰路の荷積み率を向上させる。カザフスタン横断ルートによる新たなクライアントの誘致を目的として、新規の経路と競争能力を有するサービスを築き上げる。

イニシアティブ3.39「宇宙サービスおよび試験事業の発展」

宇宙機器の特殊設計・技術事務所を備えた宇宙船の組立・試験複合施設を機能させる。この施設は、宇宙船の設計、組立て、試験、ならびに宇宙船の構成部材の生産を目的としたものである。同施設には、カザフスタンの衛星コンステレーションの発展ならびに衛星

生産の世界市場への進出を目的とした、衛星の生産を可能とする最新鋭の設備を備えることとする。

輸出ポテンシャルの実現を目的として、地球のリモートセンシングを行う宇宙システムの地上施設の完全化、海外の専門家を招致した上でのマーケティング人材の育成を実施する。

期待される成果

民間部門の経済活動が大幅に伸び、GDPに占める中小企業の割合が35%まで拡大する。経済における政府の関与率は、2020年までにGDPにおける粗付加価値の15%前後まで引き下げられる見込みである。行政障壁の低減と規制の最適化によって、OECDの競争環境指標における得点を2.2に引き上げることが可能となる。輸送・物流インフラおよび商取引インフラの発展は、物流効率指標の順位を38位まで引き上げるものとなるだろう。

生産性の高い部門の発展は、ハーバード大学による経済の「複雑性」レベルを引き上げ（55位を達成）、経済の多角化をもたらすほか、2025年までに非原料部門の輸出高を410億米ドルまで引き上げることによって、構造危機に対する経済の安定性を確保するものとなるであろう。

改革4. 汚職のない法治国家

改革の本質：この改革は、法律の厳格な遵守、最先端の汚職防止メカニズムの積極的な適用、市民における法文化の形成をもって、好適な投資環境とビジネス環境を構築することを目的としたものである。この改革の実現によって、ビジネス運営上のリスクが低下すると同時に、国民の生活の質の向上、権利保護水準の向上がもたらされる。

2025年までのカザフスタンにおける根本的な改革：

立法から、法律の厳格な遵守およびしかるべき法令執行の実践へ；

権利保護の保証における不確実性から、国家権力機関の制度、ならびに独立し、かつ公正な司法制度に対する高度な信頼性へ；

処罰から、汚職行為の余地を容認しない体制へ；

違法行為に対する寛容性から、特に汚職行為に対する寛容性を「ゼロ」へ、また、市民の法文化および権利意識の向上へ。

今後の課題

迅速な経済成長と生活の質の向上には、法の優位性を確保することが必要であり、これによって法の遵守、汚職の禁止、社会における高度な法文化が保証されることとなる。ビジネス団体の代表者らおよび国内外の専門家らは、心を一つにして、この点を2025年までのカザフスタンの法的発展における重要な優先方針として定義している。

最重要課題となるのは、法律の質と明瞭性の確保、市民からの高度な信頼のもとにおける安定的かつ公正な司法による保護の保証である。

汚職対策領域においては、予防措置の適用実践を拡大すること、ならびに、デジタル技術の援用を伴う完全な自動化と報告義務化によるプロセスの簡素化と透明化をもって汚職の前提条件を根絶すること、さらには国家機関の業務における汚職リスクを最小化することが必要である。

法治国家の形成における重要な成功要因としては、違法行為に対する寛容性の「ゼロ」化、市民の遵法的行動モデルの形成、ならびに社会全体における高度な法文化の構築が挙げられる。

優先方針「法令の完全化、法律の遵守に必要な諸条件の構築」

国の法令の質の高さを維持し、市民の権利保護メカニズムの向上、司法システムの独立性の強化、国家制度に対する社会の信頼度の向上を推し進める。カザフスタンにおける権利保護システムを、世界標準に最大限に近いものとする。

課題「法令および法令執行の質、安定性の向上」

予測可能かつ質の高い法令は、我が国における生活水準の向上に必要な諸条件を築くものであると同時に、国際的なビジネスにとってカザフスタンをより競争能力が高く、魅力的な国家にしていくものである。この目的においては、一義的ではない法律解釈の余地を除去し、重複を避け、法律の安定性、ならびに法令への改定および追加の予見性を確保することが必要である。第1にこれは、国民およびビジネス界への適用頻度と意義が最も大きい法律に関わるものとする。

法令、その規範水準および権利構造の今後の近代化は、国の法令、その基盤となる部門の発展、官庁レベルでの規範作成の役割、法的規制メカニズムにおける法令と付帯文書の最適な関係の優先方針を見定めることによって実現していくことになる。この際、国の法令の発展における優先方針は、世界における我が国の法的システムの競争能力と魅力の確保に照らして判断するものとする。

立法者としての政府の役割は、法律上の処分原則のより広い適用を伴うものを含め、各種主体、特に民間防衛主体に対し、より柔軟な業務（中でも企業活動）上の自由を提供することを目的としたものとする。厳格な規範的・法的規制の対象となる、言うまでもなく国の管理下に常に置かれる領域および分野、ならびに一連のケースにおいて、より「柔軟」かつピンポイント的な規範的・法的規制が望ましい国の専売の範囲外に置かれる領域および分野を明確に定義する。この規制は、制度環境が整い次第、一定の条件のもとに非国営主体へ移行することが可能である。

イニシアティブ4.1「法令の質の向上」

法案および現行の法令の評価手続きの完全化（法律の採択、経済効果の分析、規制作用

の評価のより広い活用、想定されるリスクの予測)、ならびにより質の高い法案の作成とこれに関するしかるべきコンサルティングの実施に対する十分な期間の設定をもって、法案の立案に関するプロセスと制度的余地を向上させる。

公法体系においては、規制および不法行為に関わる法令、第1には刑法部門の完全化を実施する。この際、当該の法令の規範は、法的正確性および効果の予見性といった要件に完全に適合するものとする。すなわち、十分な明確性を有するものとして構築し、法律の恣意的解釈の余地を除外し、あらゆる定義をもって違法行為と合法的行為との間の完全な線引きを可能にする分かりやすい基準にその基礎を置いていく。

法令の安定性の確保を目的として、法令、特に国民およびビジネス界の日々の業務を直接規制する法令の最大更新頻度を制限する。改定はすべて、市民および事業体がアクセスできる形式で速やかに公表し、必要な解説を含めるものとする。

イニシアティブ4.2「法令執行の向上」

多数の専門家が、我が国の法律の質は十分に高いが、その執行が強力ではないと指摘している。このため、法律およびその他の規範的文書の執行状況のモニタリングとその効率性の評価もふくめた、法律およびその他の文書の組織的・法的実現メカニズムを定めていく。法的モニタリングの一環としては、規範的・法的文書の適用成果の全面的な鑑定を導入する。

課題「人間の権利および自由の保護、所有権の保護に係るメカニズムの向上」

市民の権利と自由の保護、中でも所有権の保護は、市民および企業側からの政府に対する高い信頼水準を確保する基本条件の1つである。

イニシアティブ4.3「刑法、行政法違反関連法令の今後の人道化」

刑法政策、第1には経済犯罪防止領域における政策の今後の人道化を目的とした展望を見極める。この際、適法性および法秩序の状態に対するリスクを考慮する。

刑法上の違法行為の中でも、社会的危険性がさほど高くない経済的要素、例えば税制上、関税上、およびその他の要素の非犯罪化と人道化に関する今後の業務遂行を計画する。すでに導入済みの変革による実際的な効果は、最新の分析・調査手法を用いて評価する予定である。

法令、および接收の適用実践、すなわち刑法上の違法行為によって違法な手段で得られた財産に限っての没収としての接收の完全化、非合法的な手段によって財産を取得したことを示す証拠の提供に係るならびに明確な基準の設定に関する施策を講じる。

行政法違反関連法令の人道化は、行政責任と違法行為の特性との釣り合いを図るという原則の順守を目的としたものである。

裁判所と裁判所以外の機関の間における、行政法違反事例の審議に関する権限の線引きに係る明確なコンセプトを立案する。刷新された行政法違反関連法令は、その適用面でシ

ンプルかつ効率的なものとなると同時に、行政法違反関連の法令で保護されている権利および法的利益に対する侵害からの、主として法廷外での保護を目指したものとなる。

イニシアティブ4.4「刑事訴訟の近代化」

先進諸国のしかるべき基本原則に適し、かつ、正当な理由なく刑事訴追されることからの権利の保護の保障の強化、訴追時のバイアスの低減、刑事事件に関する訴訟上の決定採択時における客観性の向上を盛り込んだ、審理前プロセスのモデルを段階的に導入することを計画している。両当事者に証拠の収集に関するより広い機会と、裁判所へのその提出に係る保護を提供したうえで、両当事者の弁論という原則をより幅広く導入する。

刑事訴訟法の完全化の一環として、訴訟に係る圧力の低減を目的とした刑事訴訟原則を実現する。こうしたアプローチを実現することによって、正当な根拠のない責任追及および審理、ならびに人間および市民の権利と自由に対する非合法的な制限からの保護を確実なものとすることができ、また、無実の者に対する非合法的な責任追及もしくは審理があった場合には、当該の者の名誉の迅速かつ完全な回復をもたらすものとなる。

合法性の厳格な順守を確保し、捜査業務および非公開の取り調べ行為の遂行に際する市民の権利と自由を保障するシステムを、当該の業務および行為に係る非合法的な手法・方法の利用に対する責任の重責化を伴うものとして強化する。

イニシアティブ4.5「法秩序維持システムの発展」

法秩序機関の発展、ならびにこれらの機関の業務の形態および手法の完全化を継続する。法秩序維持機関における人事政策の安定性と透明性の確保、職員の技能および規律に対する要件の厳格化を実施する。より効率的な組織・管理メカニズム、および効率的な機能分配を実現する。この際、法秩序維持機関に特有ではない機能の除外を行う。また、信頼水準の向上、法秩序維持機関の業務に対する公的監視の強化、法秩序維持への国民の誘致に係る施策の採択が計画されている。法秩序維持機関の業務を評価する際の明確な基準を決定する。この際、市民からの信頼度が当該機関の業務の質を示す重要な指標となっていく。

イニシアティブ4.6「法秩序維持機関および裁判所のデジタル化」

刑事事件および民事事件、ならびに行政法違反事件を、電子フォーマットへと段階的に移行していく。これは、人間および市民の権利と自由の保護を損なわずに、偽造や汚職の機会を低減し、この種の事件に関する審理費用を節減し、国家予算への負荷を軽減することにつながるものである。違法行為に関する届け出の提出、料金の支払いに係るデジタルシステムを構築し、これによって人的要因の影響を最小化する。また、審理における人工知能エレメント、ならびに大量の法的統計データを取り扱うための分析ツールの導入が計画されている。

統一的な司法実践に関する公開電子システムを構築する。司法プロセスのあらゆる参加者は、関心をかき立てられる特徴に応じたあらゆる判決文を見ることが可能となる。また、

照会の審理と結果の質、ならびに照会者の満足度を評価するシステムを導入するか、および／またはより幅広く活用することが予定されている。

イニシアティブ4.7「市民の利益保護の質の向上」

法的支援の提供に係る基準と原則を法的に確立し、低所得者に対する法的支援提供システムを改善するほか、村落地域における弁護士サービスへの十分なアクセスを確保する。

紛争の和解手続きおよび法廷外での調整手続きの運用の拡大も予定されており、これには、民法上の紛争における両当事者間の妥協を達成するための多様なルートと方法（調停、仲介等）を、法廷においても、法廷外手続きにおいても援用することを含めるものとする。

イニシアティブ4.8「優れた実践例に基づく行政的正義システムの構築」

国家機関との諸関係における市民の権利の保護を目的とした、司法制度（または準司法的制度）としての行政的正義を導入する。訴訟手続きの分離独立と、公法的性質を持つ紛争の解決手続きの適法化に関する問題を検討する。行政手続きは、刑法および民法上の訴訟手続きと並び、完全な法的権利を伴う司法制度となる。

イニシアティブ4.9「企業家法典の発展」

企業家法典を今後発展させることによって、企業活動の遂行にあたっての、企業活動に対する国内外の優れた規制実績を考慮した上での公的利益と私的利益のバランスが確保される。

同法典では会社法の問題の規定のほか、企業活動主体に特徴的な私法上の諸関係の特徴を反映していく。これは、自らの経済活動における主たる法的文書として、企業家が同法典を直接利用することを可能とするものである。

同時に、同法典は企業活動領域における行政障壁の増大を妨げる主たる法的障壁となるべきものである。

イニシアティブ4.10「企業襲撃からの規範的・法的保護の確保」

競争の除去を目的としたものを含む企業襲撃および非合法的圧力を排除するため、所有権の保護メカニズムを強化し、所有権者に対する明確な保証を確立する。

課題「司法システムの公正性と独立性の確保」

法の優位の確保において最も重要な課題は、違法行為に対する処罰の不可避性という原則の遵守と裁判所の独立性である。

イニシアティブ4.11「独立性に係る国際基準に対する司法システムの適合性の確保」

独立性に係る国際的な標準と原則に従い、司法システムを完全化する。国家計画「100の具体的なステップ」の実現の一環として、司法システムにおいては今後も能力主義の原則を確保していく。また、裁判と裁判官の専門化に係る業務も継続していく。

司法権力の業務に関する客観的かつ公正な広報活動を実現する。

イニシアティヴ4.12「陪審裁判のメカニズムの向上と、その適用範囲の将来的な拡大」

陪審裁判制度の今後の発展と完全化が予定されている。陪審裁判の適用を可能とする刑事事件のカテゴリーの将来的な拡大を検討する。

イニシアティヴ4.13「司法行為の遂行効率の向上」

執行手続きの効率の向上を目的として、民間執行吏の業務の完全化、ならびに同執行吏によるしかるべき司法行為、第1には社会的意義を有する司法行為の遂行に対する責任の強化が予定されている。この目的においては、執行手続き領域の全権機関による監督、および検察庁による監査を強化する。執行吏による執行手続きを最大限に自動化し、統一電子商取引プラットフォームの業務の透明性を確保することによって、執行手続きの完全化を図る。

イニシアティヴ4.14「刑事法執行の完全化」

社会からの隔離を伴わない刑事処分の適用領域を拡大する。刑事処罰執行システムを、広く認知されている国際標準に近づける。刑務所においては、個人の安全保障、および当該の処罰形態をもって服役する者の権利と法的利益の遵守を確保する。施設内における移動と個人間の交流を可能とする監房による勾留体制への段階的な移行が計画されている。刑務所から出所した市民の社会復帰を目的とした体系的施策を講じる。

優先方針「汚職対策としての予防措置の強化」

汚職を容認せずこれを防止することは、最も優先的な課題の1つである。当面の目標は、予防策の大幅な強化、「汚職によって生み出される違法行為」および当該行為が遂行される余地の低減である。

優先方針となるものとしては、最も汚職リスクが高いと見られる領域における、汚職防止に係る体系的かつ予防的な施策の大規模な適用と、刑法制度のピンポイント的な活用への移行が挙げられる。

課題「汚職リスクが高いプロセスの最適化と簡素化」

市民および企業家からの需要が最も高いサービスの消費者とのコンタクトの簡素化、デジタル化、削減、ならびに当該サービスの透明性の向上をもって、違法行為遂行の必要性および余地を縮小する。

汚職防止策を、汚職リスクが高い国営部門および準国営部門の事業領域に段階的に適用する。

イニシアティヴ4.15「市民と政府のコンタクトの将来的な簡素化」

国民と国家機関との相互関係が持たれるあらゆるポイントの監査を実施し、簡素化また

は自動化の潜在的余地を有する国家サービスおよび国家機能を見極め、電子形態もしくは「ワンストップ窓口」の原則に基づいてアクセスできるサービスの割合を増やしていく。将来的には、「ワンステートメント窓口」の原則を導入する（国家サービスは申請書と身分証明書の写しに基づき提供するものとし、追加書類の提出を要さないものとする）。次のステップは、国民が何らかの照会をせずとも、国家サービスの取得が必要／可能であることの通知を自動的に得ることができ、いくつかのケースでは、当該のサービスが自動で提供されるような「積極的な国家サービス」のコンセプトを実現することである。

イニシアティブ4.16「プロセスの自動化の確保」

国家機関および事業体においては、原則的な自動化の余地を判断する基準に合致するプロセスをすべて、電子形態に移行する。所有権の登記をはじめとする一連の国家機能を、権利の確立と変更に係るプロセスの自動化と紛争的局面を除外する、「ブロックチェーン」のような技術を基盤として構築することが可能かを検証する。

イニシアティブ4.17「買付システムの完全化」

OECD基準に従い、不正な買付プロセスを遂行したことが疑われるか、もしくは明らかとなった場合取るべき行動について、国家調達に参加者に対するガイドラインを立案する。統一的なアプローチの確立、責任と監督の強化を目的として、準国営部門主体の買付を規制する業務を実施する。

また、国家調達遂行の際に違法行為のリスクを低減する最新鋭のデジタルソリューションを導入する。これには、「ブロックチェーン」技術を適用したものを含める。

イニシアティブ4.18「情報システムと国家機関データベースの統合」

「電子政府」ポータルを含む官庁間における国家機関情報システムの統合を実施する。この統合は、既存の情報システムと、新たに構築される情報システムおよびデータベースの両方を網羅するものとする。これによって、個々の国家サービスの提供から「ワンステートメント」原則に基づく複合的サービスへの移行が可能になると同時に、国家機関と市民が直接関わる場の縮小も可能となる。

イニシアティブ4.19「汚職リスクに関する最新鋭の予測手法の導入」

汚職リスクの分析と予測に、現行の統一データベースを用いた現代的予測解析手法を追加する。汚職リスクの分析の結果表明された助言の導入は、汚職を促す原因や諸条件の除去を目的として規範的に確立していく。

優先方針「安定した法文化の形成」

法文化の形成に係る業務の大半は、汚職防止領域で進められるものであり、法律に関する知識、理解、遵守を盛り込んだ法文化の全体的な水準の向上という領域においては、そ

の業務量は著しく少なくなっている。この際、国家機関に対する市民の照会の大部分（30～50%）は法律の明確化の必要性に関連するものとなっている。

この優先方針の最重要課題は、国民が理解できる言語と形態で法律およびその他の規範的・法的文書を確認するということ、ならびに、現代的法律教育標準を教育プログラムに導入するということである。社会管理への市民の参加拡大が法文化の形成における特別な役割を担っている。

課題「社会における、法律の不履行および汚職の発覚に対する不寛容性の形成」

市民およびビジネス集団に対する、自らの権利についての情報提供、合法的行為の標準、メリットおよび利益の解説は、法秩序の強化、ならびに汚職に対する寛容性の縮小をもたらすものである。

イニシアティブ4.20「法的教育・学習プログラムの拡大」

既存の汚職防止教育・学習プログラムをもって、様々な法執行対象事業をカバーしていく。プログラムには、一般市民に対する対策と、国家公務員に対する解説業務の両方を含める。法令適用の意義と原則の解説を伴った公開情報法律リソースを開設し、この内容に簡素化された形式による必要な法的文書を含めていく。市民の権利意識の向上に関して、法律の不履行や汚職の発覚に対する不寛容な態度に関する教育を目的とし、かつ、汚職行為によってもたらされうる損害規模を示す業務を継続するほか、国家機関の法的知識の向上を狙いとした業務も続けていく。

この際、法理学および関連する業務領域における高度技能を有するスペシャリストに対する法的教育と育成を立案し、実現する。

課題「公的監視の一般化、および国家機関に対する信頼の向上」

公的監視によって、各々の市民を違法行為対策や法秩序の確保に参加させることが可能となる。

イニシアティブ4.21「公的監視プログラムの一般化」

「シビリアンコントロール」や「国家公務倫理」といったものをはじめとする、法律の遵守に対する公的監視プログラムの普及と一般化を目指した業務を遂行する。

社会に対する国家機関指導者の報告義務の実践を、今後発展させていく。

公的監視の一般化と効率の向上を目的として、OECD加盟諸国の優れた実績に基づき、マスメディアのポテンシャルを活用する。

リアルタイムによる市民からの指摘・提案を記録し、迅速に対応していくために、情報交換目的において最新鋭のデジタル技術、ソーシャルネットワーク、モバイルアプリを活用する。

イニシアティブ4.22「国家機関に対する信頼度に関する重要な効率指標の導入」

国家機関に対する社会の信頼度を評価する重要な効率指標を導入する。これには、「電子政府」に基づいた国家機関のモニタリングと、計量可能指標の活用、ならびに結果の公表を伴うものとする。モニタリングの結果は、高い指標を達成した国家機関職員に対する奨励、当該の者の優れた実績の普及を目的として使用する可能性がある。

期待される成果

国の法システムの効率性の向上、市民の権利と自由の保護に対する保証の強化、汚職水準の低減によって、カザフスタンにおける追加的な経済成長が年間2%以上確保され、国民の生活の質の向上がもたらされる。

この改革の一環として講じられた複合的な施策は、「世界正義プロジェクト（The World Justice Project）」の法の支配指数における我が国の順位を、世界で55～60位まで引き上げることを可能とするものである。汚職の低減（「Transparency International」の腐敗認識指数が35点まで成長）、ならびに現代的な法文化教育に係る体系的施策は、国民経済における業務の向上に対し相乗効果を発揮するものとなるであろう（固定資本への投資の成長に間接的に作用する部分も含め、これは2025年までに対GDP比で19.4%まで成長すると見られる）。

改革5. 地域強靱化および都市化

改革の本質：この改革は、我が国全土における基本的な生活の質を確保したうえで、既存の地域ポテンシャル（経済的余力）を効率的に活用することによって達成される諸地域の経済成長をもって、我が国のGDP成長を確保することを目的としたものである。

2025年までのカザフスタンにおける根本的な変革：

資源の中央集権的な立案と分配から、合理的な予算の活用に対する諸地域の経済的自立と責任への変革；

予算からの資産移転と助成の割り当てによる地域支援から、地域における魅力的なビジネス環境の構築を介した、民間投資、特に外国投資をめぐる競争への変革；

「形式的な」国家計画の遂行から、最終的には全国家的成果への寄与への変革；

国内発展を考慮したうえでの地域的計画から、統一経済市場としての地域発展の調整への変革；

全国における基本的な生活水準に対する均等的アプローチから、地域における生活の質の向上、ならびに全国民の移動性の向上への変革。

今後の課題

この改革には中核をなす優先方針が3つある。すなわち、諸地域の競争能力の向上、都

市化、ならびにあらゆる地域における連携と基本的な生活水準の確保である。

地域政策の焦点を、支出の均等化から地域独自の所得の拡大促進へと移動させる。諸地域の競争能力を向上させるには、地方執行機関におけるインセンティブシステムを構築する必要がある。地域格差の縮小は、地域間における資源の再分配によってではなく、地域自らが実現する発展の方法と源泉の創意に富んだ探求を基盤として達成すべきなのである。

こうした転換には、国庫政策および予算政策の変革、民間投資誘致および輸出志向型生産に関する地方執行機関の業務の活発化が必要となる。助成および資産移転政策からの脱却は、恵まれているとは言えない地域に対しては段階的に実施すべきものである。あらゆる地域において、質の高い教育、保健サービス、入手しやすい住宅、環境の質の向上といったものを、基本的な水準をもって確保することが必要である。

優先方針「諸地域の競争能力の向上」

諸地域の競争能力を向上させるには、地元における社会・経済的政策の立案と実現に関する権限、およびビジネス支援策、投資誘致策、就労促進策、インフラ発展策の選択に関する権限、ならびに地元における人的資本の管理に関する権限を諸地域に委譲することによって、諸地域の経済的自立と責任を高めることが必要である。

課題「諸地域の経済的自立の確保」

この課題は、諸地域の経済的自立および人材面での自立を目的としたものであり、これには、将来的な権限の委譲によるものも含めるものとする。また同時に、自立性の向上は、国民に対する地方政府の報告義務の強化を前提としたものである。

イニシアティブ5.1「国家管理レベルの間における権限の将来的な再分配」

権限の将来的な再分配は、あらゆる国家管理レベルを網羅するものとする。すなわち、中央国家機関から地方執行機関へ、また、地方政府の上位機関から下位機関へ、といった具合である。

防衛能力および国家安全保障、合法性および法秩序、ならびに統一税制、予算、輸送・通信、エネルギー、社会面における政策およびその他の一連の政策のような戦略的問題は、共和国レベルで保持していく。

諸地域に課せられた戦略目標、中でもビジネス支援、投資誘致、就労促進、インフラ発展といった目標の達成を目的とした必要な政策を自ら決定するための諸地域の権限を拡大する。

この際、権限の再分配には、中央および地方におけるしかるべき国家メカニズム、ならびに地方自治機関における新たな機能および権限の遂行体制の、戦略、人材、物資・技術、制度面における整備を伴うものとする。新たな機能と権限を遂行する目的で、人材面および物資・技術面でのしかるべき資源を確保していく。

イニシアティブ5.2「諸地域の経済的自立の向上」

資産移転および助成に対する地方執行権力機関の依存度を低減すること、ならびに、これらの機関が、諸地域の強みと競争優位性に基づいた、諸地域の経済発展に係る現行の施策を受け入れるよう促すことが必要である。

国内資本市場における借入れの誘致、ならびに企業活動の促進による地方予算収入の拡大をもって、地域執行機関の所得基盤は拡大していくと予想される。また、中小企業の企業利潤税による収入を地域予算へ移転する。

イニシアティブ5.3「地元における人的資本の管理」

あらゆるレベルの政府に高度技能人材を確保する目的で、地方執行機関のスタッフの強化と技能向上、賃金の引き上げ、ならびに権限および機能の適切な拡張に課する施策を講じていく。

諸地域における労働の評価・対価支払に関する統一システムの一環として、職員の業務成果と能力を考慮した最先端の評価手法と報奨システムを諸地域において段階的に導入する。

村落における公務の魅力の向上を目的として、国家公務員に対する社会支援策を盛り込んでいく。

イニシアティブ5.4「地方自治機関の今後の強化」

人口2,000人を超える地区直轄都市、村落、居住区、農村地域において、独立予算、および地方自治の資産共有を導入する。2020年以降はこの規定をすべての居住地点で有効とする。これによって、地方意義を有する諸問題の解決に国民を参加させることが可能となる。

地区直轄都市、村落、居住地区、農村地域のレベルにおける地方自治代表機関の構築に係る問題の考察を進める。これは、地方集団が予算の承認に参加することを可能とするものである。また、地方自治予算の収入源の将来的な拡大に係る問題についても考察を進めていく。予算プロセスに関する地方議会の権限の向上を目的とした施策も実現する。

イニシアティブ5.5「地方政府の報告義務の確保」

しかるべき地方議会、国民、ビジネス界、専門家集団に対する定期的報告の完全性、透明性、アクセス性、信頼性の向上をもって、地方政府の報告義務を確保する。市民は地方レベルにおける予算立案と国家財政管理に関する詳細な情報へのアクセスを手にする事となる。

課題「地域間の競争と協業の発展」

諸地域の発展を刺激する重要な要素となるべきものに、ビジネス運営の容易さ、共和国予算からの投資資金取得競争の面における諸地域のランキングに基づいた、地域間の競争

がある。ヌルスルタン、アルマトイ、シムケント、アクトベといったハブ都市におけるマクロ地域の経済活動拠点、資本・資源・先端技術およびサービスの集約拠点を伴う統一経済市場の構築を継続する。

イニシアティブ5.6「ビジネス運営の容易さにおける地域ランキングシステムの適用」

ビジネス界の経済指標およびアンケート結果に基づいて構築されたランキング形式による諸地域の比較を恒常的に実施する。このランキングの主たる課題となるのは、経済発展、ならびに例えばネットワークへの接続の確保、土地へのアクセス、明確な行動方針の確立によるビジネス環境の構築といった面における地域間の競争の促進である。

ランキングは毎年更新し、公開アクセス上で公表するとともに、これに基づき、地域間の優れた実績の収集と普及を行っていく。2018年以降、このランキングは地域だけでなく、地域レベルにおける行政・地域管理をも網羅するようになっていく。

イニシアティブ5.7「共和国予算からの投資刷新プロセスの導入」

共和国予算からの資金提供対象となる地方プロジェクトを決定する際には、民間部門との共同融資対象となるプロジェクトに優先権が与えられる。優先的プロジェクトとみなされるのは、資本投下単位当たりの国民網羅数が最も多く、その目標を、生産性の成長、技術刷新、デジタル化および輸出志向商品の生産に置くプロジェクトである。

イニシアティブ5.8「地域間の協業発展促進策の構築」

諸地域の競争能力を向上させる重要なツールの1つとなるものに、当該地域の発展、国家・社会サービスの質とアクセス性の向上における相乗効果を得ることを目的とした地域間の協業が挙げられる。こうした協業は、統一的なサプライチェーンの構築、および価格の構築、輸送・通信・社会インフラの構築と管理を目的とした共同プロジェクトの実現に必要な共同／連携発展計画、産業発展の連携を盛り込んだものとなる可能性がある。

地域クラスターの発展と支援に係る施策を講じ、同施策の資金源として予算資金の割り当てを実施する。

優先方針「都市化および連携の確保」

都市化および都市環境開発の水準は国全体の発展水準を反映するものであり、将来的な社会・経済的発展につながる重要な要因である。中規模・小規模都市への国家・民間投資および労働資源の誘致を目的として、次の課題を実現する。

課題「中規模・小規模都市を優先方針とした、管理下における都市化」

政府の関心は、将来性に富んだ中規模・小規模都市、特に大都市、すなわち都市的集積地域の影響を受けるエリアに位置する都市の経済成長、「スマートシティ」コンセプトを基盤とした都市環境管理のためのハイテクソリューションの導入、ならびに将来性に富む

居住地点および地区の発展の連携へと向けられる。

イニシアティブ5.9「中規模・小規模都市の発展」

我が国のあらゆる都市が持つ中期的および長期的展望における経済ポテンシャルを見極め、諸地域の経済発展拠点として州および地区的な意義を有する、将来性に富む中規模・小規模都市の発展に特に注意を割いていく。地域発展計画には、生産性を伴う就労への国民の従事、社会インフラ・サービス領域の発展、企業活動の成長に必要な諸条件の構築、生活の質の向上を確保したうえでの、将来性に富む中規模・小規模都市の優先的発展を見据えた改定を加える。

州の拠点およびその他の中規模都市の発展に係る業務は、主として地方執行権力機関の尽力をもって実現していく。こうした「拠点」の参加は、第1には、全国規模による大規模国家プロジェクトにおいて予定されている。

しかし同時に、辺境エリアにおける人口減少を予防するため、将来性に富む単一産業都市および小規模都市における民間投資プロジェクトの実現を促進し、当該都市の発展を図る施策を講じていく。当該都市の効率的な発展を目的として、都市管理、経済政策、予算立案に関する現代的な原則、ならびに都市インフラ支援のための金融制度を考慮したしかるべき施策を講じていく。大都市の発展は隣接する居住地点と並行して進むものとなり、この際、いわゆる都市圏（FUA, Functional Urban Areas）を形成していく。

支えとなる村落および小規模都市では、農業以外の形態の経済活動（サービス、加工産業等の領域）の発展を支援する施策を講じる。

イニシアティブ5.10「『スマートシティ』コンセプトの実現」

カザフスタンのすべての都市において、ヌルスルタン市およびその他の居住地点の実績を考慮し、かつ、資源の合理的活用と管理を目的としてハイテクソリューションの適用を視野に入れた「標準器」としての規格に基づいた「スマートシティ」コンセプトを実現する。都市における社会、輸送、公共、エネルギー、住宅、情報インフラの管理、ならびに国家サービスの提供、都市建設設計、「スマート」な建造物の建設を含むあらゆる生活活動領域にデジタル技術を導入する必要がある。「スマートシティ」コンセプトへの移行には、「スマートシティ」の構築に係る国家規格の導入、ならびに地域発展領域におけるしかるべきプログラム文書の見直しが必要である。

課題「経済成長拠点間における輸送連携の確保」

高い経済ポテンシャルを有する居住地点に居住するためのアクセス性および可能性を向上させるには、道路網および鉄道網を建築、再建する必要がある。

イニシアティブ5.11「『放射状原則』に基づいた輸送インフラ発展の継続」

アルマトイ、ヌルスルタン、アクトベ、シムケントといったハブ都市における拠点を伴

う国内マクロ地域の形成による、カザフスタンの統一経済市場の構築に係る業務を継続する。マクロ地域の枠内においては、都市間および都市近郊間における連携の確保を目的として、統合された都市郊外輸送インフラを構築する。

ハブ都市間の移動に要する時間を短縮する目的で、ヌルスルタン～カラガンダ～バルハシ～アルマトイ方面の「中央－南」プロジェクト、ヌルスルタン～パヴロダル～セメイ～カルバタウ～ウスチ＝カメノゴルスク方面の「中央－東」プロジェクト、ヌルスルタン～アルカリク～トルガイ～イルギス～シャルカル～カンディアガシ方面の「中央－西」プロジェクトを実現する。州中心地はハブ都市と結ばれることとなり、同時に各州内の中規模・小規模都市は州中心地と「放射状原則」に基づいて接続されることになる。

イニシアティブ5.12「輸送アクセスの拡大」

選択したルートにおける輸送コストの削減を目的として、輸送企業との長期契約への移行を促進する。各地において、各都市と近郊の居住地点との間においてサービスのしかるべき質を保った連続的かつ安全な輸送を確保するための施策を講じる。これによって、大都市において社会的インフラおよび住宅インフラへの負担を軽減すること、ならびに労働目的での移住を発展させることが可能となる。

優先方針「あらゆる地域における基本的な生活の質の確保」

あらゆる地域における魅力、その将来的な発展の展望、および住民の福祉水準は、我が国の社会・経済的政策の主たる目的である国民の生活の質に左右されるものである。国民の生活の質の向上、ならびに各地域におけるより平等な条件の向上を図るためには、質の高い教育および保健へのアクセスを含む基本的な社会サービスの確保、市民の安全の保障、水へのアクセスの向上、ならびに環境の質の向上が必要となる。

課題「基本的な社会サービスおよび生活条件の確保」

保健および教育領域、特に小規模都市および農村地域における同領域で提供されるサービスの質の向上を目的として、高度技能を有する人材の育成、物資・技術基盤の改善、資源の効率的な利用、基本的社会サービス提供施設の機能条件の向上が必要である。

イニシアティブ5.13「諸地域における質の高い教育および保健へのアクセス」

投資誘致と民間部門の割合の拡大、建造物の設計およびインフラ維持への新規技術の導入を盛り込んだ保健ネットワークの発展のための統一的な将来計画に基づき、国民の需要を考慮したうえで、保健インフラを構築する。

投資プロジェクトの一環として、慢性の非感染性疾患に罹患した患者の遠隔モニタリングを行うためのモバイルアプリ、ガジェットの導入を伴うスマート医療技術の完全化に関する業務を継続する。医療機関には、必要なITインフラ、インターネットアクセス、自らの業務プロセスを自動化するための認可済の医療情報システムを備えることとする。

地区レベルにおける医療機関の権限および物資・技術設備の強化に係る提案を検討する。諸地域における教育の質の向上を目的として、学校の状態を改善し、その物資・技術基盤を刷新する。双方向技術およびイノベーション技術を取り入れた遠隔教育の実施に関する問題も検討する。中核となる学校（人材センター）の構築および近隣の居住地点に住む生徒のための送迎の開始に係る業務を継続する。

イニシアティブ5.14「諸地域における保健および教育への融資の確保」

保健サービスによる全面的な網羅という原則に基づき、保健への融資システムを完全化する余地があるかどうか検討する。これには、料金政策の完全化、固定資産の減損補償および自己負担メカニズムに関する問題の検討によるものを含める。

主な施策は、あらゆる社会的パートナー（政府、雇用者、市民）の参加、強制社会医療保険の導入の一環としての均衡と財政安定性の確保によって、融資源を多角化することを目的としたものとなる。一次的医療・衛生支援を優先的な融資方針とする。

保健および教育といった社会領域の施設の建設における官民パートナーシップメカニズム適用の実践を継続する。諸地域におけるインフラの確保や国家意義を有するプロジェクトの実現に見られる著しいアンバランスの解消を目的として、共和国予算からの資産移転の割り当てを行う。

イニシアティブ5.15「飲用水へのアクセスの確保」

しかるべき品質の飲用水を国民が十分に確保できるように、また、しかるべき排水の浄化水準を確保できるようにするため、新たな給水施設および排水施設の建設、および既存の施設の再建を継続する。この目的への予算資金の割当を拡大する。この結果、2025年までにはあらゆる都市において中央制御型給水が確保されるほか、村落においてもその確保率が80%にのぼる。

イニシアティブ5.16「個人の安全の保証の確保」

例えば「ストップ窃盗」のような特殊プロジェクトの導入をもって、最も広く見られる違法行為の予防に重点を置いた、市民個人の安全の確保に関する業務を継続する。

道路や大勢の市民が滞在する場所における監視カメラや認識システム、交通監視システムといったインテリジェントシステムを導入する。

課題「環境状態の改善」

工業企業および自動車輸送による排出ガス指標に関するものも含め、カザフスタンの環境基準を先進国の水準まで引き上げる必要がある。

イニシアティブ5.17「環境関連法令の見直し」

環境関連法令の完全化の一環として、環境に対する影響に係る現行のシステムの見直し、

自然利用者に対する排出ガス低減の促進、排出量基準設定の原則の完全化、ならびに進歩的な環境規制メカニズムの導入を実施する。世界的な実践例、技術的および経済的余地に基づき、カザフスタンの環境基準の見直しを図る。

イニシアティブ5.18「家庭から出る固形廃棄物の処理・再利用部門の発展」

家庭から出る固形廃棄物の再利用に関する体系的な施策を講じる。これには、OECD加盟国の先端的な実践例に鑑みた「乾燥」、「湿潤」、その他の形態といった原則に基づく同廃棄物の分別、廃棄物収集企業における圧縮減容機付き分別ラインの設置、ならびに二次的産物およびエネルギー資源（バイオガス、電力）、コンポストの取得を伴う廃棄物再利用・処理施設の建設を含めるものとする。

家庭から出る固形廃棄物の再利用と処理に関わる中小企業の発展に必要な諸条件を構築し、廃棄物の分別および処理に携わる諸企業間の協力体制を、地域内外において構築する。環境に対する国民の知識を向上させるための情報キャンペーンも実施する。

家庭から出る固形廃棄物の再利用に係る最新の手法および技術の導入面における諸地域の進捗状況を追跡するための明確な基準、および質的指標を立案する。

イニシアティブ5.19「『汚染者側が支払う』原則の導入」

環境保全が損なわれることを防止する目的で、企業による環境への損害の補償を盛り込んだ「汚染者側が支払う」という原則の実現に関する世界の優れた実践を研究し、取り入れる。これは企業に対し、汚染物質の排出の低減と自然保護措置への投資を促すインセンティブを作り出すものであり、かつ、極端なケースにおいてのみ、国による強制措置としての処罰および料金の適用を可能とするものである。

イニシアティブ5.20「企業に対する複合的な環境許可の導入」

企業による影響に対する、衛生保護区域内における汚染物質の限界許容濃度基準に基づいた既存の環境規制に代わり、使用可能な最良の技術の適用に基づく複合的な環境許可発行システムを研究し、導入する。

イニシアティブ5.21「環境に対する企業の影響評価プロセスの変更」

環境上の基準に適った管理ソリューションを中小企業が採用していけるように、環境および国民の健康に及ぼすあらゆる経済活動の影響から生じるリスクの性質、集約度、度合いを明らかにするためのプロセスを、環境に対する影響評価プロセスへと変えていく。

イニシアティブ5.22「環境保全政策の積極的な推進」

「グリーン」政策の幅広い推進に対しては、政策の周知徹底や、規制者側や企業間との規定および原則の解説を伴う直接的なコンタクト、環境保全分野における成果に対する部門内報奨の授与といった形で重点を置いていく。

期待される成果

地域国家機関職員のモチベーションの強化、ビジネス運営の容易さの向上、労働資源の移動および将来的な都市化（60%まで）の向上といった可能性を地方において拡大することによって、地域間における域内総生産の格差を2.7倍まで引き下げ（最も数値が高い8地域の平均値と、最も数値が低い8地域の平均値との比）、諸地域の均衡のとれた経済成長を確保する。

基本的な生活の質の維持、特に発展ポテンシャルが比較的低い地域におけるこの維持は、国連人間開発指数におけるカザフスタンの順位の56位から40位への上昇、寿命が75歳までの延長、乳児死亡率の低減（出生数1,000人当たり7.2人まで）、就学前の教育および養育で網羅される1～6歳までの小児の率の80%までの引き上げといった尺度に反映されるものとなる。

改革6. 社会意識の近代化

改革の本質：プログラム「社会意識の近代化」は、強く、責任のある人々からなる統一的な国民の形成を目的としたものである。自らの将来に対する責任の向上、人々の個人的な競争能力と実際主義の向上、民族文化の発展、市民における知識の崇拜および開かれた意識、すなわち優れた構想や実践に対する受容性の形成、ならびに過激主義の普及の防止、といったものが主たる成果となるであろう。

2025年までのカザフスタンにおける根本的な改革：

「自らと自らの親しい人のみを心配する」というアプローチから、都市および国を気にかける「責任ある市民」へ；

若者世代が真似すべき選択的事例から、人生のあらゆる領域における役割モデルへ；

海外文化の部分的な借用から、国内外における国民的文化の推進へ；

カザフスタンの多民族国民から、強固な市民社会と、市民としてのアイデンティティに基づく統一的な国民へ。

今後の課題

政治システムと経済の順調な近代化を図るには、社会意識を先行的に近代化させることが必要である。社会意識の近代化によって、強く、責任ある人々からなる統一的な国民となることが可能となるのである。このプロセスの重要な条件となるものに、近代化の成功の基礎となるべきナショナル・アイデンティティの保持がある。このためには、カザフスタンで成功を収めた活動家を手本として若者世代を教育していくこと、国内外において全国共通の文化を推進すること、ならびに過激主義に対する絶対的な不寛容を社会に築くことが必要である。国家の人的資本の発展において家庭というものが非常に重要な役割を果

たしている以上、家族政策の構築へと向けたアプローチも必要である。健康的なライフスタイルのさらなる普及も継続する必要がある。自らの大地、自らの村、街、地域への愛着、すなわちホームランドへの愛着から始まる愛国主義教育に重要な役割が割り当てられている。

優先方針「生活に対する実際主義的アプローチの教育」

実際主義的アプローチとは、国家規模および個人規模における自らの資源量の明確な理解と、節約意識に基づくその消費、自らの将来を計画する能力を意味するものである。自らの教養、健康的なライフスタイル、職業上の成功に重点を置いた、生活に対する合理的アプローチの教育に重点を置いていく。人間として、また国民全体としての自らの能力と限界を考慮に入れたうえでの具体的な目標の達成を目指すことが、我が国の発展の基盤となっていくだろう。

課題「責任ある市民のイメージの普及」

この課題の一環としては、自らを取り巻く世界に対する責任ある関わり、地方レベルおよび国家レベルにおける社会生活への積極的な参加、帰属意識とアイデンティティ意識の発展を目標とした市民各々の意識の近代化を確保する。新たな、近代的社会を形成する目的で、プログラムの重点を若者に置いていく。

イニシアティヴ6.1「市民における所有者文化の発展」

現行プログラムの一環としての教育事業を、私有財産だけでなく公有財産に対する責任の教育という立場から進めていく。自らの提案を申し出る機会、ならびに重要性の高い問題に関する決定に影響を及ぼす機会を活用し、各居住地点の社会生活に市民が参加できるようにする社会イニシアティヴ・マップを立案し、導入する。

イニシアティヴ6.2「3方向パートナーシップ、すなわち非政府組織、政府およびビジネス界のパートナーシップシステムの構築」

社会イニシアティヴの実現、市民の権利および利益の保護にあたっての、非政府組織（以下、「NGO」）と政府およびビジネス界の協力を確保するためのプラットフォームと安定的な法的基盤を構築する。各種プロジェクトおよびプログラムの成果と影響をはじめ、NGOの事業における社会・経済的効果を評価するための複合的な方法を立案、導入する。政府による管理への市民集団の参加システムを完全化する目的で、国民評議会の業務や公的監視システムを改良するほか、新たなソーシャル技術を導入する。

イニシアティヴ6.3「国民における『環境』文化の発展」

個人消費および産業による消費にあたっての、天然資源の合理的な利用を目的とした情報・広告事業を実施する。

課題「健康なライフスタイルの普及」

この課題の一環としては、健康なライフスタイルと正しい食生活を送り、スポーツに取り組む人々の数の増加に重点を置く。健康な国民を築き上げるために必要な諸条件を構築することによって、寿命の延伸、保健に係る支出の削減、生活の質への満足感および労働生産性の向上が可能となる。

イニシアティブ6.4「大衆スポーツの普及」

第1に、運動・健康増進施設の利便性の向上、文化・大衆スポーツ行事の実施をもって、大勢の国民がスポーツに参加できるよう確保する。人口密度や交通アクセス、人気が増しつつあるスポーツ種目を考慮した上でスポーツ施設を配置する。青少年体育クラブネットワークの構築、および学校における家族スポーツの日の実施に係る業務を継続する。国民に対する全国的な運動・スポーツ教育システムを構築し、その中で、朝の体操および生産体操をはじめ、市民各人の特性に応じた身体活動量に関する助言を立案し、これを推進していく。

塩、砂糖の過剰摂取の抑制、アルコール、タバコの消費量の低減によるものを含め、健康的な食生活の普及も継続する必要がある。

イニシアティブ6.5「デジタルプラットフォームを基盤とした健康的なライフスタイルの宣伝」

最も頻度が高く危険な疾患とその予防方法、健康なライフスタイルの実践原則、スポーツに取り組む機会に関する情報を、ソーシャルネットワークやモバイルアプリを用いて拡散し、宣伝する。

イニシアティブ6.6「スポーツ領域における教育プログラムの発展」

スポーツマネジメント、スポーツトレーナー、スポーツ医学、スポーツ心理学といった専門性を持つ教育機関における専門的なスポーツ教育プログラムの構築と改善の余地を検討する。アマチュアおよびプロのスポーツ領域におけるスペシャリスト育成の質の向上が、主たる目的となる。

優先方針「ナショナル・アイデンティティの保持」

社会意識の近代化プロセスにおいては、民族的な伝統、習慣、言語、音楽、文化を保持することが重要である。カザフスタンでは、各々が個人的な寄与度と職能の資質に基づいて評価される能力主義社会を構築する。このため、競争能力を有する市民という「役割モデル」を選択すること、ならびにそれを普及していくことが極めて重要である。

国家レベルにおいては、競争能力を有し、かつ容易にアクセスできる、世界市場に対して開かれた文化環境の構築が必要となっている。また、文化領域における才能と将来性にあふれる活動家の今後の活動促進と奨励、ならびに文化製品に対する高い需要の活性化が

必要であり、これにあたっては、あらゆる文化機関の活動に新たな情報技術を積極的に取り入れることとする。レジャー文化の構築、ならびに文学、芸術、歴史、聖地への関心の向上に関する施策の実現が必要である。

これと同時に、家族の価値、および男女平等といった問題に特段の注意を払うべきである。家庭、結婚、家庭教育、社会における男女平等が持つプラスのイメージに関わる問題を前面に押し出す必要がある。また、過激主義の蔓延を防止するための連続的かつ恒常的な業務の重要性を指摘する必要がある。

課題「競争能力を有し、かつ容易にアクセスできる文化環境の構築、および創作活動の支援」

文化を社会発展の成長要因、そしてその強力な資源として認識するには、我が国の文化を世界の文化空間に統合すること、カザフスタンの歴史・文化遺産を国内外に広く宣伝すること、ならびに自国の文化ブランドを形成することが必要である。この課題の一環として、幅広い層の国民における美的センスおよびハイレベルな美的価値の教育と、それらの継承性、部門のイノベーション的な発展、ならびに我が国の文化生活への幅広いアクセスの確保に必要な諸条件を構築する。競争能力を有する文化環境の集中的な発展は、価値システムの構築、創作活動、需要の高い文化製品の創出能力を促していくものとなる。この際、歴史的体験と伝統は、近代化を成功させる前提条件であり、また、必須条件となる。

イニシアティブ6.7「言語の近代化」

外国語、特に英語を学ぶ機会を、国民に対し最大限に確保する。あらゆる教育委において、ナザルバエフ知的学校の実践に基づく3言語教育の導入と、ロシア語ベース学校における新たなカザフ語教育手法の導入を継続する。

カザフ語の近代化の一環として、世界で安定し、かつ広く採用されている用語の翻訳の妥当性に係る判断へのアプローチを見直すほか、以前翻訳された用語についても修正を行う。

カザフ語のアルファベットからラテンアルファベットへの移行は、言語の近代化における独自の方向性である。この移行に伴う重要な要因となるものに、体系性と段階性がある。相互に関連する複合的施策は、新たなアルファベットを教えるための人材の育成と、中等学校向け教科書の作成を目的としたものとなる。しかるべき組織的および方法論的業務も進めていく。

イニシアティブ6.8「世界の優れた知識へのアクセスの確保」

このイニシアティブの一環としては、現行の文化・教育モデルおよび基準と、世界の優れた実践が持つプラスの要素との統合が重要である。これを目的として、社会科学および人文科学関連の優れた教育書籍をカザフ語に翻訳する。

イニシアティブ6.9「創作活動の促進と支援」

才能の選抜、支援、推進に係る不断かつ全一的なシステムの構築、ならびに「学校から大舞台へ」の二元的教育原則に基づいた絶え間ない生涯教育の機会の保証を実現する。好適かつクリエイティブな環境を築くため、創作活動団体、文化機関、文化・観光クラスターの競争優位性を強化する諸条件を確保する。

イニシアティブ6.10「『カザフスタンの神聖な地理』プロジェクトの運営」

我が国の国家シンボルの構築、および歴史的・文化的施設の神聖化は、すべてのカザフスタン人を民族意識において一致させ、これらを我が国の統一的な「精神性のベルト」に統合することを可能とするものである。社会意識の中にカザフスタンの聖地というこの文化的・地理的ベルトを定着させるため、各々のカザフスタン人に対し、神聖な地理における自らの役割およびポジションについての教育を確保する。また、聖地をめぐる国内外の文化・観光ルートをスタートさせ、国内外におけるその広い認知を確保する。

イニシアティブ6.11「地誌研究業務の運営と、社会イニシアティブの支援」

このイニシアティブの一環として、教育、環境、福祉、地域的歴史の研究、地方意義における文化・歴史遺産および文化施設の復興といった領域における地誌研究業務を運営していく。また、ビジネスマン、官僚、知識階層の代表者、および若者世代が自らのスモールランドを支援するために推し進める社会イニシアティブに対する支援を提供する。

イニシアティブ6.12「プロジェクト『世界における現代カザフスタン文化』の実現」

海外におけるカザフスタンの文化ポテンシャルの幅広い宣伝と普及に関する業務を実施する。この際、情報・資料の提供においては最新鋭の手法と形態を使用する。つまり、我が国の文化に一連のマルチメディアサポートが付随する形となる。

課題「家族の価値の保持、男女差別への不寛容」

家族の支援・強化・保護、家族の全面的な発展を促す必要な諸条件の構築、母性・父性・幼少期の保護を、国家家族政策の基盤とする。カザフスタンのジェンダー政策は、社会のあらゆる生活活動領域における男女の平等な権利・利益・義務および機会の達成、ならびに性的特徴によるあらゆる差別形態および差別の発現の克服を目的としたものとする。

イニシアティブ6.13「家族政策およびジェンダー政策の領域における法令の完全化」

このイニシアティブの一環として、家族関係領域における男女の権利の平等および機会の確保、母子の保護、子どもの教育に対する両親の責任の向上、ならびに性的特徴によるあらゆる差別形態および強制の阻止に関する法令の完全化を確保する。

イニシアティブ6.14「国家計画および予算立案システムへのジェンダーによる影響に対する国家規制と評価の導入による、ジェンダー平等制度の強化」

ジェンダー政策領域における主導と部門間調整を行う全権機関を決定する。国家計画および予算立案システムへのジェンダーアプローチ（ジェンダー統計を含む）の統合に係る問題の検討を進める。

イニシアティブ6.15「男女の均等な就労の確保に向けた諸条件の構築」

国民会計システムに、非公式経済部門における就労率としてカウントされない育児、家事労働、雇用に基づく在宅ワークを測定するジェンダー配慮型指標を含める。ジェンダーの観点を考慮に入れ、労働体制および労働保安に関する法令を完全化し、労働条件を改善するほか、柔軟な就労形態の導入と拡張の機会を検討する。就労および起業活動の促進を介した、女性の経済的機会の拡張を支援する。これには、伝統的に男性が就労していた経済部門におけるものも含めるものとする。

イニシアティブ6.16「企業活動に必要なあらゆる資源への、男女の均等なアクセスの確保」

企業活動の発展を目的として、男女に対する均等な機会を確保する。居住地、年齢、障害、資産状況別によるジェンダーの観点での、中小企業主体による国家サービスおよび国家支援へのアクセス性の分析を定期的実施する。行政負荷、過度な規範的制限といった障壁、ならびに女性の企業活動の発展における障壁の低減を目的とした政策を完全化する。

イニシアティブ6.17「ジェンダー啓発の推進」

あらゆる年齢カテゴリーを網羅し、ジェンダー面でのステレオタイプからの脱却促進する国民に対するジェンダー教育、ジェンダー啓発に係る高度なシステムを機能させる。国による解決策の採択に先行し、ジェンダー平等、および全面的なジェンダーの観点を考慮した教育および技能の向上プログラムを拡張する。

イニシアティブ6.18「男女の平等なパートナーシップに基盤を置いた家族関係の形成による、家族制度の強化」

文化・啓蒙行事と文化・大衆行事の実施による家族の価値および伝統の推進、ならびに世代の継承性の保持に係る業務を強化するほか、家族政策問題の研究を目的とした制度構造の決定に係る問題を検討する。社会的孤児の出現を予防する目的で、後見制度、保護制度、庇護制度、養子縁組、里親制度といった、児童養護施設出身者のための代替的家族形態の発展に係る業務、ならびに家族型児童養護施設の創出に係る業務を積極的に推し進める。法的規制の一環として、未成年の子どもがいる両親の労働時間の短縮に関する問題を検討し、片親も含めた親としての能力のモデルを構築する。父親の家庭関与を強化するとともに、子どもの教育を手掛ける父親の権利を実現するための平等な諸条件を確保する。社会的調達の一環として、専門家による家族支援（家庭への物資支援、緊急事態対応センター、ホットライン）の提供領域におけるNGOの事業を積極的に推し進める。

課題「過激主義の拡散の防止」

カザフスタンでは、法のもとにおけるあらゆる者の平等、宗教団体の内部への不介入、信仰に対する敬意に基盤を置いた国家・宗教間の関係が築き上げられている。

しかし同時に、現代の脅威と重大問題を考慮すると、破壊的なイデオロギーの拡散の防止に向けた予防策を講じることが極めて重要である。

イニシアティブ6.19「国家安全保障分野における脅威の摘発、予防、阻止に係る業務に対する現代的な規範の確保」

国家安全保障の確保、特に新たに発生する脅威、第1にはテロおよび宗教的過激主義への対策領域におけるものに対する迅速な対応を目的とした、法的規範の迅速な立案と効果的な適用に関する業務を継続する。

イニシアティブ6.20「過激主義の予防に関する大規模な情報・解説業務の実施」

過激主義、愛国心の植え付けが持つ危険性についての、幅広い社会に対する客観的な情報の提供、一般的かつ伝統的な価値観の強化を目的としたプロジェクトによる情報提供・解説業務を政府とNGOの協力の一環として実現する。

イニシアティブ6.21「過激主義の拡散を防止するためのピンポイント予防業務」

急進的思想の拡散を防止する最も効果的な形態は、その担い手に対するピンポイントでのリハビリ的な関わりである。この点から、国内のあらゆる地域におけるリハビリセンター（部門）によるネットワークの業務を、しかるべき人材、方法論的資源および物資・金融資源を確保した上で組織化すること、急進的視点を持つ者のリハビリに携わるスペシャリストの育成・再教育・技能向上システムを組織化すること、ならびにピンポイント的な宗教学的リハビリへのイスラム教世界の代表者らの積極的な参加を確保することが可能かどうか検討する。

イニシアティブ6.22「急進的イデオロギーの信奉者のためのリハビリ拠点・部門の業務の組織化」

急進的イデオロギーの信奉者のためのリハビリ拠点・部門の業務の組織化に係るイニシアティブの実現を目的として、NGOとの間で体系的な協力体制を築き上げる。しかるべき能力を有する専門家を招いたこの種の拠点を諸地域の大半で運営できるかどうかを、今後検討する。

イニシアティブ6.23「過激主義の防止業務への聖職者階級代表者の参加の強化」

過激主義の拡散防止業務に、公式的な聖職者階級の代表者らを参加させる。公式的に登録された宗教団体のポテンシャルを、宗教領域の法案作成、情報提供・解説、およびその他の種類の業務に活用していく。

期待される成果

社会意識を首尾よく近代化させることによって、この戦略計画実現がもたらす機会を完全に活用できる能力を有する市民からなる、積極的で責任のある、進取的な社会の構築が可能となる。第1に挙げられるのは、教育の取得、中小企業の起業および発展、労働の移動性、イノベーションの適用、電子形態による国家サービスの利用といった面における機会である。

掲げられた諸課題の遂行は、社会プロセスへの市民の積極的参加という文化の構築、国の施策管理への市民社会機関の参加の拡大、社会的問題の解決へのNGOおよびビジネス界の参加メカニズムの完全化をもって、地方集団および各々のカザフスタン人の競争能力と実際主義の向上と、社会全体の進化的発展水準の向上をもたらすものとなる。

改革7. 変革の統率者としての国家部門

改革の本質：独自の例をもって変革の実現可能性を示す、我が国における変革の首唱者かつ追従者としての国家機関の役割を向上させる。国家機関の業務の生産性、技術性、適応性、顧客優先性、組織文化の向上は、民間企業における優れた事例の水準まで当該機関の業務の品質を向上させるものとなる。変革の遂行にあたっては、プログラムおよび政策立案、ならびにこれらの実現に対する監督への社会の参加をもって、コンセプト「耳を傾ける政府」を実現することが重要な役割を果たすものとなる。

2025年までのカザフスタンにおける根本的な改革：

国内のプロセスにおける制限された技術利用から、生産性の向上をもたらす原動力としての技術へ；

独自に問題と必要な行動の特定から、ビジネス界および国民とのパートナーシップによる問題解決へ；

リスクの最小限化、ピンポイントにとどまったイノベーションの適用から、国家機関および我が国全土における変革の奨励と同時実現へ；

いかなる犠牲を払ってでも行った規定の遵守および期限の履行の優先視から、イニシアティブの行使と成果性の優先視へ。

今後の課題

国家機関はこの改革の最も重要な中核に、「自ら変革を始めよ」の原則を据えていく。国家機関における変革は、他の改革の優先方針に追従するものとなる。第1には国家公務員の業務の技術の近代化であり、これは職員らの労働生産性の向上を目的としたものである。また、業務においては、市民の満足度を狙いとしてビジネス界で用いられている優れた実践例から借用した新たな原則と手法を導入する作業を推進していく。

特に地方レベルにおける国家サービスの迅速かつ質の高い提供は、顧客優先主義の原則

にその基盤を置くものとなるだろう。ビジネス界の実践例に見るその他の重要な品質、例えば成果性、適応性といったものものまた、国家サービス領域において発展させていく。

優先方針「国家機関の業務のデジタル化」

国家機関の業務の効率と生産性の向上を目的として、同機関の毎日の業務にデジタル技術を導入する必要がある。この際のデジタル化は、情報セキュリティの保障を伴うものでなければならない。これと並行し、重複の解消と業務の簡素化を狙いとして、国家機関の業務プロセスの最適化に係る業務も進める必要がある。

課題「国家機関における内部プロセスのデジタル化とリエンジニアリング」

国家機関の業務の効率性の向上を目的として、内部プロセスの幅広いデジタル化とリエンジニアリングの実施が必要である。

イニシアティブ7.1「国家機関における内部プロセスのデジタル化」

内部プロセスのデジタル化には、情報システム（例：船舶建造プロセスの自動化）、プロセス統合のためのプラットフォームの構築（例：国家地理情報システム）、およびインフラの発展（例：クラウドによる文書管理）の発展を含めるものとする。国家機関とその下部機関にとって、内部文書の掲載と交換に利用しやすいプラットフォームを構築することによって、統計データ、報告データ、分析資料の迅速なやり取りが可能となる。

イニシアティブ7.2「国家機関における内部プロセスの最適化」

プロセスの簡素化と資源の最適化を目的として、中央国家機関および地方執行機関における「スキャン」作業を実施する。主たる削減原則は、調整合意時の段取りおよび書面を添付した要件といったプロセス要素の重複の解消、簡素化および削減である。これにあたっては、諸機能の最適化の結果として手が空いた人材を、国家機関の他の業務方針のための人材源として機能させることが可能となる。

課題「情報セキュリティの確保」

情報セキュリティの確保は、技術的措置の実現だけでなく、国家公務員に対する、個人の責任の拡大を伴うセキュリティ対策に関する教育をも必要とするものである。

下記のイニシアティブの実現にあたっては、個人データの保存に係る法的および組織的メカニズムを強化する。

イニシアティブ7.3「情報セキュリティの確保を目的とした技術的施策の実現」

情報セキュリティを確保する目的で、設備、ソフト、新たな技術の適用プロセスといったあらゆる重要な分野を網羅する、必要な組織的・技術的措置を実現する。国家公務員による可搬式電子機器の利用に係る規範的・法的制限の低減、ならびに業務目的でのインターネット利用の拡大を目的とした施策を講じる。機密保持に対する要件を含め、必要なレ

ベルのセキュリティを保持する。

イニシアティブ7.4「国家公務員に対する情報セキュリティ確保に関する教育」

例えば、インターネット、クラウド技術、可搬式コンピューター、タブレット、スマートフォンといった物の利用に関する原則と要件、公共の場における電子情報リソース取扱い原則の教育を含むプログラムを実施する。デジタルリテラシー、および情報通信技術を利用するという文化を発展させる。

優先方針「成果および市民の利益を追求する姿勢の向上」

成果を追求する姿勢の発展は、成果志向へのアプローチの体系化、ならびに適切なアプローチの発展、顧客優先方針の確保をもって実現する。

課題「成果優先方針へのアプローチの体系化」

成果優先方針、質が高く正確に解釈されたデータの確保、ならびに開発プロジェクトおよびプログラムの最大限の成果を達成するためのプロジェクト管理の普及によって、国家機関の業務の全体的な効率を大幅に引き上げることを可能とする。

イニシアティブ7.5「成果達成インセンティブシステムへの移行」

民間企業における労働インセンティブの原則との類推に基づき、段階的かつ至る場所において、国家公務員に対する、具体的な成果の達成に応じた物質的インセンティブシステムを完全化していく。最終的な成果に対する責任と影響の増大に応じて、「無保証の」報奨金（ボーナス）の額を引き上げる。国家機関の成果の評価は、しかるべき下部組織への機関の分割を伴うしかるべき政策ごとの重要指標の履行に基づき実施する。

イニシアティブ7.6「国家機関の業務効率の将来的な向上、戦略的文書およびプログラム文書の実現」

戦略的文書およびプログラム文書の立案にあたっては、プロセスにではなく、最終的な成果の質を目標としたターゲット指標の質的な決定と、実現・モニタリング・成果評価を行うメカニズムに特段の注意を払うものとする。

決定採択における責任と自立性は、中央国家機関および地方執行機関の最も低い管理レベルへ移管する。

モニタリング・評価システムは、プログラム実現の途上において、プログラム／政策全体の見直しや再承認を必要とせず、修正措置を加えることを可能とするものである。プログラムの立案、実現、プログラム完遂後の効果の評価といった段階において、国家政策およびプログラムが経済状態（部門、社会、個々の市場参加者の状態）に及ぼす影響の分析という実践例を導入し、定期的なモニタリング・評価を強化する。

イニシアティブ7.7「統計データの質の向上」

統計データ、特にプロジェクトおよびプログラムの業績を評価する目的における、同プロジェクトおよびプログラムの成果に関するデータの収集システムを完全化する。問題を抱えている分野では、情報の完全性と客観性、高度な詳細化、定期的かつ迅速なデータの更新を確保する。また、国々のしかるべき格付けを行う目的で国際機関が利用するデータの質と確実性の向上に係る業務を推進する。

イニシアティブ7.8「プロジェクト管理の普及」

国家機関、第1には大規模改革を必要とするプロジェクトの立案と実現といった分野において活用するための、国家機関内部におけるプロジェクトアプローチの普及に係る業務を行う。例えばデジタル技術と関連する最も現代的なテーマに関するプログラムおよびプロジェクトの立案を目的として、アジャイル（Agile）のような最新鋭のアプローチを適用する。

課題「顧客優先方針に基づいた品質の向上」

国家機関の行動を、国民およびビジネス界の利益への貢献を直接の目標とするものになければならない。顧客優先方針の向上は、提供するサービスおよび遂行する業務ごとに常にフィードバックを得ることによってもたらされるものであり、これによって国家機関は第1に、最も急を要する問題の解決に関わるプロジェクトおよびプログラムの実現を手掛けることが可能となるのである。

イニシアティブ7.9「情報へのアクセス性の向上」

国が提供するサービス、ならびに国家機関の事業の計画と成果に関連するあらゆる情報は、公開アクセス上で提供すべきである。この際、「開かれた政府」ポータル、およびソーシャルネットワークのような現代的な情報提供・拡散形態を活用する必要がある。フィードバックの提供の簡素化、データの更新と可視化の自動化を目的として、政府のポータルサイトの改良を進める。

イニシアティブ7.10「『耳を傾ける政府』の発展」

「耳を傾ける政府」の原則に則り、パートナーシップを指針とした決定や重要な政府文書の立案にビジネス界および市民が参加する機会を拡大する。国民評議会、市民とのフィードバック関係、ビジネス界の代表者らが参加する専門家会議の役割を強化し、モバイルアプリおよび「電子政府」を基盤とした市民とのデジタル化された協力手法を構築し、広く適用する。市民の快適性を向上させる目的で、例えば「開かれた政府」を基盤とし、国民評議会へのデジタル上の参加メカニズムを構築していく可能性もある。

イニシアティブ7.11「国家サービスの提供に対する市民の満足度の方針化」

国民の満足度は、重要な効率性指標の1つである。国民の満足度に関するアンケートを定期的に実施する。測定方法を確立し、指標を最大限に細分化する。国家サービスおよびインフラ（学校、病院）に対する市民の満足度のターゲットレベル、モニタリングのサンプリング結果は、公開アクセス上に掲載する。

法「国家サービスについて」と国家サービス登録簿に改定を加え、国家監督の評価手法と原則をはじめとする同サービスの提供品質評価・国家監督システムを完全化するとともに、国家サービスに関する新たな基準と規定を採択する。

優先方針「国家部門における意識の近代化」

中央国家機関、地方執行機関、および事業体は、我が国における社会意識の近代化を「変革する代行機関」となる。業務に対する価値観、動機付け、および責任関係といったシステムを国家公務員全体において強化することは、我が国全土における社会意識の近代化を促進するものとなる。国家部門における意識の近代化に係る複合的プログラムは、上司から部下へ、また、国家公務員へ直接的に、という2つの方向性で実施する。

課題「部下の業務の動機づけと効率性の水準変革への上司の関与」

国家公務員の意識の近代化へ向けた転換の一步となるものに、直属の上司からの支援の確保がある。部下に対する接し方に関する最新のアプローチについて、必要な情報を上司に提供する。

イニシアティブ7.12「部下の効率性と動機づけ向上のための、上司への教育」

最もサクセフルなアプローチを概括する資料の作成と拡散、国際的な専門家による必要な訓練とプレゼンテーションを実施する。国家機関の様々な下部組織における指導者らの間での体験交流を目的としたセミナーを実施する。

課題「国家部局の組織文化の発展と地位の向上」

この課題は、奨励対象となる行動モデルの立案を目的としたものである。

イニシアティブ7.13「国家公務員における組織文化の構築と推進」

国家公務員にとっての、実際主義、効率性、専門性といった価値体系を構築し、普及する。この価値体系は、部署間および官庁間問題に関する国家公務員同士の相互協力を奨励するものとなる。

イニシアティブ7.14「国家公務の地位の向上」

民間部門の業務と比較した際の国家公務の競争能力の向上、その職業人生のすべてにわたって職能開発を行うため追加諸条件の構築、成功に関する啓発をはじめとする、国家公務の地位の構築と推進に係る施策を講じる。

国家公務員の職能開発に特段の注意を払うこととし、これには、先端的な技術、管理手法、イノベーションオフィサーの立案への参加機会、能力の高い上司のもとでの学習の機会、最も優れた成功を収めた専門家のもと、ならびに民間および準国営部門の大企業における研修の機会を含むものとする。

期待される成果

国家機関における変革をスタートさせることによって、この戦略計画の他の改革の導入と同改革から得られる効果の獲得が加速される。変革の触媒としての役割を果たすことによって、国家部門は管理手法の順応性と先進性を高めること、決定の採択を速めること、ならびにサービスの効率の向上と、よりコンパクトな機関の形成をもって、国家支出の削減を実現することが可能となる。

市民を国の業務に参加させることは、国の努力を実際的な生活の質の向上へと、より効率的に転換させることを可能とするものである。顧客優先方針は、国家サービスに対する国民およびビジネス界の満足度を高めるものとなる。こうして講じた施策の結果、カザフスタンは世界銀行によるガバナンス指数において51.44から60～75パーセントイルへと自らの地位を引き上げることが可能となる。

第5章には2019年9月10日付カザフスタン共和国大統領令第151号に従い改定が加えられている

第5章 進化の道：「カザフスタン2050」戦略の実現における 優先方針

政策1. マクロ経済政策の促進

政策の本質：マクロ経済政策は、持続的な経済成長、雇用、物価安定および国家予算の均衡を確保することを目標としたものである。マクロ経済政策の主要優先方針は、マクロ経済安定性の確保、効果的な金融・融資政策の実施、インセンティブとなる税務政策の実施、インフレ率の段階的な低減、歳出の合理化、財政の脱中央集権化である。

持続的な歳入の成長をもたらす条件として、我が国の総貯蓄をGDP比25～30%以上、すなわち、我が国と同じ経済規模を持つ他国と同程度の水準まで引き上げることが挙げられる。これを実現するためには、生産性の高い雇用の創出による国民、国家およびビジネス界の実質所得の向上、非原料部門における課税基盤の拡大、地下経済部門の捕捉、ならびにインフレ率の低減を目的とした効果的な金融・融資政策の実施が必要不可欠である。

課題1. マクロ経済政策および構造政策の調整

カザフスタン共和国政府と国立銀行は、持続的な経済成長、雇用、物価の安定を達成す

るため、金融政策、財政政策および構造政策の調整を行う。

課題2. 金融政策の強化

金融政策の主要優先方針は、我が国の持続的な経済成長と社会的安全保障を実現するため、4%以下のインフレ率を段階的に達成し、それ維持することである。目標インフレ率を達成するためには、テングの変動相場体制のもと金利政策に重点を置いた金融政策ツールのシステムを適用する。

中央銀行の金融政策によって市場金利を基準金利の金利コリドーの範囲内に収めることで、期待インフレ率および期待為替レートより効果的に調整することが可能となる。また同時にこれによって、金融市場におけるボラティリティーの限定、長期金利の形成、外貨建て資産への需要縮小とドル化水準の低減が促進される。

財政の安定性維持は、健全性規制、監督、および監査によって確実なものとする。それに際し、銀行の安定性の向上を目的とした報告書の信頼性および資本の質に関する要求事項の厳格化が重要な取り組みとなる。銀行資本の安定性と質の向上は、銀行による融資活動の活発化をもたらす。

国民およびビジネス界に対し、定期的かつ時宜に適した情報提供とその解説を行うため、中央銀行の情報伝達業務を強化する。

課題3. 経済成長の維持を狙いとした財政政策

財政政策の重要課題は、将来の経済成長を支えるため国家財政における税収の持続可能性を強化し、予算の石油収入への依存度を段階的に低下させることである。

国家基金の活用削減、非石油収入増の促進、および予算支出の効率性向上によって、非石油部門の赤字を2016年の対GDP比9%から2025年に同6%まで引き下げる。

国家予算支出の効率性向上のため、市場価格を歪め民間部門の発展に悪影響を及ぼす支援プログラムへの資金供給を段階的に縮小するまた同様に、国营企業および準国营企業向けの予算拠出を段階的に縮小する。投資回収率の高いプロジェクトに対する資金は、主に開発機関が自ら取り付けた借入資金によって賄うものとする。国家は民間投資を妨げるのではなく、民間部門の投資活動を活性化させることに注力する。

国家基金の資産を安定化しかつ保全するため、共和国予算の歳出を賄うことを目的とした国家基金の資金拠出額は、非石油収入の増加と連動して段階的に縮小する。

まず、中期的には予算赤字をGDPの1%以下に抑え、債務負担を軽減するとともに政府の対内・対外債務への支払い能力を確保する。予算間関係の枠組みの中で、地域・地方の課題解決における地方執行機関の独立性を高めるための施策を実行する。中期的な予算間関係に係る政策の主な目標は、法律で保障された便益を国民に提供するに際し各地域が平等な財政機会を確保できるようにすることにある。

税務行政の自由化と税関行政の体系化、そして税務報告の簡素化と最小化などの取り組

みを今後も維持する。

国家と納税者間の利益バランス、そして長期的な歳入安定性確保および歳入増加を考慮した上で、課税政策への新たなアプローチを採用する。

税体系の改善のため、次の施策を実行する；

小売り業および農業向けに単一課税に基づく簡易課税制度を導入することで、地下経済部門にある自営業者を捕捉する；

個人に対し共通の収支報告を導入する；

社会税率の見直しにより賃金に係る税率を軽減する；

市民に拠る自発的納税の促進、すなわち税務行政の簡素化を図る；

税優遇による非現金取引の促進、付加価値税に係る税務行政の改善、特別税制の改革によって、地下経済の割合を低減する；

新規鉱床開発を促進し、投資事業を活性化させる；

善良なる納税者の利益を保護する。

税務調査を発動する基準を56%削減する（基準件数を32から14へ）。これにより、2025年までに調査件数を3分の1に縮小できる。

2019年より、高額納税者に対し、税と関税を同時に監査し追加監査を行わないことを前提とした水平的モニタリングを導入する。

中小企業主体に対する訴訟有効期間は2020年以降5年から3年に縮小される予定となっている。また、納税者の信頼性に応じて細分化したアプローチを税務行政において導入する。

2019年以降、任意による付加価値税の統括勘定を導入し、国内で取得した財の借方残高の還付メカニズムを採用する。同メカニズムにより、迅速な還付に加え、付加価値税の脱税スキームを大幅に予防することが可能となる。

移行期間以降の商取引領域における闇取引の縮小を目的として、2020年以降、営業許可証による特別税制から商取引領域を除外する。営業許可証に基づく特別税制の適用業種リストを縮小し、手工業にこれを拡大する。

2020年以降、農業経営主体に対する課税対象を、土地の評価額から所得へと移行させ、共通の税務申告の要件と一致するものにする。

2020年以降に実施される強制社会医療保険料率の増加および雇用者による強制年金納付の導入に際し、個人所得税への累進課税導入および会税率の引き下げに関して検証を行う。

2019年に、非生産的な自営業者を特定しそれらを合法的取引へ引き込むためのアプローチを策定する。

課題4. 安全な水準における債務レベルの維持

予算にかかる債務負荷を軽減し、我が国の債務レベルを安全な水準において維持するために、政府債務、国家保証、地方執行機関の債務の上限額を毎年設定する。

債務負荷の極度な増大を制限するため、準国営部門における借入れ規模は政府と調整するものとする。

投資基盤の拡大と政府による国債発行戦略の改善によって、国債市場の発展を図る。

我が国の債務政策は、予算赤字補填のための政府借入れを、持続可能な環境のもとで実行し、債務を我が国にとって安全な水準に抑制することを目標とする。

政策2 経済諸部門の競争能力

政策の本質：経済諸部門の発展に係るこの政策は、世界市場における我が国の競争優位性の強化と、財・サービスの生産と輸出における新たな競争優位性の構築を目的としたものである。

課題1. 世界市場における我が国の基幹産業の地位強化

基幹産業の発展政策は、主として、域内市場および世界市場における生産性と競争能力の向上、天然資源の加工度の最大化、グローバル・バリューチェーンへの参入、および新たな輸出製品・サービスの拡大を目的としたものである。

農工複合体

農工複合体に係る政策は、農業の生産性の向上、農産品加工の高度化、我が国の食料安全保障、輸出志向型かつ環境にやさしい製品の生産拡大を目的としたものである。5年以内に、労働生産性および加工製品輸出高を対2017年比で2.5倍に拡大させることを目指す。

あらゆる形態の農業協同組合、特に、生産組合、調達組合、加工組合に対し全面的な支援を提供する。

農産物生産および畜産への投資誘致を目的として、カザフスタン・ハンガリー直接投資基金の例を念頭に置きつつ、新たな投資基金の設立可能性を検討する。目指すべき指針は、農産物の保管・流通・加工を行い、かつ非効率的な仲介要素を必要としない完全なインフラの構築、ならびに農業機械製作の発展である。

最新技術を導入するため、国際的な専門家の誘致し地方の農業生産者の研修を実施するという、モデル農園ネットワークを構築する。

畜産品および農産品の個体識別・追跡技術を農業分野に導入する。また、農業機械に関する助成金の配分、登録、保証金のプロセスの自動化を目指す。水資源および土地資源の効率的な管理、ならびに砂漠化対策を行うため、地理情報システムの広範な導入を目指す。

技術の効率的な移転と農業科学の発展を目的として、我が国の農業研究機関および大学と、国際学術界との協力を活性化する。その際主な課題となるのは、作物種の遺伝子プールの開発、農産品における再現性向上、精密農業の発展、資源効率性の向上である。

農業部門に高度技能を有する専門家を供給し、農工複合体における最先端の知識と優れた実践例を普及させるため、農業大学の役割を見直し教育プログラムを刷新する。

輸出ポテンシャルの発展を目的として、国際市場における戦略的ニッチ市場を見極め、食料安全保障を考慮したうえで、優先製品の輸出を品目別に支援する。このために、完全な生産サイクルの整備としかるべき物流ルートの確立に向けた体系的な施策を講じる。

有機農産物の生産とその先進国への輸出は、農産品生産の輸出可能性を開拓するための有望な方針となる。有機農産品生産の独自認証制度を導入し、製品の品質を見極める専門の試験所を拡大発展させる。

自然食品ブランド「Made in Kazakhstan」の創設やプロモーションなど、潜在的市場への農産品販売促進を目標とした支援を実施する。

助成の仕組みについては、生産性の向上、原料加工の高度化、農業技術の導入に重点を置くものとする。

農工複合体拡大を目的とした優先分野への資金供給は、国営管理ホールディング「カズアグロ」（以下、「カズアグロ」）を通じて継続する。なおこの際、非効率的な助成金および直接融資を段階的に削減し、民間融資機関（信用組合、マイクロファイナンス機関、市中銀行、リース会社）への資金供給を拡大し、農工複合体事業体への融資につなげる。また、信用組合および協同組合のネットワークを拡充・発展させる。また、信用組合・協同組合から成る自主規制機関を創設し、組合の活動基準や運営規則の策定、組合活動の監督機能を実施する体制の構築を目指す。

農産品生産の効率的発展を目的として、製品加工・販売インフラと結びつけた上、地域ごとに生産体制を特化させる。農産品生産において、作物の貯蔵インフラの建設、鉬物肥料や農薬の使用、再現性の高い種子の生産とその利用を促進する。

耕作地の構造的多角化、一年草および多年草、飼料植物、採油植物、その他の優先的作物の作付面積の拡大、配合飼料生産規模の拡大、高需要製品の輸出拡大に係る業務を継続する。土壌改良および植生回復に係る取り組みを刷新する。この際、農業事業体による効率的な土地利用を促進するための複合的な施策を立案する。

畜産業の飼料需要に対応するため、飼料生産コストや特殊機械・設備の買付けに伴う投資コストを助成することで、飼料作物の生産を促進する。

畜産業において、食肉の量と質を向上させるため、家畜種の遺伝子プールの拡充と飼料供給率の向上に重点を置く。品種別製品の質に対する監督を強化するとともに、種の選抜業務の質に対する共和国議会および政府の評価メカニズムを改善する。

獣医学的安全性を確保するため、獣医学的診断試薬・免疫予防薬の使用の拡大による体系的な診断、予防、撲滅措置を実施する。

採鉬・精錬複合体

採鉬・精錬複合体の発展に係る政策は、生産量の拡大、再精錬技術のさらなる発展、付加価値の向上を目的とする。

資源基盤の拡大と投資誘致能力の向上を目的として、投資家の権利保護および資本保護、

ならびに行政手続きの大幅な簡素化などの観点から、地下資源利用の規範的・法的基盤を改善する。地質調査の結果、鉱物資源、鉱物資源埋蔵量などに関する公開地質報告に係る国際基準を我が国が完全に満たせるよう作業を進める。

地下資源利用において、投資家向けの地質学情報を体系化し、データの完全性、信頼性、透明性を確保した国家データベースを構築する。

地質探査や生産・加工技術の発展に投資を誘致し、採鉱部門における人材ポテンシャルを確保し、そして原料基盤の開発や生産部門における技術移転を実行するために、経済的・財政的インセンティブを創出する。

外国投資家を誘致するため、AIFCの枠組み内に小規模あるいは新規の地下資源利用者(junior miners)向けの独立した取引所プラットフォームを構築する。

鉱業用設備使用の最適化、安全性向上、構内物流の整備、生産性・効率性の改善を目的として、「インダストリー4.0」の統合専門情報システムの導入を積極的に推進する。

労働生産性の向上と環境に配慮した生産活動を実現するために、伝統的に我が国の基幹産業であった冶金産業の再建・近代化を継続する。また、機械製造、建築、石油・ガス部門および輸送部門の需要を充足するための製品生産に特化した、生産能力30万～200万tの小規模工場(小規模冶金)の稼働により、鉱業部門の多角化を積極的に推し進める。

鉄鋼業の発展は、鉄鋼生産向けの高品質な原料の生産、新種類の鉄鋼の生産、高合金の種類拡大など優先分野の実施に重点を置く。

非鉄金属部門の発展は、基礎金属の生産量および品目の拡大、ならびにハイテク製品・高度加工製品、特に産業建築向け製品の生産規模拡大を目的とする。

燃料・エネルギー複合体

燃料・エネルギー複合体部門の発展政策は、生産量拡大、加工の高度化、ならびに我が国のエネルギー安全保障の確立を目的とする。

中期的な生産規模拡大は、カシャガン油田およびテンギス油田の将来拡張プロジェクトによって実現する。天然資源管理のための複合的な情報・技術プラットフォームを導入する。

石油加工、高度な世界基準に適合する石油製品生産、および石油随伴ガス生産を目的とした技術開発とインフラ拡充を継続する。ガス化学部門やNGV市場の拡大、また遠隔地域のガス化を目的として、関連インフラを構築する。これにより、ガスの高度精製や高付加価値のガス化学製品の生産が可能となる。

石油加工分野における経済採算性の諸条件を構築するために、各種石油製品にかかる輸出関税および物品税の改定を検討する。

カザフスタンは原子力部門の開発を継続する。核燃料製造のフルサイクルを構築すべく、東カザフスタン州のウルバ冶金工場をベースに原子力発電所用の燃料集合体製造工場を建設する。

発電産業の発展に係る政策は、安定的かつ均衡のとれた発電・給電体制の発展、および電力コストの引き下げを目標とする。主要方針は、優先的発電施設の近代化および建設である。これは国内市場における需要の充足にとって必要不可欠であり、同時に、国内外市場における我が国の商品生産者の競争優位性を保持するため持続可能な産業向け電力料金水準の確保にとっても必要不可欠なものとなる。

発電部門が抱える諸問題を解決するため、電力・容量卸売市場のモデル（ターゲットモデル）の策定・導入を目指す。このモデルの枠内において、競争力ある価格形成を伴う電力・容量市場の形成に取り組む。料金規制システムの改善により、電力コストの引き下げが可能となる。電力事業者による環境への配慮の意識および効率性を向上させる。

電力系統および蓄電システムのさらなる「スマート」化に向けた対策を講じる。

エネルギー効率の向上とエネルギーロスの削減を図るため、電力消費や省エネ技術を管理するインテリジェントシステム（IS）の導入を、産業および国民の両方において促進する。

再生可能エネルギー源のさらなる開発を目指す。

課題2. 工業化の進展と新たな国産製品の海外市場進出

第3次工業化五カ年計画の枠組み内で、「デジタルの世紀」における産業確立に焦点を当てつつ経済のさらなる工業化を進める。

ハイテク製品生産の拡大、そしてグローバル・バリューチェーンへの参入に好適な諸条件を構築する。

産業の根幹を形成する一連のプロジェクトを実現し、ハイテク製品の製造を可能にする。これらの「重心」により、工業部門の企業がクリティカルマスを構築できるようになる。

基盤となるのは、設備稼働条件の最適化、労働の生産性・安全性の向上、製品の質の向上、需要の予測の改善、市場への製品供給に要する期間の短縮、アフターサービスの向上を目的とした、生産現場におけるインダストリー4.0技術（ビッグデータ、3D印刷、ロボット技術、センサー、機械学習、拡張現実）の導入である。

加工部門の発展に投資を行う企業に対して、輸出支援および労働生産性向上支援を強化する。付加価値の拡大が重要な目安となる。

加工部門のセクションそれぞれに、技術および販売市場両方へのアクセスをもたらさう海外の主要メーカーを誘致する。生産現地化と技術移転を目的として、国営および準国営企業による大規模な輸入製品の買付けにおいてオフセット政策の要素を導入する。

機械製造部門では、主に基幹産業で消費される製品の生産拡大を目指す。世界的メーカーを誘致し、新たな最終製品を開発する。複合掘削設備、ばら積み貨物船、コンテナ貨物船、コンバイン、刈取機および播種機、トラクター、ブルドーザー、採鉱設備、電子機器、機関車、貨車、客車などがその例として挙げられる。

その他の優先方針として、輸送機器や同パーツ、付属品、エンジンの生産が挙げられる。

これらの生産は、我が国の企業と世界の主要メーカーとの協力を基礎を置くものであり、生産のフルサイクルの構築、ならびにハイテク材料の生産、すなわち省エネ性かつ人間の健康や自然環境にとり安全である材料の生産を目指す。

化学産業の発展において優先部門となるのは、農業化学、ならびに産業向け基礎・特殊化学製品の生産である。これらの発展には高い知識集約性が伴うため、クラスター的なアプローチをベースとして進めていく。石油・ガス化学産業においてはプラスチック製品の生産を拡大発展させる。

課題3. 新たな産業とサービス領域の発展

デジタル化と技術改革は、伝統的な経済部門を基礎として、その周辺部門に新たな産業を創出する機会を与えるものである。

生産性の高いサービスは、経済の新たな「成長ポイント」となり、我が国の将来的な輸出ポテンシャルの拡大を促進するものとなるだろう。航空・宇宙サービス、エンジニアリング、情報通信技術、教育、医療観光、法務サービスといった、輸出可能なサービスの多角化が計画されている。

輸送サービスの発展

プログラム『ヌルイ・ジョリ』により計画されている現代的な物流ハブの構築は、国際プロジェクト「一带一路」の範囲内におけるカザフスタンのトランジット・輸送ポテンシャルの効率的な利用を可能とし、トランジット収入を引き上げるものである。これを目的として、我が国の輸送・物流インフラの近代化、物流拠点の構築、商取引手続きの簡素化に係る政策を継続する。

アジア開発銀行中央アジア地域経済協力プログラムの一環としての、輸送・物流ルートの発展に関しても、さらなる施策を講じていく。

貨物および旅客輸送、オンラインによる貨物追跡、関税手続きの履行に係るITシステム（「ビッグデータ」を活用したブロックチェーン技術を基盤としたものを含む）を導入する。これは、中国および東南アジアからヨーロッパへの物流の最大限の延伸、マルチモード輸送を実現するための国際レベルにおけるサービスインフラおよび商業・物流拠点網の構築、将来的なインフラ開発の必要性の見極め、ハブ空港の発展を可能とするものである。

「オープンスカイ」政策を実現する。これは、航空物流の価格を引き下げ、その質を向上させるほか、観光客および貨物の流れを増大させるものとなる。

世界のトランジット拠点における輸送・物流施設の構築に係る施策を講じる。また、カザフスタンにとっての国際海洋港へのアクセスの拡大と多角化も重要方針である。

エンジニアリングサービス市場の構築

基幹産業および加工部門における産業プロジェクトの実現に特化した、設計、技術鑑定およびコンサルティング、技術監督および監査、技術の適応および体系的統合といった競

争能力を有するエンジニアリングサービスを築き上げる高いポテンシャルを実現する。この方針においては、当該部門の発展において積み上げられた経験の相乗効果、そして世界の主たるエンジニアリング企業の誘致とそれに続く外国市場への進出が重要である。

社会経済の発展

教育、保健への民間投資の誘致、および当該部門のサービス輸出の成長に必要な諸条件を構築する。当該サービスの輸出ポテンシャルの実現を推し進める原動力となりうるものとして、国際レベルのクラスター、そしてナザルバエフ大学が挙げられる。国際空間への効率的な統合を目的として、世界の主なクリニック、大学、研究機関ネットワークとの間で戦略的パートナーシップを構築する。

情報通信技術領域におけるサービスの発展

情報通信サービスの発展の一環として、カザフスタンのITサービスが持つ輸出ポテンシャルの向上、「クラウド」技術、データ保管・処理サービス、プログラミングサービスの導入、電子形態による国家サービス提供の質の向上、ならびにカザフスタン領内の高速インターネット普及率の向上を予定している。また、テクノパーク「Astana Hub」、経済特区「イノベーション技術パーク『Alatau』」を基盤として、さらにはナザルバエフ大学をベースとしたイノベーション拠点の発展をもって、我が国のIT企業が持つ輸出ポテンシャルを向上させる。

金融サービスの発展

銀行サービス、保険サービス、および資産管理サービスの質の向上を目指す。銀行におけるリスクマネジメントと情報セキュリティの質の向上、ブロックチェーン技術の適用に係る施策の立案と、オンラインバンキングおよび非現金決済への完全な移行の実現を図る。高い輸出ポテンシャルを、AIFCの事業（財務分析、仲裁、会計、fintech、支払システム）の枠内において拡大させる。

商取引サービスの発展

取引コストの削減、販売市場の拡大を目的として次の方針を定める：市場の近代化、大規模小売業者のフランチャイズプロジェクト支援、商取引施設の発展、B2B、B2C、C2Cによる電子商取引プラットフォームの開発。卸売取引および小売取引を手掛ける企業のための電子商取引プラットフォームの構築は、特に農村地域において質の高い製品へのアクセスを拡大させる。我が国の電子商取引プラットフォームを国際的なプラットフォーム（Alibaba、Amazon、Ebay）と統合することによって、商品輸出、ならびに輸送・配達サービスにとっての新たな機会が開かれる。

観光の発展

ヌルスルタン、アルマトイ、東カザフスタン、南カザフスタン、西カザフスタンといった5つの観光クラスターを構築し、これを発展させる。ヌルスルタンはビジネス、医療、教育面の観光の、アルマトイはビジネス、国際アルペンスキー面の観光の、東カザフスタンは環境／持続性面（農業、林業、アドベンチャー）の観光の、南カザフスタンは文化面（宗教、民俗誌）の観光の、西カザフスタンはビーチ観光の拠点として定める。これにあたって、観光クラスターの優れた構築実績を有する戦略的（核をなす）投資家に好適な諸条件を構築する。

近隣諸国の観光施設を網羅した地域間観光、例えばシルクロードの範囲内における観光が、特に発展を遂げると期待される。

移動に難を抱える身体障害者の団体向けサービス、ならびにルートのアクセス性および安全性に係る特別な基準を導入した社会的観光および包括的観光の発展に係る施策を実現する。最新鋭のインフラを備える形で、冬季スポーツ、ビジネス（フォーラム、会議）、保健および教育といった観光方針の推進に着手する。

課題4. 国家経済の近代化における国家持株会社の役割

国家管理持株会社「国家福祉基金『サムルク・カズィナ』」（以下、「サムルク・カズィナ」）、「バイテレク」、「カズアグロ」が、新たな経済成長モデルの構築において積極的な役割を果たす。この際、これらの持株会社の役割は、国によるイニシアティブやプログラムの先導役から、我が国の長期的発展を促す国家のおよび商業的な目標を追求する、現代的な、高効率かつコンパクトで専門的な機関の役割へと移行するが、民間部門の発展と対立しないよう機能していく。上記の機関の資産と機能は、経済の多角化、デジタル上および技術上の近代化を目指すものとなる。

この際、上記の機関の戦略的役割を成功に導く最も重要な要素となるものに、準国営機関を効率的なハイテク機関へと変容させるプロセスの効率的な完遂がある。これには、高度なコーポレートガバナンス、ならびに、「Yellow Pages」原則および競争環境への資産の移管、新規部門の発展を目的とした投資活動へのアプローチの完全化といった原則に準拠した、非従来の機能および課題の最適化を伴うものとする。

政策3. 金融市場の発展

政策の本質：金融部門発展政策は、経済への効率的な融資連鎖の構築を目標とし、この連鎖には銀行部門の財務安定性の向上、経済への融資、代替的融資源の発展、AIFCの発展、国民の金融リテラシーの向上を含むものとする。

課題1. 銀行部門の安定性の向上

この改題の目標は、支払不能に陥るリスクの低減、バーゼル銀行監督委員会による自己

資本十分性に関する助言の段階的な導入の継続を狙いとした監査機能の遂行をもって、金融部門の安定性を向上させるための国立銀行の業務である。

銀行業務および銀行業務リスク管理システムに対する国際的な実践例を活用した健全性規制の完全化、ならびに金融システム全体の制度的発展の確保に係る業務を継続する。

法令の完全化を目的として、迅速な監督とリスク志向監査の適用、監査・評価企業の責任の強化、株主の透明性の確保、コーポレートガバナンスの向上、銀行の支払不能状態の規制体制の完全化に関する権利を国立銀行に付与することに関し、いくつかの法令に改定、補足を加える。

市中銀行の貸借対照表におけるサブプライムローンの整理、および必要に応じた株主側からの銀行資本再構成による、銀行部門の健全化を継続する。

バーゼル銀行監督委員会の基準への移行の一環として、2つ目の要素であるバーゼルII、すなわち危機的状態の予防に係る業務を強化する監査プロセスの導入に向けてのアプローチを策定する。2025年までに、自己資本十分性および流動性に係るバーゼル銀行監督委員会の主要原則（バーゼルIII）への現行の規制体制を移行させる業務を継続する。

国立銀行と政府の業務全体を、銀行部門における市場条件を歪める要因の低減を目標としたものとする。これはまさに、次のようなものである：国による介入と、国の資金による民間銀行支援を縮小する；コーポレートガバナンスの透明性と効率性の向上に係る業務を継続する；経済への融資における準国営機関の役割を段階的に縮小する；新たな資本、新たな銀行製品・サービスをもたらさうる海外の金融機関を含む新たな民間参加者による市場への参入を妨げる障壁の低減によるものをはじめとし、銀行部門における競争の向上に係る施策を講じる。

課題2. 経済への長期的金融資源の供給

銀行システムにおける安定した資金調達基盤の欠如は、銀行部門の安定性の向上を妨げ、銀行の融資能力を制限する主たる要因の1つである。

中期的および長期的な国民通貨による資金調達を構築する目的で、預金基盤の強化と預入期間の延長の促進に係る施策を講じる。また、金融部門における他のツールのターゲットとなる国債の利回り曲線の構築と維持に必要な債権の発行を確保する。

国民および我が国の企業の遊休資産をもって、国内の資金調達源を拡大する。資金調達源としての国民の貯蓄の誘致、ならびに民間資本の流出と本国帰還の縮小を可能とするプライベートバンキングを発展させる。

銀行の貸借対照表におけるサブプライムローンの整理、証券市場の発展、国民の貯蓄の投資チャンスの拡大を目的として、市中銀行から法人へと移譲される債権の譲渡に際する収益認識メカニズムを完全化する。銀行債務の迅速な再構成メカニズムを導入する。このメカニズムは、ビジネス界がこの種の債務に関連する問題を迅速に解決し、企業活動を継続できるようにするものである。銀行の非市場性資産の効率的な証券化メカニズムの導入

をもって、銀行部門の債務借り換え条件を構築する。

ビジネス界向け長期融資に係る報酬率を、各々の部門における実際の収益率を考慮した水準で確保するための業務を継続する。

抵当権付き住宅ローンの利用性の向上、銀行による抵当権付融資の活性化に係る業務を継続し、抵当権付融資の証券化メカニズムを導入する。

この際、我が国の経済成長を確保するため、2025年までにローンポートフォリオを50%まで成長させるとともに、長期融資の割合を、同融資の割合が成長している東欧、南米、中東、中央アジア諸国に匹敵するレベルまで引き上げる予定である。

課題3. 金融サービスおよび証券市場の発展

この課題を解決するため、デジタル技術の活用、効率的かつ新たな銀行サービス品目の拡大、遠隔サービスといった面における銀行の活動を今後活性化するための業務を継続する。これは支出の最適化をもたらすとともに、銀行が提供するサービスの価格にプラスに反映されるものとなる。

証券市場の活性化

あらゆる有価証券保有者に関する統一データベースの構築、顧客の支出の削減、取引登録手続きの簡素化、登録所要時間の短縮を目的とした有価証券市場インフラの最適化をもって、規制環境を改善する。

有価証券場外市場の透明性を向上させ、同市場で流通する金融ツールへの需要を活性化させる施策を講じる。有価証券を相手に行われた場外取引と、成立した有価証券の額面に関する情報を、市場参加者へ提供するための業務を実施する。

新たな技術の導入、電子商取引および取引への投資家の遠隔アクセスシステムの発展、株主総会における電子投票システムの構築によって、有価証券取引条件を簡素化する。

有価証券発行趣意書の電子フォーマットへの移行、財務報告書保管ポータルに発行者が掲載した情報に基づくその自動更新への移行をもって、有価証券発行に関する許可手続きのさらなる最適化を図る。

WTO加盟条件下、および国際資本市場への統合下における、我が国のブローカーの競争能力の向上を目的とした投資銀行の発展に必要な諸条件の構築に係る業務を継続する。

有価証券市場のさらなる発展に必要な諸条件を効率的に構築する目的で、形式的なアプローチから、有価証券市場主体に対するリスク志向型の規制と監査への移行に係る施策を講じる。我が国の証券市場の発展に係る業務を継続する。

年金資産管理市場の発展

年金資産の投資管理に係る機能を競争環境に移管することにより、優先的な経済部門への融資に活用できる「長期的」資金の提供能力を有する年金資産管理企業としての戦略的投資家の等級を構築する。戦略的投資家の出現は、証券市場における資金誘致へ向けた発

行者へのさらなる刺激となるであろう。ただし同時に、これに先行する年金積立基金からの年金給付システムの不備を考慮する必要がある。

出資者には、自らの年金積立金の管理に係る投資戦略と管理企業を選択する権利が付与される。これもまた、年金サービス市場における競争を確保するものとなる。

証券化に対する需要の確保

証券化に対する需要を確保するため、発行者支援プログラムの導入をもって、民間企業に対し、有価証券市場における資金誘致へのインセンティブを構築する。また、国民が自らの貯蓄を様々な有価証券に投資するための機会を拡大する。

国営企業および準国営部門の、証券市場への進出を実施する。

経済に対する国の参加の透明性の向上、市場原則に対する国によるビジネス支援プロセスの適合を目的として、国家プログラムへの融資条件、ならびに証券市場のツール一式を介した国家支援提供条件を構築する。

ブローカーサービス、資産管理、資本および発行者の市場分析等といった幅広い金融サービスを提供する投資銀行を機能させるための諸条件を構築する。

その他の非銀行系金融サービスの発展

保険部門の制度的発展と安定性の向上、ベンチャー融資発展のための法令の近代化に係る業務を継続する。

代替的融資源の誘致能力の向上を目的として、投資保証・損失補填システム導入の余地を検討する。

生命保険企業の投資要素を伴う任意積立保険の発展を目的として、出資者に対し提供される投資商品品目を拡大する。保険サービスラインの拡大、保険企業の安定性の向上に係る業務を継続する。

中小企業部門に迅速な流動性をもたらす目的において、ファクタリング市場の発展に係る施策を導入する。これには、国家支援によるもの、リースサービス市場の発展によるものを含めるものとする。

金融サービスのデジタル化

融資サービス、保険サービス、「クラウド」会計・報告サービス、融資書類管理をデジタル化し、これによって紙ベースの書類管理によるコストを削減する。

デジタルサービスを積極的に取り入れる中で、ブロックチェーン技術導入のための諸条件を構築する。

モバイル機器を使用して、インターネット経由で金融サービスを受ける機会を発展させる。法人間における相互融資といった形で、新たなビジネスモデルを導入する。

デジタル金融サービスの成長は、非現金決済の割合を高めると同意に、闇取引の規模を縮小するものでもある。

課題4. アスタナ国際金融センター（AIFC）の発展

AIFCの発展は、次の5つの戦略方針に則して進められる：資本市場；資産管理；富裕層民間人向けの金融サービス（プライベートバンキング）；金融テクノロジー；イスラム融資。

代替的融資の発展を目的として、AIFCを基盤とした証券市場の発展に係る業務を継続する。AIFCは特別な法的地位と、EXPO 2017のインフラを基盤とした独立した領域を有している。AIFCは投資家に対し、次のような好適な環境を保障する：英国法の原則に基づく商業権および市民権；独立した規制体制・税制特典・簡易登録体制；魅力的な投資機運。

優れた世界的実践例にのっとり資本市場の発展、外国投資家の誘致、証券市場の透明性の向上を目的として、必要なエコシステムと質の高い取引インフラ、すなわちAIFCハイテク取引所を構築する。

AIFC取引所は、連邦国家福祉基金「サムルク・カズィナ」の巨大資産の株式の割当を目的として活用される。また、AIFC取引所では、地域に追って新しいツールである「グリーン」融資、イスラム金融、金融テクノロジーの発行を実施していく。

AIFCを基盤として、「スマート」コントラクトのアルゴリズムを搭載した特殊な暗号チップ（暗号トークン）の発行による、資金誘致のための諸条件の構築に関する問題をさらに検討する。新たな金融制度のセキュリティと安定性の確保、ならびに新たな技術を使用する顧客保護の徹底を目的とした規制メカニズムを構築する。

「スマート」コントラクト、ならびにカザフスタンに普及した登録技術の発展は、より多くの個人投資家（自然人）に対して組織立てられた金融市場へのアクセスを確保するものであり、それによって金融市場の幅と奥行きを拡大するとともに、コストを大幅に引き下げる。

資産管理分野における地方市場と鑑定発展に係るAIFCの業務は、その初期段階においては資産管理市場でのサービスを提供する国際企業の誘致を目標とする。国際的な管理企業の誘致は、我が国における戦略的投資家クラスを構築する触媒となり、また、プライベートバンキングの諸ツールの発展に向けた原動力の創出を可能とする。

AIFCは金融テクノロジーの発展を目的とした魅力あるエコシステムの構築に係る業務を継続する。柔軟な規制を導入するとともに、金融テクノロジー企業および個人事業主・エンジニアのためのオフィススペースを設けた社会的な金融テクノロジー拠点の構築、起業活動支援プログラムの実現、地元企業・外国企業および金融テクノロジー発展制度の誘致、マスタークラスおよび教育プログラムの実施、研究所の構築、金融テクノロジーの推進に係る会議および行事の実施を検討する。

イスラム金融産業に新たな原動力を付与する目的で、AIFCを基盤として公的な法的・規範的環境の構築と、新たなイスラム金融ツールの立案を行う。カザフスタンの法令は、イスラム製品をしかるべき伝統製品と同等にみなしている。このため、イスラム金融に対

しても同等の条件を定めている。

国際的なイスラム金融機関との協力を築いていく。

課題5. 国民の金融リテラシーの向上、金融サービス消費者の権利の保護、金融包摂および金融製品・サービスによる国民の網羅率の向上

金融リテラシーの継続的な向上は、金融サービスの消費者各々の日々の課題となるべきものである。同時に、金融サービスのあらゆる段階において国民が自らの権利を守れるようにする一連の完全なメカニズム一式を確保することが必要である。

金融知識の向上、ならびに金融製品の利用に係る予算立案スキルおよび客観的な解決策の採択スキルの発展に関する施策を講じる。

投資家の金融リテラシーの向上、ならびに、有価証券市場で生じているプロセス、さらにはプロの有価証券市場参加者および発行者を含む同市場で活動している主体に関する情報の投資家への提供を継続する。

国民の保険文化の向上は、保険ツールの普及、保険への信頼感の向上、ならびに国民の間で代々築き上げられてきた政府サイドからの社会的およびその他の支援に対する志向性の低減を目指したものとする。

イスラム金融製品に対する需要の向上を目的として、イスラム金融とそのアクセス性の本質に関する国民およびビジネス界の知識の向上に係る業務を継続する。新たに提案する改革に対する国民の不信感を除去するため、積立年金システムが抱える差し迫った問題に関する情報提供・解説業務も実施する。

金融サービスの消費者の権利の保護、ハイリスク融資および規制対象外の闇金融市場の脅威の抑制を目的として、国民へのローン提供に係る規定を別個に定めることとする。この規定は、有償および償還を条件とした個人に対する金銭およびモノ（サービス）の両方の提供を盛り込んでいるが、銀行ローンとは異なるあらゆるローン契約、マイクロクレジット契約に関わるものとなる。

金融サービスの消費者の法的権利と利益の保護を目的として、代替的な金融資源誘致メカニズム（例：共同の「クラウド」ファンディング、インベストメント、クレジット）への想定可能な規制条件を検討する。

国民および企業家にとっての融資へのアクセスの拡大に加えて、他の基本的な金融製品およびサービス、例えば銀行での決済口座および貯蓄口座の開設といったものへのアクセス確保に関する業務を継続する。デジタル化によるものも含め、こうした製品へのアクセスを拡大することは、金融面で発展した地域と遠隔地域との格差を縮小するものとなる。

政策4. 積極的な投資誘致

政策の本質：国家投資政策は、好適な投資機運の構築、投資家の権利保護の強化、投資の誘致と維持に好適な諸条件の構築を目的としたものである。この際、制度環境の完全化、

国家投資政策の透明性と予測可能性の向上は、投資家からの信頼を強化する重要な要因であると同時に、経済活動の活性化、経済の発展を促進するものである。

課題 1. 規制および投資家と政府の間の相互関係の近代化による投資機運の向上

投資機運の向上は、制度環境の完全化、投資法令および国家政策の透明性の向上、投資特典の提供、外国のスペシャリストの誘致に係る体制の簡素化、専門的経済・工業領域の発展、ならびにビジネス運営を容易にするための諸条件の確保によってもたらされる。

投資機運の向上と投資誘致に係る施策は、優れた国際的実践例を考慮したうえで立案、実現すべきものであり、これに際し、異なる規模の市場で業務を執り行っていた投資家が、カザフスタンの資産への投資を開始するにあたり最小限の追加的労力のみで快適にこれを行える機会を手にするようにする。

カザフスタンおよび主要な海外市場における投資条件の両立性と調和を、長期にわたり維持する。

カザフスタン共和国大統領付属外国投資家評議会の枠内における種々の取り組みを積極的に継続する。国による現行の投資家支援策を、OECD加盟国および広く受け入れられている国際的な実践例を考慮したうえで最適化する。

しかるべき情報に英語でアクセスできるよう改革を図る。これは、企業活動および投資活動における諸問題に関わる基本的な法律と規範的文書に関する包括的かつ詳細な重要情報の公表を含むものとする。

投資の相互奨励を目的として、生産へ投資と技術の源となりうる優先国との間における緊密な二国間経済関係を継続する。トルコ、クロアチア、バーレーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦との間に新たな二国間投資協定を締結する。

高度技能を有し、かつ必要とされる人的資本の誘致を目的として、ビザ発給体制および移民体制のさらなる完全化に係る施策を講じる。潜在的投資家のためのビザ発給体制の簡素化に係る取り組みを継続する。

課題 2. 投資家の権利保護の強化による投資機運の向上

投資気運を醸成する最も重要な要素に、投資家権利の保護がある。このためには、投資家との協力時における公平性および権利の平等性といった原則を確実に履行すること、ならびに最恵国待遇の確保が必要であり、これによって、潜在的投資家の輪の拡大と、カザフスタン経済への資金流入環境の改善が可能となる。

投資家からの信頼向上を目的として、投資家が抱える問題を裁判に至らせずに解決するための、あるいは投資家から寄せられる訴えの管理を行うためのメカニズムを構築する。このメカニズムでは、国営企業「カザフインベスト」、投資オンブズマン、投資家誘致評議会（投資本部）、その他の国家機関が特別な役割を担う。投資家からの訴えを体系的かつ恒常的に追跡すること、効率的な問題解決の手法を築くことに重点が置かれる。

裁判官の技能および専門知識の向上をはじめとする、司法システムおよび投資紛争に係る司法実践の完全化を目指す業務を推し進める。国際的な実践例を考慮した新たなフォーマットでの国際投資協定の締結に係るアプローチを立案する。

課題3. 国内外の投資の積極的な誘致

積極的な投資誘致は、まず輸出志向型の投資をターゲットとして、カザフスタン経済が持つ競争優位性に関するデータの算出と、世界の投資家集へのその提供を目的としたものとする。投資家に利益を提供するとともに我が国の発展という利益に資する競争能力の高い部門、ならびに投資誘致および製品輸出を目的とした具体的な国を特定していく。この際、我が国の投資家もまた、国家投資政策の実現に関連する情報と機会について、外国投資家に提供されるものと同等のものを入手できるようにする。

潜在的投資家との交渉の推進、ならびに、より高い付加価値を持ち、世界市場における競争能力を有する近代的な新製品およびサービスの開発、設計、導入を視野に入れた投資誘致を重視しつつ、投資家のカザフスタン訪問の企画を進めていく。

また、民営化プログラムおよび官民パートナーシップメカニズムのポテンシャルを活用し、インフラプロジェクトおよびサービスプロジェクトへの民間部門の参加の拡大に係る施策を講じる。

我が国の企業の生産能力および技術力の発展、ならびに、当該企業の管理ポテンシャルの国際基準レベルへの引き上げを目的とした、外国企業と地元企業との関係拡大を目指す施策を実現させる。

国家管理持株会社「バイテック」傘下の開発研究所の事業に対し、外国からの予算外資金を誘致する実践を継続・拡大する。

諸部門および諸地域の視点に立った投資家向け投資プロジェクトマップを作成するほか、潜在的投資家のためのプロジェクト「パッケージ」、金融モデルの構築、ティーザー広告の準備、データルームの運営を含めた、潜在的投資家のための投資プロジェクトサポート機能を国際的な実践例に従い構築する。

課題4. 投資誘致インフラの完全化

外国投資の誘致は、幅広い権限と海外の代表者および地域支店を有し、かつ投資に特化した国営企業「カザフインベスト」の「ワンストップ窓口」の原則に基づいて推進する。「カザフインベスト」は投資プロジェクト実現の展望と条件を検討する統一的な交渉者としての機能、ならびに、投資プロジェクトの実現に必要な各種許可および協定の発行を含む国家サービスシステムへアクセスするための統一チャネルとしての機能を果たすものとする。

プロジェクトへの外国投資家の参入を効率的にサポートする目的で、パートナー銀行、投資企業、ならびにコンサルティングサービスおよび技術サービスの供給業者によるネッ

トワークを構築する。

自由経済区の事業の調整と、地域特性および物流要素を考慮したうえで、各々の自由経済区に関する潜在的投資プロジェクトのリストの作成を実施する。

プロジェクトの部門特性に応じて、各種プロジェクトへの様々な国の参加スキーム、もしくは国家保証メカニズムを立案する。将来性の高い現行および新規のプロジェクトを開拓するため、中央執行機関および地方執行機関の担当次官、企業家支援拠点との緊密な連携を確保する。

AIFCの発展もまた、資本市場の機能に関連する諸企業のエコシステムの構築をもって投資誘致インフラの拡大を促すものとなる。

政策5 高い生活の質の確保

政策の本質： 質が高く利用しやすい保健制度、住宅環境の向上、公共事業領域における事業の効率性の向上によるものも含め、高い生活の質を確保する。

課題1. 社会的な富の確保

2025年までにカザフスタン国民の生活の質を向上させるための最重要課題の1つとして残るものに、国民の社会的な富の確保がある。これを、世界基準での達成、年金システムおよび社会保険システムの発展、社会サービスの近代化および支援のターゲット化をもって実現する。

最低限の社会的基準の確保

経済成長および予算能力と連動する最低限の社会的基準を、国際的な同指標へと段階的に近づけていく。

政府による基本的な社会給付金の計算基盤としての最低生活費の額と構造を、実際の消費者物価指数を反映し、基礎年金および基本給付の受給者を含めた国民にとっての受容可能な生活水準を保証することで、恒常的に見直していく。

貧困線の算出方法を最適化する。すなわち、第1段階ではこの水準を最低生活費に対して相対的に引き上げ、その後は国内における所得の中央値に段階的に連動させる。これは、貧困層への社会支援の規模にプラスに反映されるものとなる。

最先進国においては国内平均賃金との比で決定され、最低生活費に応じて引き上げられる最低賃金額の段階的な変更に係る問題をさらに深く検証する。

労働の安全性および保安の確保

リスクマネジメントを基盤とした革新的かつ標準化された労働保安管理システムを導入する。

労働安全性および保安に関する規格に対する大規模な内容調査と更新を実施する。

規格の電子データベースを基盤とした規格順守に対するモニタリングを実施する予定である。

育成に係る新たな形態および手法（実地プログラム、ならびに遠隔による教育、トレーニングデバイス、シミュレーションモデル）をもって、労働保安分野における人材開発を達成する。

年金システムの発展

年金システムをさらに発展させ、この際、生産的かつ公式的な就労の促進へと重点を置く。

年金受給年齢に到達した国民すべてに政府が予算から支払う基礎年金の額を、勤続年数と年金システムへの加入年数に連動させる。就労歴のある市民は、無職であったか、もしくは年金積立金を差し引かれていなかった者よりも基礎年金を多く受給できるようにする。

基礎年金に加え、就労歴のある年金受給者は、年金システムにおける新たな条件付き積立要素の範囲内において、10%の年金積立金に追加し、雇用者が差し引く積立金の5%に相当する額を積み立てることができる統一積立年金基金から年金給付を受けることができる。

上記の積立年金の任意年金積立は、就労歴のある年金受給者に対する第三者的年金支給源となりうる。

社会保険の発展

社会保険は、生産的かつ公式的な就労を目的としたものとする。

これは、社会的危機が生じた場合に備え、労働者とその家族に複数の給付源が用意されていることによって確保される。例えば、労働能力を喪失した場合、国家予算からの障害基礎助成金、国家社会保険基金からの労働能力喪失時給付金、民間保険会社からの給付金が活用できる。

社会保険システムでは年金システムと同様に、勤続年数と給付金の相関関係を強固なものにする。つまり、従前所得置換率（失業時、稼ぎ手の喪失時、労働能力の喪失時）を引き上げ、OECD加盟国の水準まで給付期間を段階的に伸ばしていく（失業時）。

社会支援のターゲット化の強化、および社会サービスシステムの近代化

貧困層の国民に社会支援を提供する際のターゲット化を強化する。就労能力を欠く者に対しては無条件で支援を提供する。就労可能な貧困層の場合、社会契約に基づいて支援を受ける形とする。

社会支援の提供が持つ重要な側面に、国からの積極的なアプローチの段階的な導入がある。支援機関は、支援の申請を行った者に対するサービスに加えて、農村地域に重点を置きながら、情報システムを介して貧困にあえぐ国民を特定し、支援を必要とするカテゴリーの国民を特定する。

社会サービスシステムも、特殊な社会サービスのターゲット化、利用可能性、品質の向上を盛り込んだ近代化の対象となる。

ターゲット化の強化は、申告制から積極的なサービス提供アプローチへの移行をもって達成する。アウトソーシングの範囲内で、民間・市民部門の機関に、社会的貧困層登録簿を作成したうえでのターゲット割当数の算出業務を委託する。貧困層を、年齢、生活活動制限度合い、生活状況、個々の需要に応じた受給者カテゴリーに分類する。登録簿のデータを基盤として、資金提供サービスおよび提供額の必要度を判断し、ターゲットとなる社会サービスを提供する。

貧困層家庭および孤児養育家庭における非就労構成員を誘致することにより、社会サービス拠点を基盤とした民間部門、官民パートナーシップの原則に基づく都市部および村落部において建設される小規模多目的住宅、ならびに遠隔村落地域における「モバイルサービス」の利用性を高めていく。

民間部門の質の向上と参加を促進するものに、サービス規格の更新、経済的正当性を有する魅力的な料金がある。規格には、サービス提供の規模、期間、条件、ならびに提供されるサービスの人頭割、品質指標、成果の評価を含めるものとする。

専門職員の技能、提供するサービスの種類、業務成果に関する情報を含む統一専門家登録簿の作成によって、最貧困層には社会サービス受給形態を選択する機会が設けられる。この際、政府は規制面および監督面での役割を自らの手中に残し、これをもって能力に制限のある者の権利保護を確実なものとする。

課題2. 利用しやすく質の高い保健の発展

カザフスタンは保健サービスによる全般的な網羅率を達成した国家に加わることとなる。また、保健への融資を多角化するとともに、これを同部門の恒常的な発展と世界的競争能力の実現に十分な水準において持続的に確保していく。

保健システムのデジタル化

保健システムの利用可能性、質、安全性、効率性、安定性、および患者優先性の向上は、データおよびプロセスの複合的なデジタル化にその基礎を置くものとする。蓄積された知識の基盤の包括的なデジタルデータは、臨床面および政策面での決定を統合的に支援するための主たる源となる。これを目的として、保健領域における統計と分類を、OECD加盟国との間で調和が取れたものとし、あらゆるレベルにおける最重要データへのアクセス性を確保する。

各々の市民の健康状態に関する情報を統合した電子保健システムを導入する。2020年までに、保健事業体は統一情報ネットワークに接続し、市民は電子健康保険証を入手する。この際、医療支援が提供される場所の如何に関わらず、医療関係者も患者も健康に関する必要なデータにアクセスできるようにする。

保健における遠隔医療、ロボット化手法、人工知能の導入、デジタルモバイルアプリの利用、「ペーパーレスな」病院への移行に関するプロジェクトに支援を提供する。

疾患の予防と早期管理への方向転換

疾患のピンポイントでの予防と早期管理を目的として、遺伝学的研究と個別化医療の導入可能性を検討する。

このアプローチは今後、疫学的調査の実施と、蓄積した統計データを基盤とした解決策の採択をもって、公衆衛生局の発展を促すものとなる。これによって、公衆衛生保全サービスの事業の方向性を、疾患の予防、リスク評価、早期管理へと転換させるための施策の実現を可能とするものである。

若者の生殖機能の健康の保全と強化に特段の注意を払う。

主要な慢性疾患および腫瘍性疾患の管理

スクリーニング関連の支出の削減と効率性の向上を、主要な慢性疾患の管理を遠隔診断の使用と外来診療への移行によって実現する。

腫瘍性疾患の予防に係る複合的計画を採択し、腫瘍学センターを創設する。この際、最先端の国際的実践例を基盤とした、癌に関する効率性の高い早期診断と治療の確保に主たる重点を置く。

強制社会医療保険システムの導入

医療サービスの質と利便性の向上を目的として、強制社会医療保険システムを導入し、その枠組みの中で、国民の健康の保全に対する市民、雇用者、政府それぞれの確固たる責任という原則を実現する。これにあたっては、医療機関および医師を選択する機会を提供する。

また、限られた資源を有効に利用するための戦略的医療サービス買付けシステムを導入する。

強制社会医療保険システムの導入とともに、政府の義務の境界線を明確に定めたうえで、保証された新たな医療支援モデルを立案する。

プライマリケアと競争環境の発展

この部門の効率性は、専門サービスとの完全な統合を有するプライマリケアにおけるサービスの集中化と調整をもって達成される。一次医療における競争環境の発展は患者優先型モデルの導入を可能とするものであり、この際の医療支援は、居住地の直近地点で利用できるものとする。

医療機関の民営化により管理可能なものに関しては、医療支援の効率性と利便性を達成するため、民間部門のコンピテンシーと資源の誘致を目標とする。国家部門は、国連の「持続可能な開発目標」の17の目標に則し、保健領域における民間部門の発展を明確な指

針として掲げていく。

医薬面での教育および研究の近代化

海外の主要な大学との戦略的パートナーシップにより、優れた実践例と基準の移転をベースとした医薬面の教育および研究の近代化を継続する。これは、教育、学術、および実践の統合をもたらす。

ナザルバエフ大学医学研究科の実績、特に大学総合病院の機能を全国に普及させる。

医療従事者のライセンス・保険システムの導入

安全かつ高度技能に裏打ちされた医療支援を提供するための専門業務に対する新たなライセンスシステムの導入・実現の余地を検討する。

これと並んで、医療従事者の職務的責任に対する保険システムを、職業上のリスク管理の一要素としての医療支援の提供実践に統合していくという問題を深く審議する。

製薬政策の完全化

世界の優れた実践例を活用し、さらに、国内外の参考価格、医薬品買付け計画の完全化、その合理的な利用に基づいた、医薬品の価格に対する国家規制を完全化し、国費の増大を抑制する効率的なメカニズムを導入する。

薬事監督官および薬事監督、しかるべき薬事実践と医薬品の安全・品質・効果保証システム、薬事監査、医療製品の安全・品質モニタリング、医療製品の追跡システムの導入をもって、質の高い、安全かつ効果的な医薬品および医療製品の確保を確実なものとする。

課題3. 住居の利用可能性および快適性、ならびに住宅インフラの向上

住宅政策は、住宅公共インフラへの土地区画の提供、ならびに個人住宅建設目的における当該土地区画の市民への割当てによって、個人住宅建設の発展を目標とする。

住宅公共ネットワークへは、毎年、年間4万超の土地区画を供給する。

試験プロジェクトの一環として、州拠点都市、単一産業都市、および小規模都市において、統一的な建築スタイルによる、主として（90%前後）我が国の建築資材を用いた個人の低層住宅を建築する。

住宅建設貯蓄銀行の預金者および行政府における待機者のための賃貸住宅の建設規模を拡大する目的で、かつてカザフスタン共和国国家基金から準国営部門主体に割当てられた資金を誘致する。誘致した資金は、住宅建設貯蓄システムの参加者による住宅購入という形での「リボルビング」ベースで回転させる。2025年末までに、850万m²の貸付住宅を稼働させ、これによって12万人超に住宅を確保する。

社会的弱者層が抱える住宅問題の解決を目的として、購入権のない賃貸住宅というツールを活用する。このために、3,000戸前後の住宅を建設する予定である。

全体としては、2022年までに住宅5,300万m²超、2025年までに同9,650万m²、もしくは90

万戸超を建設する。

この施策によって、カザフスタン国民1人当たりの住宅確保率は、2030年までに21.6m²から30m²へと引き上げられる。

住宅公共領域における政策は、質の高い公共サービスの途絶えることのない提供、管理システムの効率の向上、省エネ・省資源技術の適用を目標としたものとする。住宅公共インフラの近代化は、主に官民パートナーシップを基盤として推進する。

住宅所有者と管理機関間の相互協力と責任分配に係る最適なメカニズムを定め、公共インフラ部門においては、施設の近代化とイノベーション技術の移転に関する業務を継続する。

当該領域の投資誘致力の向上を目的として、部門の透明性の確保、情報へのアクセス性、料金形成システムの完全化に係る体系的な施策を講じる。

デジタル化の一環として、住宅公共領域の透明性の確保と同領域の経営主体の完全な網羅をもたらす統一データベースを導入する。

建造物の品質、環境保全性、省エネ性に対する要件を引き上げる。これは、建造物の設計、ならびに、住宅建設、建築手法、最新の資材の計画化における新たなアプローチの適用、さらには建築中および稼働中の家屋およびインフラ施設におけるインテリジェントマネジメントシステムの整備を進めるインセンティブとなる。また、建設領域における規範的・技術的文書を、世界的な実践例を考慮しながら常に更新していく。これによって、国民にとっての住宅の快適性の向上と、電力・熱・水の消費コストの削減が可能となる。

課題6. 「グリーン」経済および環境保全

政策の本質：「グリーン」経済および環境保全分野における政策は、天然資源の質の向上、代替エネルギー源の発展、気候変動への適応、ならびに経済における脱炭素化およびエネルギー効率の向上を目標としたものとする。主たる成果となるものとしては、国民の生活の質の向上、環境安全性の向上、環境リスクおよび生態学的赤字の低減、競争能力の持続的な発展と向上が挙げられる。

課題1. パリ協定の目標の達成

気候変動に関するパリ協定のカザフスタンによる実現、およびEXPOを基盤とした「グリーン」技術・投資プロジェクトセンターの構築に係る今後の施策は、「グリーン」経済への我が国の移行における具体的な歩みとなる。

「グリーン」経済に対する定義の拡大と並んで、「グリーン」経済への移行コンセプトもまた、パリ協定に適合させていく。「グリーン」経済の発展という方針は、気候変動の防止と、同変動への適応を促すものであり、その目的は、「グリーン」技術の適用をもって我が国に課せられた温室効果ガス排出量の削減義務を達成することである。

課題2. 融資源の決定、ならびに「グリーン」金融および投資誘致の算定

「グリーン」技術への融資を目的として、国際基金、民間投資、ならびに共和国予算および地方予算を活用していく。

投資は、先進諸国の温室効果ガス排出量の制限と削減、ならびに気候変動の影響に対する適応への支援を目的として、124カ国の政府のイニシアティブにより創設された「緑の気候基金」の枠組みの中で割り当てられる。

国家資金は、官民パートナーシッププロジェクトの枠組みの中で割り当てられる。この際、「グリーン」技術は常に改良されており、生産プロセスのコスト削減も急激に進んでいるため、融資資金の設計は迅速かつ柔軟に実施する。この点との関連で、「グリーン」経済への移行に費やされる費用の今後の設計と算定を目的として、プロジェクトに適用される技術を評価するための明確な基準を定めていく。

排出割当量取引市場の発展に係る取り組みを継続するとともに、同市場と海外市場との統合に係る施策を講じていく。

カザフスタンはさらに、AIFC、および創設が予定されている「グリーン」技術・投資プロジェクト国際センターのインフラを基盤として、「グリーン」金融領域における地域的リーダーになることを目標とする。

課題3. 「グリーン」技術への投資の促進

イノベーション、商品・サービスの環境配慮型生産への投資、温室効果ガス排出量の削減、ならびに気候変動への耐性を有する技術の適用への投資の促進と奨励を進める。

この目的において、料金形成面における現行の法令の完全化、ならびに産業の近代化、イノベーション技術の導入、学術研究と生産の相互協力による省エネおよびエネルギー効率性の向上に係る施策の実現を進める。

課題4. 経済の脱炭素化

この発展方針において、「グリーン」投資プロジェクトの実現をするために、国内外問わず官民の財源動員を拡大させる。

経済の脱炭素化に係る具体的施策の立案するため、部門内プログラム文書において、環境やビジネス運営環境、生活の質、市民の健康および生産性に対する炭酸ガス排出による経済的影響の複合的な評価と算定を実施する。

石炭による熱併給発電所の近代化と、将来的な地域のガス化を目標とした業務とならび、ガス利用への移行を促進する。

課題5. 水資源の利用効率の向上と保全

我が国における水資源の利用効率の向上と保全を目的として、農業、工業、公共部門における体系的な給水施策を立案し、導入する。

農業においては、全体的な水消費量の削減、最新鋭の節水技術の導入、非耕作地面積の

割合の拡大、大規模インフラ施設（用水路、貯水池）の再建、およびこれらの所有権とその保全に係る責任の明確化を狙いとした施策を継続する。

定期的灌漑、地表灌漑を必要とする土地への灌漑用水の供給を目的として、灌漑網および排水網の再建を継続する。また、灌漑用地の土地改良状況および灌漑施策の履行に関するしかるべき検査とモニタリングを確保したうえで、水資源モニタリング・予測・管理システムの完全化を図る。国家レベルおよび地域レベルにおける水資源不足を軽減する目的で、越境水資源の割当て、地下水の利用、新たなインフラの建設、水利施設の集水エリアにおける森林被覆率の向上、自然保護に配慮した通水に係る施策を講じる。

産業における効率的な水資源利用に係る政策の主たる方針は、電力生産部門、採鉱・冶金部門における節水技術の導入、排水の再利用、循環給水によって、既存の企業における水消費量の全体的に削減すること、ならびに新たな産業企業に対しての集排水の基準を欧州レベルまで引き上げることである。

公共事業では、家庭用機器および衛生機器の節水基準の引き上げ、増水時の排水抑制および年間変動の補償を目的とした貯水池および貯水槽の建設、水不足の地域に向けた、水資源豊富な地域および現在集水禁止となっているエリアからの給水管および用水路の敷設、浄水ステーションおよび塩水・塩含有水の浄水設備の建設、貯水システムの再建（植林、三角州の再建、含泥堆積物の除去）に対する複合的アプローチに関する施策を継続する。

政府は、水の消費に負の影響を及ぼし、かつ予算にも大きな負担となっている国家支援の形態を改革し、水利上、食料上、エネルギー上のより高度な安全保障を目的とした多目的な水利インフラへの寄与度を拡大する。

越境河川における水資源の保全と合理的利用を目的として、水利学面および水化学面での情報の共同収集と交換に係るパートナーシップを中央アジア諸国、中国、ロシアとの間で確立する。政府はまた、上記諸国との間で、カザフスタン共和国領内の十分な量かつしかるべき質における水資源を我が国の領内において確保することを目的とした二国間および多国間における国際的法的文書の締結に取り組んでいく。

土地の砂漠化対策も従来通り継続する。土地資源の定期評価と状況確認を実施し、土地資源の質の保持と再建を促す経済的な土地利用メカニズムを導入し、砂漠化プロセスの抑制を目的とした取り組みを実現する。

課題 6. 再生可能エネルギー源の発展、従来のエネルギー源の改良

再生可能エネルギーの支援に係る競売メカニズムの導入について、同エネルギー源分野における法令を完全化する。このメカニズムは、計画立案、行政管理、料金形成に関する柔軟なシステムを盛り込んだものである。また、再生可能エネルギー源市場における行政障壁を縮小する。

再生可能エネルギー源を利用する電力生産事業者のリストにおいて規定されている、同エネルギー源分野における数々のプロジェクトを実現する。カザフスタン共和国の統一電

カシステムの域内における再生可能エネルギー源施設の最大許容出力を年ごとに承認する可能性について検討する。

同時に、従来のエネルギー源の生産者および消費者に対する要件に関して、使用する技術および生産施設の効率性の向上と近代化、環境および市民の健康への負荷の低減の面において基準を引き上げる。

課題7. 生物学的多様性の保持

土地特有の、希少かつ絶滅が危惧される種、他に例を見ない手付かずの区画および自然の生態系を保持する目的で、特別自然保護区の面積の拡大に係る取り組みを継続する。2025年までに、2つの国立公園および3つの特別自然保護区を創出すること、ならびに我が国の領内における特別自然保護公園の面積を、領土面積の10～12%に引き上げる。

カザフスタンは、生物学的多様性保持政策を継続する。これは、領土の森林被覆率の拡大とその4.8%までの引き上げ、国家自然保護基金対象物の保持、野生動物（希少種および絶滅が危惧される種を含む）の数の保持と増大、作為によらない、もしくは半作為による野生動物の繁殖の発展、魚種の大衆化の保持および商業漁業・養殖漁業の発展によるものとする。

土地資源の持続的な管理に係る国家戦略の一環として、土地の質の低下および砂漠化という問題の体系的な解決に向けた戦略的施策の実現に係る取り組みを継続する。

森林の再生、造林規模の拡大、州中心地周辺における緑地の構築、民間による造林の発展を目指す。

課題8. 低廃棄物経済の発展

工学・技術人員、ならびにしかるべき教育を受けた管理人員の十分な確保面において、低廃棄物経済発展政策を継続する。国民における環境文化の形成に係る業務を推進する。

産業および消費における廃棄物取り扱い関連の現行法令の分析、廃棄物国家管理政策の見直しを実施する。この際、廃棄物の削減を促進する優れた国際的実践例を基盤に据える。廃棄物処理制度の発展を目的として、その促進メカニズムと、産業廃棄物処理に携わるインフラおよび企業の構築、ならびにこれらを持続的に機能させるためのインセンティブの導入に係る施策を立案する。

課題9. 産業および消費における廃棄物の管理

廃棄物管理分野における政策は、商品もしくはその他の製品の生産に先々使用できる資源および（または）その他の材料を廃棄物から抽出する過程を備えた廃棄物処理を目的とする。カザフスタン共和国領内における産業廃棄物処理の促進と発展を目的として、現行の環境関連法令を改定する。

政策7. 積極的な対外経済政策

政策の本質：対外経済政策は、経済外交というツールの活用、国際機関および多国間の経済統合団体における国家的利益の推進と保護をもって、世界経済への将来的な統合を図ることを目標としたものとする。また、対外経済政策は、我が国の対外経済関係の組織化と強化、互恵的商取引の構築、多数の国内企業の対外経済活動への誘致、輸出向け国産製品の競争能力および付加価値の質の向上による、我が国の経済成長と発展の促進も同様に目的とする。

課題1. ユーラシア経済連合（EEU）の枠組みにおける国益の推進

EEUへのカザフスタン共和国の参加は、経済成長、国民福祉の向上、カザフスタン産製品の国外市場進出に必要な諸条件を確保するものである。

EEUの枠組み内では、経済協力に係る問題が重点的に検討されている。EEUの多国籍機関を平等な権利とコンセンサスといった原則に準拠し機能させることは、統合の効率性の向上を図るために必要な最重要条件の1つである。カザフスタンは、経済統合のみを目指した国際機関としてのEEUの地位の保持を継続する。

EEU内市場の機能における主要原則の1つに、EEU内市場への相互アクセスを妨げる障壁の撤廃、排除および制限の最小限化がある。障壁や制限の洗い出しと撤廃を目指した積極的な取り組みを継続し、これによってEEU加盟諸国の協業レベルと国家経済の競争能力を高めていく。

自由なEEU内市場を構築するための重要なメカニズムとなるべきものに、制限の撤廃に係る「ロードマップ」がある。これは毎年更新されている。

排除と制限の除去に係る「ロードマップ」の完全な実現、および障壁の撤廃と除去に係る取り組みの恒常的継続は、EEU内市場を障害なく機能させるという目標の達成に資するものとなる。

EEUの新たな関税法典の発効は、根本的に新しいビジネス環境の構築と、通関手続きの大幅な簡素化をもたらす。

これは、商品の通関手続きの簡素化を可能とするものであり、その手段として、電子通関申告を優先し、一定のケースにおいてのみ書面による申告を適用するという、関税行政領域における新たなアプローチを導入すること、ならびに税関機関に証憑書類を提出することなく商品を申告できるようにすること、が挙げられる。

EEUは、エネルギー生産、輸送、工業、農業におけるカザフスタンの生産ポテンシャルおよび輸出ポテンシャルの実現にとって大きな可能性を開く。

2025年までに、相互取引において輸出関税およびその他の制限を適用しない、ガス、石油、石油製品の共通市場を構築する。また、同年までに、EEU加盟諸国のガス輸送インフラおよび原油・石油製品輸送システムへの平等なアクセスが確立される見通しである。共

通電力市場は2019年までに構築する。

労働力の移動の自由を十分に確保する目的で、EEU加盟国の労働者への年金支給に関する条約草案の策定作業を継続する。この条約が発効すれば、加盟国の市民には、加盟国領内における勤労活動時に自らが獲得した年金権の実現と保護が保障されることになる。

国民にとっての、安全かつ質の高い医薬品の入手可能性、ならびにカザフスタンの製薬企業の競争能力の向上を目的として、共通の医薬品市場の機能を目指した取り組みを継続する。

特定のサービス部門に関する統一市場の構築に係る取り組みを継続する。この統一市場は、すべての加盟国の領内におけるサービス提供の自由を前提としたものであり、効率的な競争の確保、無差別環境下における企業活動の実現といった基本原則に準拠するものである。サービス供給者は、法人創設を要求されることなく、自国で取得した許可証に基づき、職業的高度技能を有する人員との認定を受けたうえでサービスを提供する機会を手にすることができる。

合意された（調整を図った）農業政策によって、農産物の生産と同市場の発展の均衡化を図ること、ならびにEEU内外の市場における生産者の保護が可能となる。

産業の競争能力の発展、ならびにコーポラティブチェーンの構築に必要な諸条件、イノベーション技術の進歩基盤、世界市場への共同生産製品の参入の確保を目的とした産業パートナーシップが今後発展する見込みである。

2016年に発効したEEU・ベトナム自由貿易協定を例に、EEU加盟諸国の商取引の拡大と輸出の多角化を目的として、インド、エジプト、イスラエル、イラン、セルビア、シンガポールとの間での自由貿易圏の構築が進められている。また、中国との間では貿易・経済パートナーシップの強化が検討されている。

EEUと第三国との間における貿易協定の締結という形でのパートナーシップの拡大は、輸出ポテンシャルの拡大という我が国の利益に完全に合致する。

課題2. WTOの枠組みにおける国家全体および国内生産者の経済利益の推進、利益代表、利益保護

WTOの枠組みにおける包括的な競争への過渡期と準備期が完了した今、国内における輸出手続きの完全化、国内輸出業者に立ちはだかる障壁の撤廃、当該業者への支援に係る機会の最大限の活用を目指す業務が活発に進められる。

WTO加盟国となったことで、カザフスタンは、WTO原則の透明性、予見性、安定性により自国商品およびサービスの世界市場への進出条件を改善することができたほか、貿易紛争の調整と差別的施策の予防に係るしかるべき制度を利用できるようになった。また、カザフスタンの投資家は、WTO加盟諸国の経済に参入できる機会をより多く手にすることができた。

WTOの枠組みにおけるアンチダンピング調査実施の原則と手続きに関するカザフスタ

ンの生産者および輸出業者の知識の向上が、重大な課題となっている。

カザフスタンは、我が国の現行法令および立案中の法令をWTO規則と調和させ、WTO加盟に際して課された義務を履行する。また、WTOの諸機関との間で、しかるべき情報交換を恒常的に実施する。

カザフスタン経済の潜在的な利益となる分野において、WTO加盟諸国による義務の履行に対する監督への参加実績を拡大する。

WTO規則によって許可されている施策を活用し生産および輸出の成長と多角化を促進するため、提案の立案に常時取り組む。

WTO加盟によるあらゆるメリットと利益を享受するために、我が国の経済発展のベクトルを原料輸出拡大戦略から高付加価値・高度加工を有する非原料輸出戦略へと転換する。

課題3. 経済協力開発機構（OECD）との協力の発展

カザフスタンはOECDへの加盟を目指しているため、OECDとの協力の発展は我が国の対外経済政策の優先方針の1つとなっている。

OECDの先端的な実践例と基準の履行に係る取り組みを継続する。また、承認済みのしかるべき行動計画の一環として、OECDの委員会や諸機関への我が国の関与度を継続的に引き上げていく。

課題4. カザフスタン共和国とヨーロッパ連合（EU）との拡大パートナーシップ協力協定の枠組みの中での協力

カザフスタンとEUとの拡大パートナーシップ協力協定は、相互取引の発展、経済関係の拡大、生産部門への投資に好適な諸条件の構築を前提としたものであり、これにあたっては、投資機運の安定性と予見性、ならびに投資家と企業家による投資と経済活動の遂行に必要な非差別的諸条件の相互提供を保証するものとする。同協定はまた、商品の滞りないトランジットに関する相互の義務を含むものである。これは、EU市場へのカザフスタン産製品の輸出を促進するものとなるはずである。

高度技能を有する労働力の不足が見られる経済部門に海外から高度技能専門家を誘致することによって、必要なスキルを有する労働資源を増強していくことは、経済の多角化および近代化という課題の解決を促すものとなる。これに関連して、カザフスタンはEUに対し契約ベースによるスペシャリストの誘致に係る追加保証を提示した。EU側からは、WTOのすべての加盟国に対する多国間基盤での保証が提供される見通しである。

協定によって確立された国家体制原則と、政府発注手続きの枠組みの中で規定された基本的アプローチ、ならびにプライスキャップ方式と過渡期に関する合意事項によって、我が国の供給業者は欧州の政府発注市場へ無差別・透明・予見可能な条件をもって参入できることになる。この際、カザフスタンは輸出独占の禁止および国内市場における価格規制の廃止を確保し、石油・ガス交渉への非差別的なアクセスを欧州企業に提供する。

課題5. 地域協力の拡大

CIS諸国は従来通り、カザフスタンの優先的取引パートナーであり続ける。我が国はCISの自由貿易圏の枠組みにおける商品取引の特恵体制を幅広く活用している。CIS諸国におけるサービスの自由貿易、投資の機関・事業・実現に関する協定の立案をさらに推進する。

カザフスタンと中央アジア諸国との協力は、その地理的近傍性、および商業・経済上の関係を深めるためのポテンシャルゆえに、最も重要な優先方針の1つとなっている。カザフスタンの輸出業者は、原料だけでなく、より高度な加工を施した商品によっても中央アジア諸国の市場を満たすに足る生産能力・技術能力を有している。また、中央アジア諸国との協力の発展は、カザフスタンのビジネス界に対し、中東・南アジア諸国市場および中国西部市場に滞りなく参入する機会を提供するものである。

第6章 2025年までの戦略計画の実現に向けたアプローチ

この戦略計画は複合的な改革計画であり、政策の集大成である。この戦略計画の成功は、それぞれが具体的な成果の達成を目標とした、相互に関連した課題とイニシアティブの包括的な実現に掛かっている。改革と政策の実現には、関与するあらゆる国家機関、ビジネス界、市民団体の足並みのそろった行動が必要である。

2025年までの戦略計画を首尾よく実現する際の基盤は、下記の3つの原則である。

原則1. 改革実現の成果に対する明確な責任

戦略計画の改革、政策、共通目標の達成の実現度合いに対する監督は、カザフスタン共和国首相を議長とする国家経済近代化委員会が担う。

各々の改革および政策の履行に対する責任は、副首相レベルにおけるしかるべき監督者に委ねられる。各々の改革および政策の監督者は、国家機関の責任者レベルにおける諸課題の監督者間に責任を分配し、これらの課題の履行を確実なものにする。

諸課題の監督者らによる作業部会の支援は、官庁間の相互協力を要する変革の実現を目的としたプロジェクト管理の枠組み内で政府が構築するプロジェクトオフィスが担う。諸問題の迅速かつ複合的な解決を図るため、プロジェクトオフィスには関連の国家機関、市民団体およびビジネス界が参加する。

このアプローチは、関係各方面の行動の大幅な変革もしくは調整を必要とする改革や政策の枠組み内の課題とイニシアティブの遂行に適用される。残りの課題とイニシアティブは、しかるべき国家プログラムおよび政府プログラム、ならびにその当面の業務の履行の枠組み内で省庁および国家機関が遂行する。

原則2. 実行成果に対する責任の、ビジネス界および社会との共有

ビジネス界、市民団体、および国家機関は、戦略計画の実現に対する責任を相互で分担する。これを目的として、国家企業家会議所「アタメケン」を代表とするビジネス界と、

カザフスタン政府市民同盟評議会を代表とする市民団体との間の共同実現協定が締結される見通しである。

共同実現は、改革の枠組み内のイニシアティブ実現に係る個々のメカニズムの特定、各々の当事者の責任領域の確定を目的としたコンサルティングと意見交換の実施、ならびに戦略計画の目標達成に係るモニタリングメカニズムの構築を前提としたものである。

共同実現の一環として、政府は法律面・規制面・制度面における必要な条件の構築と、障壁の撤廃、ならびに必要な政策の実現を確実なものとする。ビジネス界からは、必要なコンサルティングの提供への積極的な参加、ならびに迅速な処理効率の向上、技術刷新、職員のコンピテンシーの発展による自社商品およびサービスの生産性と品質の向上を目指した具体的な行動が期待される。市民団体の代表者らは、国民のコンピテンシーの発展と、社会意識の近代化を目指した施策に参加する。

原則 3. 成果と評価の注視

2025年までの戦略計画の実現は、具体的な成果の達成を目標とする。これを目的として、課題の実行者には、課題の遂行と目標指標の達成に係る最も効率的な手法を選択する一定の自由が提供される。

2025年までの戦略計画の実現に対するモニタリングと評価は、国家計画システムに従い実施していく。第三者による評価を得るために、国際機関（例：OECD、世界銀行等）など外部機関を誘致する可能性がある。

第7章 最重要国家指標

2025年までの戦略的計画における最重要国家指標は、2021年、2025年、2050年までに達成すべきターゲットとなる成果を反映したものである。

領域	最重要国家 指標水準	指標	単位	数値			
				2016年	2021年	2025年	2050年
福祉の成長							
経済成長	I	国民1人当たりGDP	現行ドル換算による名目値	7 715	13 190	18 500	33 270
			国際ドル（購買力平価ベース）換算による名目値	26 048	34 600	46 100	60 000
	II	労働生産性の成長	2016年の価格における同年の水準対する成長率、%	-	24	51	363
経済の質的成長							
マクロ経済の 安定性	I	国家予算における非石油部門の赤字	対GDP比、%	9,0	<6,6	<6,0	-
		インフレ率	対期末比、%	8,5	3,0-4,0	3,0-4,0	-
多角化	I	非原料部門の商品・サービス輸出高	10億米ドル	19,2	29,2	41,0	90,0
	II	経済複雑性指数（ハーバード大学）	ランキング順位（得点）	78 (-0,5)	70 (-0,3)	55 (0)	16 (1,5)
ビジネス環境および 企業活動の発展	I	GDPにおける中小企業の比率	粗付加価値、対GDP比、%	26,8	30,0	35,0	50,0
		OECDの競争環境指数（製品市場規制指標）	ランキング順位（得点）	-	40 (2,7)	37 (2,2)	23 (1,5)
	II	経済に占める中規模企業の割合	粗付加価値、対GDP比、%	4,8	10	15	20
		監督外にある（非公式）経済の割合	対GDP比、%	25,8	23	20	15
技術および イノベーション	I	経済における学術研究・試験設計業務への支出	対GDP比、%	0,14	0,5	1,0	3,0
	II	学術業務および／または科学技術業務の成果の近代化に係るプロジェクトへの民間共同融資の規模	応用的性質を有する研究業務への融資総額に対する比、%	7	20	50	≥50

金融市場および 投資	I	固定資本への投資	対GDP比、%	16,4	17,1	19,4	30,0
	II	ローンポートフォリオの規模	対GDP比、%	18	≥30	30-50	50≤
インフラ	I	情報通信技術開発指標（国連）	順位	52	34	25	15
	I	物流パフォーマンス指標（世界銀行）	順位	77	40	38	30
	II	都市部における中央制御型給水の確保	%	88,0	98,0	100,0	100,0
		村落居住地点における中央制御型給水の確保		52,3	64,0	80	-
生活の質的改善							
保健	I	出生時余命	歳	72,4	73,3	75,0	84,0
	II	乳児死亡率	生児出生数1,000件における件数	8,6	7,8	7,2	3,5
		妊産婦死亡率	生児出生数10万件における件数	12,7	11,0	10,0	9,0
教育	I	PISA試験の結果に基づく学校教育の質の評価 （OECDの総括レポートによる）	数学平均得点	460	470	480	510
			読解力平均得点	427	440	450	510
			科学平均得点	456	465	490	510
		高等教育機関における外国人学生の割合、%	%	2,6	6	10	20
	II	国際要件に基づいて立案された教育プログラム （技術・職業教育）の割合	%	23	100	100	-
		広く認知されている国際ランキング「QS-WUR」、 「TOP-200」、「Times Higher Education-500」、 「Shanghai Academic Ranking-500」のうち、最低2つの ランキングにおいて選出されるカザフスタンの大学数	該当数	0	2	3	5
就労	I	失業率	%	4,9	≤4,9	≤4,9	3-4
	II	非生産的な就労者の割合	自営業者総数に対する比、%	13,6	12,4	10,0	5
所得	I	国民の実質現金所得の成長	2016年の価格における 同年の水準に対する成長率、%	-	18,2	42,3	292,0
	II	食料品に対する家事支出	総支出における割合、%	45,8	41,3	37,1	30,0
		低所得人口40%の所得比率	国民の総所得における割合、%	22,8	24,9	27,0	34,5

地域的发展	I	都市化水準	%	56,8	58,0	60,0	70,0
	II	地域間に見る1人当たり域内総生産成長率の乖離	n倍	3,2	3,0	2,7	2,5
		住宅確保率	1人当たりのm ²	21,4	23,1	26	35
グリーン経済 および環境	I	GDP当たりのエネルギー消費（国際経済学連合のデータによる代理効果指標）	2008年のレベルからの削減率、%	13	20	25	50
	II	再生可能エネルギーによる電力の割合	総発電量に対する割合、%	0,9	3	6	50
制度	I	世界銀行による国家管理効率性指数	パーセンタイル	51,44	55-60	60-75	75-90
	II	腐敗認識指数（NGO「Transparency International」）	得点	29	32	35	62
		法の支配指数（NGO「The World Justice Project」）	ランキング順位（得点）	73 (0,50)	65-70 (0,51)	55-60 (0,53-0,54)	25-30 (0,66-0,70)

戦略計画の最重要国家指標決定へのアプローチ

戦略計画の最重要国家指標とその目標数値は、先進30カ国への参入という2025年までの目標達成に係るカザフスタンの進捗状況を計ることができるよう、また、先進30カ国に対するカザフスタンの現在地点を比較できるように、さらには、本戦略計画に基礎を置く改革および政策の履行状況を評価できるように、特定・算出されたものである。

最先進諸国30カ国に関しては、国家の社会・経済的発展レベルと国民生活の質の両面を反映する諸要因全体に鑑みて決定した。

その後、これら30カ国を基準にターゲット指標値の特定・算出に際して活用した。

この戦略計画の最重要国家指標は、当計画における改革と優先的政策の方向性を念頭に置いた14の測定領域における進捗状況を追跡するものであり、また同様に、我が国の発展の現段階において緊急に達成しなければならない数値である。

測定領域に関しては、2つのレベルのターゲット指標値を算出した。第1段階のターゲット指標値は、世界先進諸国に比したカザフスタンの発展レベルを反映するものである。第2段階の指標値は、現段階においてカザフスタンにとって喫緊の課題である問題を反映した数値を含む。指標値を選択する際には、国連の持続可能な開発目標を念頭に置いた。

先進諸国に対するカザフスタンの進捗度の定期的なモニタリングと比較を実施するため、海外の専門家や投資家が国内状況の評価に広く用いる一般的かつ基本的な国際指標を特定しこれを採用した。

ターゲット指標値の算出時には、2017～2025年にかけて人口が1,804万8,600人から1,983万4,800人へと増加する年平均人口動態を前提とした。この際、就労人口を875万900人とし、その年平均増加率を0.25%とした。

2020年以降のインフレ率は3～4%、米ドルの対テンゲレートを330として固定した。国際指標となる北海ブレント原油価格は55ドル、金属価格は平均2.6%の速度で上昇すると見込んだ。カザフスタンにおける原油およびガスコンデンセートの生産量は、2016年の2,930万tから2025年には1億730万tに上ると見込んだ。

各々の指標値に関し、先進30カ国の数値に基づいて、優れた世界的実践例に適合する水準を算出した。

指標値の各々に関する2025年におけるターゲット値は、2050年におけるターゲット値に立脚して算出した。2050年とは、先進30カ国への参入時期としてカザフスタンが長期目標に据えている年度である。ターゲット値は、まず2050年における値を定めたうえで、現在の主要諸国における2015～2016年の中央値を採用する形とした。

2021年、2025年、2050年におけるターゲット値は計算をもとに得られた数値であり、専門家らの見解を踏まえたうえでチェックし、適応させたものである。さらに、指標値それぞれのターゲット値を評価するにあたっては、2017～2021年におけるイニシアティブ実現による遅発効果を見込んだ。イニシアティブの実現開始と、最初の成果が得られるまでの

間に一定の期間があるためである。指標の評価に対するアプローチの如何に関わらず、高い目的意識と、ターゲット値の達成との間のバランスは保持されている。

最重要国家指標の達成を目的として、戦略マップを策定する。戦略マップは、年度、部門、地域ごとに分割された（分割が可能な場合）第2、第3レベルの指標値への最重要国家指標の階層分けと、これらの達成に責任を負う中央国家機関および地方執行機関、国家持株会社および諸企業への管轄割当てを盛り込む。

部門および地域ごとに最重要国家指標を分割するにあたっては、これらの達成に責任を負うしかるべき中央国家機関および地方執行機関、国家持株会社および諸企業それぞれの、総合的な成果に対する寄与度を明確化する。

2018年2月15日付
カザフスタン共和国大統領令第636号
付属文書

失効したカザフスタン共和国大統領令 一覧

1. 2010年2月1日付カザフスタン共和国大統領令第922号「2020年までのカザフスタン共和国発展戦略計画について」（カザフスタン共和国大統領・政府布告集、2010年、第10号、p.115）

2. 2012年8月27日付カザフスタン共和国大統領令により承認された、いくつかのカザフスタン共和国大統領令に対する改定および補足第2項（カザフスタン共和国大統領・政府布告集、2012年、第68号、p.976）

3. 2013年11月11日付カザフスタン共和国大統領令第689号「2010年2月1日付カザフスタン共和国大統領令第922号『2020年までのカザフスタン共和国発展戦略計画について』の改定について」（カザフスタン共和国大統領・政府布告集、2013年、第65号、p.679）